

会報

第56号

国立大学協会

昭和47年6月

会 報

(第 56 号)

目 次

健康雑感	池田 数好	(3)
国連大学について	前田 陽一	(7)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録	(10)
(1) 理事会・第6常置委員会合同会議 (47. 1. 22)	(10)
(2) 理事会・大学運営協議会合同会議 (47. 3. 30)	(13)
(3) 理事会 (47. 3. 30)	(16)
(4) 幹事会 (47. 3. 10)	(20)
(5) 第1常置委員会 (47. 1. 18)	(21)
(6) 第1常置委員会 (47. 2. 22)	(23)
(7) 第1常置委員会 (47. 3. 29)	(27)
(8) 第1常置委員会 (47. 4. 25)	(29)
(9) 第2常置委員会 (47. 1. 20)	(32)
(10) 第2常置委員会 (47. 4. 14)	(34)
(11) 第3常置委員会 (47. 2. 15)	(35)
(12) 第4常置委員会 (47. 1. 21)	(38)
(13) 第4常置委員会 (47. 4. 19)	(39)
(14) 第5常置委員会 (47. 2. 19)	(41)
(15) 第5常置委員会 (47. 2. 26)	(44)
(16) 第6常置委員会 (47. 2. 29)	(45)
(17) 第6常置委員会 (47. 4. 18)	(48)
(18) 図書館特別委員会 (47. 4. 17)	(50)
(19) 教養課程に関する特別委員会 (47. 2. 4)	(51)

(20) 研究所特別委員会 (47. 4. 25)	(52)
(21) 入試期特別委員会 (47. 1. 21)	(54)
(22) 入試期特別委員会 (47. 3. 15)	(55)
(23) 教職員の厚生等に関する特別委員会 (47. 2. 25)	(57)
(24) 教員養成制度特別委員会 (47. 4. 21)	(58)
(25) 大学運営協議会研究部会合同会議 (47. 4. 7)	(60)
(26) 特別会計制度協議会 (47. 2. 7)	(61)
2. 諸会合	(67)

B 予算・決算

1. 昭和47年度国立大学協会歳入歳出予算 (案) (47. 3. 30理事会承認)	(75)
2. 昭和46年度国立大学協会歳入歳出追加 予算 (案) (47. 3. 30理事会承認)	(76)
3. 昭和46年度国立大学協会歳入歳出決算 (47. 6. 9理事会承認)	(77)
4. 財産目録 (47. 3. 31日現在)	(78)
5. 昭和47年度臨時会費に関する会費の基 準の特例 (47. 6. 9理事会承認)	(79)
6. 昭和47年度国立大学協会歳入歳出追加 予算 (案) (47. 6. 9理事会承認)	(80)

C 資料

1. 教官定員の調整について (47. 2. 9) …(69)
2. 教育改革連絡協議会における意見聴取
の会議出席について (47. 2. 10) ……(69)
3. 大学改革に関する調査研究資料送付方
依頼について (47. 3. 23) ……(70)
4. 情報処理教育の振興について (第 2 次
中間報告) に対する意見について
(47. 4. 26) ……(70)
5. 大学問題に関する第 3 次調査研究につ
いて (47. 4. 1) ……(71)
6. 「中教審」中第 2 編その他についてに
対する各大学の意見について
(47. 4. 1) ……(73)

7. 国立大学協会への加盟について

(47. 3. 15) ……(73)

D その他

1. 学長・役員・委員等の異動について…(83)
2. 杉野目元副会長逝去に対する弔意につ
いて…(83)
3. 罹災大学に対する災害見舞について…(84)
4. 大学設置審議会大学設置分科会委員候
補者の推薦について…(84)
5. 寄贈図書…(84)
6. 窓
 - 学園紛争と学生自殺…(74)
 - 松下先生のこと…(81)
 - 琉球大学について…(82)
 - 国文学研究資料館…(85)

健康 雑 感

池 田 数 好

人間だけに高度に発達している知性の働きには、たがいに矛盾するところの、あるいは、逆方向に作用するところの二つの側面がある。しかもそれらが、人間の健康な生活と、微妙にかかわっているのである。

ひとつは、あらゆる学問や科学技術の発達の基礎になっているような、たとえば、現象を観察し、どこまでも思考の厳密性・論理性・合理性・法則性・予見性といったものを求めていくところの、一種の衝動的な側面である。それは、衝動的であるだけに、停止することがない。しかも働きは加速的である。人類の歴史5万年を文化の軸で切ってみると、今世紀のはじめが、ちょうど中間の時点にあたっていると、トフラーが比喩的にのべた、あの進歩の加速度を可能にしているものである。この意味では、科学や科学技術の進歩には、本質的に自制力が欠けている。しかしこの点は別にして、ここではまず、知性のもつこの一面が、実は、臨床医学のめざましい躍進を支えているのであり、この三十年の間に、日本人の平均寿命を二十年のばした要因であることを指摘しよう。

ところが、日常生活のなかで、特に各人の意識面で、もしもわれわれが、知性のもつこの側面に厳密にのっかっていくと、実は、われわれの健康な社会生活は破綻をきたしてくるのである。二三の例をあげよう。

ある男子大学院生。あるきっかけから、梅毒にかかっているのではないかとの不安をもち、合計8人の皮膚科医を受診し、大学病院だけでも、名前をかえて7回の血液検査をうけている。いずれも陰性であるが、彼には安心できないのである。専門の皮膚科書を読んでも、血液検査が陰性でも梅毒の根治していない症例が幾%というように記載されているからである。

ある女子学生の例である。電車のつり皮にさがったとき、ドアの取手を握ったときなどはもちろん、およそ自分の手が何物かに触れたとき、彼女はその手を洗い、さらにアルコール綿球でたんねんに消毒せずにはおれない。このようにして彼女は、多いときには一日に500から1,000ccのアルコールを消毒用につかっているのである。

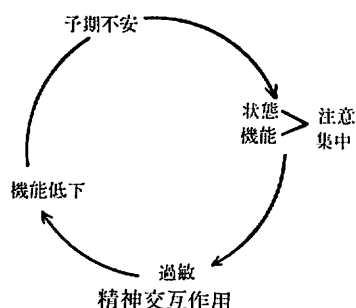
中年の教師。腹部とくに胃の部分に不快感・純痛を訴えて、すでに六ヶ所の病院・診療所を受診しているが、いづれも特に異状なしと診断されている。本人は胃癌にまちがいないという不安をもっており、そのように断定されるのがこわくて、その後は受診も中止し、日夜その不安にとりつかれ、職務にも支障をきたす状況にあり、自覚症は消失しない。

いづれも専門的には稀らしくない症例であり、故森田教授によって、神経症の一類型として、“神経質”の名で分類され、その治療のために、森田療法の名でよばれる卓抜な精神療法が体系化され、

とくに近年外国の精神医学者の注意をひいているものである。

以上の三例に共通していえることは、いづれも、狭い意味での身体病ではないが、社会生活の面では、きわめて不健康であり、自らも悩み、その社会活動も制限されているのである。

しかし一方から、とくに上にのべた知性の側面から考えてみると、これらの考え方、感じ方が間違っている、というわけのものでもないのである。感染しているかもわからない確率、病原菌の附着している可能性、癌であって、しかも誤診されている危険率といったものが、数学的に零でない限り、厳密性や論理性を求める人間の知性が、おこり得る結果をおそれ、将来を予測し、不安にかられるというのは、まさに論理的なのである。しかし同時に、いくど受診・手洗・検査を繰り返してみても、その危険率が零にならないことも、かなり確実である。このような生活態度は、したがって、二つの意味で不健康なのである。第一には、理論的には到達できない完全さ（零）を求めて、現実の社会生活は著しく制約される、ということであり、第二には、このような心の働き方が、重い症状や病気を、本当につくりだしてくる、ということである。たとえば、森田教授によって、“精神交互作用”とよばれた心の働き方と心身の機能との間におこる一種の悪循環がある。すなわち、われわれが自己の心や身体の状態や機能に注意を集中すると、そこは必ず過敏になり、過敏になると機能は低下する。低下すれば、そのことが心配になり、いろいろの可能性（危険率）を考え、ますます注意の集中をまねき、いよいよ過敏・機能低下をきたすという、予測・不安・注意集中・機能低下といったものの間におこる悪循環である。その結果、一般の人びとには想像できないほどの、頑固で著明な症状が形成されることがけっして稀らしくないのである。どこまでも可能な危険率を予測し、その予防を求めて行動することが、けっして論理的に間違っていない。しかし現実には、完全な健康・安全を求めて、真の健康は破壊され、安全は損なわれるという、知性のもつ自己矛盾である。われわれがこれを“知性の構え方の誤り”とよぶのもこの意味であり、知性のひとつの側面が、日常生活とくに個人の意識のなかでその論理をおしすすめていくときに到達する破綻である。



それでは、積極的・能率的に社会生活を営んでいる、いわゆる一般の健康な人びとは、それぞれが持っているはずの知性のこの側面を、どのようにしてかわし、矛盾を避けているのであろうか。

それは、いってみれば、それまで押しすすめてきた以上の知性の側面を、むしろ逆方向へ、すなわち、厳密性を非厳密性へ、論理性から非論理性へ、危険率の予測からその切捨てへと、要するに反知性化の方向への逆転という方法によってである。この逆転は、あるときはほとんど無意識的・反射的に、あるときはその場その場の各人の決断によってなされるものであるが、いづれにしても、われわれの知性の働きのもつ、いまひとつの働きの側面である、と考えられる。さらに、この知性の反知性化作用を、意識的にとらえたときのわれわれの実感を強いて翻訳すれば、“まさか自分が…” “多分大丈夫だろう”といったようなものであろう。例えば、現在わが国における交通事故死者は一日45人であり、負傷者2,600人である。一日の外出人口が幾人になるのか推定が困難であるが、以上の数字を外

出入口で割っただけの死亡率、負傷率を背負って、われわれは外出しているのである。しかし、外出しているほとんどすべての人が、このことを意識していないし、強いて何故平気で外出するのかと質問されるなら、“まさか自分が交通事故に会うことはあるまい”といった、数学的にはきわめて雑な、したがって非論理的で、反知性的な判断がかえってくるであろう。しかも社会生活のなかでは、この態度が健康なのであり、この危険率をおそれて外出不能となれば、外出恐怖症とよばれるノイローゼの一種であることはいうまでもない。

臨床検査・診断のあとで医師が“大丈夫です、異常ありません”というとき、なんとなく医師の態度は100%の保証を与えており、その結果を聞いた受診者も、また100%安全である感じをもつものである。しかもこの場合、両者の態度は、いづれも厳密ではないが、まさに健康的なのである。たとえば医師が、自己の、あるいは名医の誤診率を念頭において、“75%~90%は大丈夫ですよ”といった説明をしたとすると、厳密・論理的ではあるが、おそらくその結果は、多くのいわゆる医因性神経症者をつくり出すことであろう。

公害学者が、0.1p.p.m.のある有毒物質を鋭く指摘し、問題にするのも知性のひとつの側面であり、おなじ公害学者が、研究の合間には相当量の煙草をたしなみ、研究上必要となると、あらゆる交通機関を利用して調査にでかける。しかも、喫煙による肺癌の発生率も、交通事故の危険率も不安の種となることはなく、研究に集中している。これを可能にするものもまた知性の他の側面である、ということである。

考えてみると、われわれの健康な生活態度というものは、以上のべてきた知性の二つの側面の、微妙なバランスの上に成立っているようにおもえる。このバランス、すなわち、知性化と反知性化の転回点は、まさに微妙であり、多くの個人差を許すものではあるが、とにかくそれが必要だということである。厳密な知性化の方向に傾くと、上にのべたように、神経症的な不健康さがうまれるし、逆に反知性化の方向に傾きすぎると、臨床医学の原則さえ無視した不摂生がうまれてくるであろう。臨床検査の不備や誤診の可能性を考え、特定のどの医師、どの医療機関にたいしても、自分の治療や診断を託することをようせず、医師から医師へ、病院から病院へと巡ぐりあるき、心のどこかには不安をもちつづけているといった型の人がすくなくない。問題は、このような方法で誤診の危険率をさける効率と、そのことからくる精神交互作用の悪影響のいずれが大きいか、ということであろう。一般には、後者がはるかに大きいのである。

健康に直接関係する各人の意識面で働く、知性のこのような両側面は、もっと広範な健康条件である公害や環境汚染の問題や、その将来的な見通しともかかわってくる。

すでにのべたように、厳密な知性化の衝動的な力は、人間が“進歩”という概念を知ったときから、加速的にばく進しはじめた。科学技術の進歩には、ほとんど歯止めがないことの背景には、知性のこの側面が条件になっていることが忘れられてならない気がする。人間を人為的に滅亡させるものがあるとすれば、おそらくそれは、科学技術の進歩をここまで支えてきた、そのおなじ知性であろう、という予感を持つ人はすくなくない。しかもこの場合、はなはだ憂慮されることは、間接的に、目にみえない処から健康条件にせまってくる環境汚染のような現象にたいし、知性の第二の側面、す

なわち反知性化の作用は、個人の直接的な健康条件の場合と逆に、好ましいバランスの働きをするよりも、むしろ、知性化の自己規制をゆるめる結果となりかねない、ということである。すなわち、“まさか自分が…”という、個人の健康生活にとっては重要な反知性化のモウメントが、わが身に直接ふりかかってこない危険にたいしては、きわめて楽観的に作動する、という可能性である。20年先の人類保健の問題、遠くはなれた水俣病の問題を、いまわが身におきている微熱ほどにも、実感としては深刻に考えることのできない通性を、知性のバランス作用が持っている、ということである。しかもおそらく公害問題のこわさは、広範な人びとのわが身にふりかかってきた段階では、健康なバランスの再調整がほとんど手おくれである、という点であろう。そのことのよいわるいの問題でなく、人間の心の働きには、共通したそのような特性があるという前提にたって、健康や環境汚染の問題、その対策が考えられることが必要であろう。

（筆者 九州大学長）

国連大学について

前 田 陽 一

ウ・タン国連事務総長が国連大学の設立を提唱してから3年近くの歳月が経った。その間、この問題は、新聞その他では、間欠的に時々思い出したように報道されるだけであった。この種の事柄に関心を持たれる本会報の読者の中にも、一体どういうことになっているのか見当もつかないという方々も少なくないと思われる。それで、この件と直接の係わりを多少持ってきた一人として、解説じみたことを試みて見たいと思う。

I. 設立可否の問題の経緯

1. ウ・タン提唱と第24回国連総会。1969年9月、当時の国連事務総長ウ・タン氏は、同年秋開かれる第24回国連総会に対する「国連の活動年次報告・序文」の中で、「私は、真に国際的性格を持ち、平和と進歩という国連憲章の目的にさざげられた国連大学の設立を真剣に考えるべき時期が来ていると思う」と述べ、「政治・文化の両面における国際理解の促進」を第一の目的とするような国際大学の設立を提唱した。この提言を受けた第24回国連総会は、事務総長のイニシアティブを歓迎し、同総長が翌年の総会までに、国際大学の実現性に関する包括的な専門的研究を行うようすすめる決議を1969年12月に全会一致で採択した。

2. 第25回国連総会まで。上の決議を受けたウ・タン事務総長は、翌2月に元インド国連大使でコロンビア大学教授のアーサー・ラル氏に右研究を依頼した。その研究報告は、第25回総会に提出される前に、あらかじめ、7月に開かれた国連経済社会理事会に配布されたが、同理事会は、国際大学設立の問題にはいっそうの研究が必要であるとなし、同年秋開かれる第16回ユネスコ総会でこの問題を取り上げ、その結果を第25回国連総会に報告するよう決議した。その決議の指示によってユネスコ事務局長は設立に関する前向きな意見書を第16回ユネスコ総会に提出したが、同総会はこの時点で設立の可否を決するのは時期尚早であるから、いっそう掘下げた研究を行うべきであると決議した。それを受けた第25回国連総会は、1970年12月の決議で、ユネスコが国際大学の教育的、財政的、組織的な面について更に詳しい研究を行うことと、国連は国連で15名の専門家パネルを設けて、本件を検討することを定めた。

3. 第26回国連総会まで。上の決議を受けて、ユネスコは、前年のラル報告の際よりは遙かに大がかりな研究報告の作成にとりかかった。先ず1971年3月には、8名の専門家と国連の関係諸機関の代表者からなる作業委員会を招集して、報告書作成の手順を審議し、それによって、同5月には17名の第一次報告作成書の非公式会議を開いて、各自の分担や、また全加盟国の大学を始めとする関係団体への質問書の作成について協議した。それらの資料に基いて作成された詳細な総合報告書は、同年8

月に27名からなる専門家委員会によって検討され、10月にユネスコ執行委員会の議を経てユネスコ事務局長の意見書と共に国連に送付された。他方国連はその専門家パネルを同年中に2回開き、ユネスコの総会報告書の検討をも含めた審議を行った。その結果に基づいて、国連事務総長は、国連大学（始めのうちは国際大学とよぶ慣行であったのが、この頃からむしろ国連大学とよばれるようになってきた）の設立を可とする報告を、同年11月11日付で国連総会に提出した（これには国連訓練調査研修所（UNITAR）よりの報告も付せられている）。ところが同23日に開かれた国連経済社会理事会は、報告書を充分検討するいとまがないという理由から決定を更に1年間延ばすことを決議し、12月16日に開かれた国連総会でも、本件は翌年の第27回総会で充分に審議することを決議した。同総会はまた、それまでの間、従前の15名の国連専門家パネルに、ユネスコ事務局長の指名する5名を追加した専門家委員会が更に研究を続けることをも決議した。

4. その後。上の決定によって、20名に増員し、それまで国連とユネスコとで並行して行っていた研究審議を一本にしぼった感のある国連専門家パネルは、既に本年4月上旬その第3回会議をパリで開き、国連大学の早期設立が望ましいとする結論に達した。その結論は、本年5月30日から開催されるユネスコ執行委員会、更に7月3日から開かれる国連経済社会理事会、10月17日から開かれるユネスコ総会の議を経て、今年末第27回国連総会で審議される運びになっている。既に第25と第26の2回に亘って翌年延ばしにされた本件のことであるから、今年末の国連総会で可否いずれかの決定がはいよいよ下される可能性が高い。

II 諸研究報告の示す方向

国連大学の設立が今年末の国連総会でいよいよ決定されるかどうかは、加盟国の政府代表の表決によることであるから、予断を許さない。しかし、いずれにしても、上述のように何回となく積重ねられてきた、国連大学の望ましい姿についての専門家の研究が次第にその書き出す輪郭をはっきりさせて最きているのは注目に値する。一番後に開かれた、本年4月の国連の20人専門家パネルの報告書を近手にしたが今までに作成されたものの中では最も手間も時間もかけられたユネスコ総会報告書と、大筋は変わっていない。両報告書はいずれも、当初のウ・タン総長の提唱や、ラル報告からうかがえるような方な、学段落階を含む教育面重視の一般大学に近い構想をはっきり捨て、大学院以上の、研究に重点を移したものが望ましいとしている。また国連専門家パネルの報告書によれば、国連大学の設立が大いに望ましいとされるような機能が少くとも二つは考えられるというのである。

一つは、人類の生存条件を改善または確保するような問題の研究や研究者の訓練を、異なった専門分野にまたがる研究者の協力によって行うことである。それは例えば、諸文化、言語、社会組織の間の共存とか、諸国間の平和的關係および平和と安全の維持とか、経済的社会的変化と開発（特に、工業化されていない国や地域の開発）とか、環境および資源の適切な利用とか、科学技術の成果を開発のために利用することといった種類の問題である。

いま一つは、発展段階が異なる国の科学者間の交流を確保し、すべての関係者が特定の専門分野における当面の問題を研究できるようにし、一般的にその知識を向上させることであるというのである。

以上の二つに加えて更に五つの副次的目的をあげているが省略する。これらの内容は、ユネスコの報告書と大体の方向は一致し、また一つの企画調整センターと特定問題を扱う数個の分散された構成ユニットからなり、更に既存の大学を始めとする各種の研究教育諸機関とも密接な連けいを保つという国連大学の組織に関する構想の上でも一致している。

III わが国の対応ぶり

本問題が既に三年近くの間国際的に論議の的となり、未だ決定に至らない裏には、既にかかなりの程度に国際化された大学を持っている先進諸国の間に多い、今更新しいものを作って屋上屋を重ねるよりも、既存のものを更に発展改善させた方がよいという考え方と、いかに国際化されているといっても既存のこの種のものは究極的には特定国の管理下にあるものであるから真の国際大学の設立こそが望ましいという発展途上国のほとんど一致した声との間の対立があるからである。

国連自体が深刻な財政難に悩んでいる今日、国連大学の設立に必要な費用は、別途自発的な拠出に主として頼らなければならないのは自明である。従って、持てる国の多くが、消極的態度をとっているのは、この種の考慮が働いているためもあると推察される。従って、設立に積極的でしかも財政負担能力も低くはないわが国の出様は、この三年間次第に注目をあびるようになってきた。

早くも1970年5月に日本のユネスコ国内委員会は、国連大学の構想に関する建議を政府に対して行い、それが国連に正式に伝達された。また翌71年5月にも、文部省に設けられた各界の代表からなる「国連大学に関する懇談会」と、主として大学関係者からなる「国連大学に関する調査会」の議を経て、「国連国際大学に関するわが国の意見および提案」が政府より国連に正式に提出された。この二つの提案が、国連大学設立に対して極めて積極的なのは言うまでもない。

また既述の国連やユネスコにおける本件審議に際しても、わが政府代表が終始積極論側のリーダーの一人であったことは隠れもない事実である。そして、上述の国連パネルやユネスコの三種の委員会にはいずれも日本人委員が加わり、そのうちの二つでは副委員長となった。また、国連事務局側の本件担当者の一人にわが国出身の明石康氏が任命され、あらゆる面で有能な活動を続けている。

更に財政面では、上記のユネスコの総合研究報告に要した費用93,500弗のうち過半の50,000弗をわが国政府が負担して感謝された。そして本年3月に国連の新総長からの、国連大学が設立された場合の日本政府の財政上の寄与についての問合せに対する回答では、日本に国連大学の一部が設立された場合は言うまでもなく、他の国に設けられた場合にも応分の拠出を行ない、それが発展途上国の場合にはその資金的経費まで応分の拠出も考慮するという極めて積極的な態度をとって注目されている。このような姿勢が、設立を強く望みながらも財政力の弱い発展途上の諸国から好感を持たれているのは言うまでもない。

終りに、わが国の大学が先進諸国間で、その国際性においていかに立ち遅れているかを身にしみて感じさせられてきた一人として、国連大学の設立に対する協力を通じて、わが国の大学の国際性の伸長に対する熱意が、大学関係者の間に高まって行くことを祈りながら筆をおく。

(筆者 東京大学名誉教授 日本ユネスコ国内委員会会長代理)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会・第6常置委員会合同会議議事要録

日時 昭和47年1月22日(土)午前10時～午後1時

場所 虎の門霞山会館(梅, 桜の間)9階

出席者 (理事会)

加藤会長, 和達, 前田各副会長
丹羽, 柳川(代, 佐藤), 加藤(陸), 石原, 宮島, 加藤(六), 馬場, 芦田, 岩本, 釜洞, 谷口, 飯島, 北村, 池田, 田中, 中村各理事

谷田(第2), 広根(第3), 近藤(第6)の各常置委員長

藤岡, 戸田各監事

(第6常置委員会)

中林, 渡辺, 隅谷, 広橋, 北村, 中塚各委員

(文部省側)

木田大学学術局長, 安養寺審議官, 須田会計課長, 吉田庶務課長, 大崎大学課長, 外関係官

加藤会長主宰のもとに開会。

議事に先だって, 加藤会長より, 前総会以後の理事の交替と本日の代理出席者について, つぎのとおり報告と紹介があった。

理事

大学名	旧	新
群馬大学	町田 周郎 (事務取扱)	石原 恵三

三重大学	野田 稻吉	岩本 喜一 (事務取扱)
------	-------	-----------------

代理出席者 柳川理事(弘前大)の代理 佐藤教授

ついで, 会長より, つぎのとおり挨拶があった。

授業料増額の問題に関しては, 去る11月の総会以後その都度ご連絡をしたとおり, 12月7日自民党文教制度調査会の要請により同調査会の小委員会に出席して説明を行ない善処方を要望し, さらに12月15日在京の理事, 委員長と共に文部省に出向き, この問題について意見の交換を行ない, また, 改めて関係方面に本日の資料(3)の要望書を提出したが, 時期的な関係もあり理事会等の協議を願ういとまがなかったのでご了承を願いたい。その後, 当協会としては引き続き機会あるごとに増額中止方につき関係方面にでき得る限りの努力をし, また, 文部省においても大学側の意向をうけて閣議決定の直前まで大蔵省等との折衝に努力されたが, 予期に反した結果となり誠に遺憾である。ついては, 本日はとくに文部省より関係官の出席を願って昭和47年度予算とくに国立大学の授業料増額問題について, その間の経緯ならびに, これに関連する予算案について説明を伺い, その後で今後の問題についてご協議を願いたいと思い, とり急ぎご参集を願った次第である。

以上の挨拶があり, ついで, 文部省側から出席された関係官の紹介があり, 続いて上記の予

算案と授業料増額問題について文部省側からつぎのとおり説明があった。

- 須田会計課長：別紙配付資料「昭和47年度国立学校特別会計予算額総表」によって新年度予算の歳入、歳出について前年度予算額との構成比率、比較増減額、対前年度増加率を示しながら全般にわたって総括的説明があった。
- 大崎大学課長：教官の定員削減問題についての調整の考え方やその目標数、対象者等について説明があり、研究・教育の面においてはできるだけ支障をきたさないよう努力するつもりである。なお、この削減問題については、近日開催される国立大学事務局長会議で詳しく説明をする予定であると述べられた。
- 安養寺審議官：別紙配付資料「授業料等の改訂と育英奨学事業等の改善措置について」によって、今回の授業料等の改訂は単に学費の値上げだけでなく、育英奨学制度の拡充措置等と一体化した配慮のもとに、新年度からこれを実施することとしたと前置きされ、授業料等の改訂額、改訂に関する施策、育英奨学金の改訂貸与額等について説明があり、今後の措置については得心のいくよう努力するつもりであると述べられた。
- 木田大学学術局長：昭和47年度国立大学特別会計予算編成にあたっては、文部省としては関係方面の要望にそうよかなりの努力をし、内容についてある程度の効果はあったと思うが、授業料増額の問題については現経済状況下における諸物価とのバランス、国立大学の施設・整備等に要する費用、国立以外の大学の授業料とのバランス、国立大学の学生だけに対する特別優遇措置、国立大学学生に対して税より支出する年間負担額（年間1人

当り約60万円程度）、その他種々の値上げの理由をあげられ、国会その他で論議の結果、大学側の意志に反してある程度の増額は止むを得ないだろうとの結論になったと増額に至るまでの経緯について説明があった。また、この授業料の引上げに関連し、日本育英会の奨学金は、大学院・学部ともかなりの増額を認められたとの報告があり、最後に授業料増額問題については、大体上記のような次第であるので、今回の措置に対してご理解を願いたいと挨拶があった。

以上で、文部省側の説明を終り、ついで、つぎのような問題について質疑応答や意見の交換があった。

(1) 授業料増額問題について

- 育英奨学金の増額は、授業料増額とは関係なく切り離してほしかった。
- 授業料の大幅増額は、諸物価とのバランスをとる必要があるからということが大きな理由の一つとしているようだが、公共的物価をきめるに当って一挙に3倍にしたことは、庶民生活にとって重大な問題であり学生を納得させることが困難である。
- 諸物価とくに公共料金的なものの引上げは、他物価の高騰をまねき、一般生活をあっぱくすることとなる。
- 国立大学の授業料増額は、他の公・私立大学の授業料の値上げに連なるおそれがある。
- 授業料も、現時点におけるバランスも考えてきめなければ一般国民の理解をうけることはむずかしい。（文部省）
- 近年の物価上昇を見ると、大体年々10%程度となっているようだが、とくに授業料だけ3倍にする理由はどうか。

○ 教育は他の事業と異なり、文教予算をきめる場合は、単に数字だけを見てきめるわけにはいかない。

○ 文部省側の説明によれば、授業料は現在の状況では年々引上げざるを得ないような感じであるが、文部省としての考え方はどうか。

○ 論理的には、一般物価の上昇に従ってある程度の上昇はあり得べきことと思うが、教育面においては必ずしもそれに従うとは考えられない。(文部省)

○ 国立大学の授業料は戦後数回引上げられたが、今回が最も長期間据置かれていたのも大幅増額の一因となっている。(文部省)

(2) 定員削減問題について

この問題については、つぎのような質疑応答があった。

○ 一応割当数の削減が出来ない場合は、文部省と各大学と個々に協議の上できめるということで大学側は了承してよろしいか。

○ 上記のことは、研究・教育の面からどうしても必要なことであれば、そのような措置をとらざるを得ないと思う。(文部省)

○ 各大学の削減数を実際にきめる場合は、予めその大学と打ち合わせをし、具体的に削減実施をする場合は、各大学の事務局長と協議をするつもりである。(文部省)

○ 看護婦の定員問題については、目下人事課で検討中である。(文部省)

以上で、文部省側をふくめての会議を終り、文部省側関係官退席し、続いて議事に入った。

1. 授業料の増額について

初めに、会長より当協会としてはさきに関係当局に対し、国立大学の授業料の増額反対の要

望書を出したが、今般国会において増額が決定される見通しが濃厚となった現段階で、

① 国大協として改めて授業料増額反対の意見を表明するかどうか、もし表明するとすれば要望書とするか、あるいは単に考慮してほしいとするか。

② 表明の内容をどうするか、例えば国会でさらに十分審議をしてほしい等ともり込むかどうか。

③ その他

(a) 文部省との関係でどう考えるか。

(b) 輿論との関係をどう考えるか。

(c) 学生に対する配慮をどうするか。

等について意見を伺いたいと諮られ、討議の結果、何等かの形で出すべきだとの結論に達し、会長が作案した別紙A案「国立大学授業料増額に対する見解(について)」とB案「国立大学授業料の増額に対する見解(について)」の両案について検討の結果、A案を選定し、字句の表現等を協議の結果、別紙のとおり修正し、本日午後2時記者会見(国立教育会館第2特別会議室において、会長、両副会長、第6常置委員長出席)をして公表することとした。

なお、この表明書は、2、3日中に、国会その他関係方面にも送り、各大学へは、事務局より本文を付し報告することとした。

2. 教育改革推進本部より中教審答申実施に関する意見聴取出席方依頼について

このことについては、上記推進本部より当協会に対し、来る2月9日(10時~12時)開催の会議に代表者の出席方依頼があった旨報告があり、協会側から会長、両副会長、宮島第1常置委員長が出席して、今まで国大協で話し合っていた線にそって出席者個人としての意見を述べることにした。

3. 特別委員会委員選任について

学長の交替により、下記のとおり委員の選任をした。

委員会名	旧	新
新設大学拡充特別委員会	町田 周郎 (群馬大) (事務取扱)	石原 恵三 (同 大)
教養課程に関する特別委員会	横田 利雄 (東商船大)	富山 哲夫 (東水産大)
入試期特別委員会	横田 利雄 (東商船大)	小山 正一 (同 大)
入試調査特別委員会	横田 利雄 (東商船大) 野田 稲吉 (三重大)	小山 正一 (同 大) 岩本 喜一 (同 大) (事務取扱)

4. 国立大学の授業料増額に関する要望書の提出について

このことについては、別紙配付資料3のとおり12月18日文部省に提出した旨報告、追認された。

5. 教養課程に関する特別委員会のアンケートについて

事務局長より、上記委員会においては目下、さきに中間報告として発表した「一般教育と教養課程に関する実状調査」について、今回さらに、追加調査をする必要があること。また、保健体育の問題について今回アンケート調査をする必要があるので、理事会の承認を得たいと説明があり、承認された。

6. 大学改革に関する問題についてのアンケートについて

宮島第1常置委員長より、大学改革に関する問題については目下検討中の段階であるが、検討の過程において近くアンケートを出す場合もあるかも知れないが(具体案が未だきまっていない)、予め了承を願いたいと述べられ、了承された。

7. 中教審答申に対する国大協としての意見のとりまとめについて

この問題については、目下第1常置委員会で各大学の意見のとりまとめ作業を行なっている段階である旨を報告。

8. 国立短期大学・第2部の問題について

上記の問題については、目下第1常置委員会で検討をしているが、この問題は第1常置委員会だけの問題ではないので、今後の検討事項とした。

以上で、本日の会議を閉じた。

(2) 大学運営協議会・理事会合同会議議事要録

日時 昭和47年3月30日(木) 午後1時～午後4時

場所 国立教育会館第1会議室(5階)

出席者 加藤委員長(会長)

和達, 前田各副会長

丹羽, 白淵, 加藤(陸), 石原, 宮島,

加藤(六), 馬場, 今西, 井上, 谷口,

飯島, 北村, 池田, 中村各理事

谷田第2常置委員会委員長

広根第3常置委員会委員長

後藤第5常置委員会委員長

藤岡, 戸田各監事

大原, 倉田, 中塚各運営協議会委員

中川(善), 武田, 松田, 柿内各運営協

議会臨時委員

沢田, 山田各運営協議会専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、丁子次長から会議資料の説明があり、続いて前回理事会以後の理事および常置委員長の交替と大学運営協議会の臨時委員・専門委員の選任について、つぎのとおり報告と紹介があった。

○ 理 事

旧

新

柳川 昇(弘前大) 白淵 勇(同 大)

第4常置委員長

柳川 昇(弘前大) 池田 数好(九 大)

第6常置委員長

近藤 頼己(東農工大) 加藤 六美(東工大)

○ 大学運営協議会の臨時委員および専門委員

臨時委員

加藤陸奥雄(東 北 大)

加藤 六美(東 工 大)

中川善之助(金 沢 大)

芦田 淳(名 古 屋 大)

谷口 澄夫(岡 山 大)

飯島 宗一(広 島 大)

柿内 賢信(東大教授)主査

専門委員

渡部 景隆(東京教育大教授)

福与 人八(東京工大教授)

山田 敏郎(京都大教授)

高田 敏(大阪大教授)

田中 源二(東大主計課長)

針貝 信吉(東京芸大事務局長)

稲野 信力(東京工大事務局長)

浅野 清重(京都市務局長)

1. 報 告 事 項

- (1) 文部省の教育改革推進本部主催の「教育改革連絡協議会」から、国大協側の意見を聴取したい旨の申し越しがあり、去る2月9日当協会より会長および和達、前田両副会長、宮島第1常置委員長が出席して別紙資料4に記載しているとおり大学改革の問題点、研究と教育についての問題点、勤労者大学、選抜方法の改善、授業料と奨学金、大学改革のすすめ方等について当協会の代表者としての立場でなく、個人的な立場で意見を述べた旨報告があり了承された。

2. 協 議 事 項

(1) 大学運営協議会規程の一部改正について

大学運営協議会規程を別紙資料5に記載して

あるとおりの理由によって、下記のとおり改正することが承認され、6月の総会で事後承認を求めることとした。

なお、この規程改正によって、現在第2研究部会の松田委員を3月31日退官後も引続いて臨時委員として当協議会に加わっていただくことを諮られ、了承された。

記

大学運営協議会規程第8条に次の1項を加える。

- 4 協議会において、特別の事項を審議するため特に必要があるときは、協議会の議により国立大学の元教員を臨時委員又は臨時専門委員とすることができる。

附 則

この改正は、昭和47年6月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

(2) 大学問題に関する第3次調査研究について

初めに、事務局側で配付資料6「大学問題に関する第3次調査研究について」を朗読しついで委員長より、この問題を今後どのような方法ですすめていくかその具体的実施の方策として、この資料に記載してあるとおり「大学問題第3次調査研究要綱」案をつくってみたので、この要綱について審議を願いたいと説明があった。

ついで審議に入り、この要綱には医学教育の問題にあまりふれていないのでとり入れてほしいとの要望があつて、同要綱の4の項に(5)として、「医学教育については、医学教育に関する特別委員会」を追加することとした。

続いて、つぎのような点について意見の交換や質疑応答があった。

○ 常置委員会と大学運営協議会の検討事項

がかなり重複する部分があるので、調整の要があるのでないか。

- 各委員会の担当事項はかなり重なる部分もあるが、従来の慣行もあるので、その点は運用によって関係委員会ときん密な連絡をとりながら能率よく進めたい（会長）。
- 大学院の問題は、目下第1常置委員会で検討をしている。中教審答申の第2編に対する各大学の意見のとりまとめは、第1常置委員会で検討し、当委員会としてのとりまとめは殆んどできたが、この「とりまとめ」の扱い方をどうするかについて目下考えているが、このまとめたものをそのままの形で直ちに各大学へ報告することは見合わせ、差しあたり整理ができ次第大学運営協議会・理事会その他関係各委員会等へ提出し、今後の検討資料として活用してほしいと考えている（第1常置委員長）。
- 筑波新大学も一つのモデルと思われるので、第3次の調査研究には、この新構想大学についてもふれておいたらどうか。
- 筑波新大学構想の外にも、各大学や大学院大学の構想に基づく改革案等もあるので大学改革の面から国大協として併せてとりあげたらよいと思う（第1常置委員長）。
- 大学院の問題については、組織の点でかなり問題があるように思うし、前回の調査研究報告後年月を経過し、当時と諸状況も違ってきているので、従来の検討に引続いて検討するというよりも、もう一度全面的に再検討の必要があると思う。
- 第3次報告書をまとめるに当たって、検討の考え方としては必ずしも現行制度でできる範囲内と限定しなくともよいのか。
- 第一次の場合、第1研究部会は現行法規

にていしょくしないで、第2研究部会は改正にまでふみこんでいくことで進めるなどかみ合わなかったようだが、歩調を合わせる必要があると思う。

- 現行制度の上でとなら、検討すべき問題は限られることになるが、掘り下げていく場合はどうするか。
- 報告書のまとめ方としては、事柄の性質にもよるが、現行制度でも、これまではできるものと、改めればできるものとあるが現行法規にとらわれず制限をしないで、かくあるべきだとするような意見でも差支えないと思う。
- 管理運営に関する新しい考えを出す。これをはなれては国大協の存在理由はないとも云えると思う。
- 今までの部会の組織を再編成したらどうか。
- 各部会の検討姿勢が違い部分もあるので組織を再検討する必要もあるとの意見もあるが、急に今までの組織を改めることは容易でないので、今回の調査は今までの組織で検討し、関連のあることは各部会で互いに連絡をとりつつ進めることではどうか。

大略上記のような意見の交換があつて、第3次の調査研究の報告書は、色々な意見が出たが、今までの形で連絡を密にし、運営の面で能率的に実施する考え方で資料6「大学問題第3次調査研究要綱」によって、とりまとめをすることに承認された。

(3) 研究部会の組織について

このことについては、事務局長より、資料7のとおり従来の研究部会に新委員を加えることについて説明があり、原案のとおり承認され、なお必要があれば各研究部会に委員を

追加することとされた。

(4) 各研究部会部会長の選任について

各研究部会で協議の結果、推せんによってつぎのとおり選任された。

- 第1研究部会長 今西 錦司(岐阜大)
第2 // 宮島 龍興(東京教育大)
第3 // 谷田 閑次(お茶の水大)
合同 // 広根徳太郎(山形大)

(5) 第3次調査研究審議予定表について

事務局長より、別紙資料8によって1案と2案について説明があり、協議の結果、第1案の日程にしたがって調査検討をすすめることに一応決定した。

(6) 中教審答申に関する各研究部会の分担について

このことについては、事務局長より、「第3次調査研究要綱」の2により、中教審答申のうち、当面その実施が問題となると予想されるものについて具体的な方策を検討する際の各研究部会の分担項目を一応決めておく必要があると思い、一応別紙資料9のとおり参考資料をつくったので、これを参考として協議を願いたいと説明があった。

ついで、協議の結果、この分担は後で部会長と主査がこの資料を参考として相談願うこととした。

(7) その他

① 教育改革推進会議等参加について

文部省より、国大協に対して上記会議および共通学力検査等調査会に参加を求められた場合の態度について諮られた結果、放送大学については専門的にわたるが、推進会議となると政策面もあり、国大協から一人も入らないで進められてもどうかと思うが、国大協として参加を求められた場合は

正式意見を述べることは保留し、個人的に出席を求められた場合には、今までの国大協の空気をふまえ、個人的に意見を述べることとしてはどうか等の意見が出されたが具体的な問題になったときなお協議することとした。

② 授業料値上問題について

最近新聞その他の情報によれば、47年度予算の国会審議が遅れた関係上、国立大学の授業料値上げは、半年間実施が延期されるところである。年度中途からの値上げでは学生とくに新入生の反対運動にもつながるおそれがある。第6常置委員会あたりで何等かの考慮をし、値上げ阻止の意見書を出す等のことを検討する必要はないか。

(このことについては、第6常置委員会で検討してもらうこととした。)

以上で、合同会議を閉会。

(3) 理事会議事要録

日時 昭和47年3月30日(木)午後4時～午後5時30分

場所 国立教育会館第1会議室(5階)

出席者 加藤会長

和達、前田各副会長

丹羽、白淵、加藤(陸)、石原、宮島、

加藤(六)、馬場、今西、谷口、飯島、

北村、池田、中村各理事

谷田(第2)、広根(第3)、後藤(第5)、各常置委員長

戸田監事

加藤会長主宰のもとに開会。

会長より開会の挨拶があつてのち、丁子次長から配付資料の説明があり、前回(1月22日)

理事会・第6常置委員会合同会議議事要録の朗読は省略し、議事に入った。

I 会 務 報 告

会長より、前回理事会以後の主要事項について、本日の大学運営協議会・理事会の際申しあげた教育改革連絡協議会のほかの事項としてつぎのとおり報告があって、了承された。

(1) 特別会計制度協議会開催について

去る2月7日上記会議を開催し、①昭和47年度予算案②教官の定員削減の取扱いの2問題について文部省側の説明をきき、協議を行った旨報告し、なお教官定員の調整に関しては、協議内容の要旨を資料4のとおりまとめ各大学長宛にお知らせした旨報告し、その内容について説明があり、了承された。

II 協 議 事 項

(1) 昭和46年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局長より、別紙資料5「昭和46年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)」によって説明があり、原案のとおり承認され、総会に諮ることとした。

(2) 昭和47年度国立大学協会会費について

事務局長より、別紙資料6「昭和47年度国立大学協会会費」について、その根拠規程などと併せて詳細にわたり説明があり、原案のとおり承認された。

(3) 昭和47年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長より別紙資料7「昭和47年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」によって説明があり、原案のとおり承認され、総会に諮ることとした。

(4) 会館増築関係について

初めに、事務局長より増築の場所、東京大

学より敷地借用の承認を得た点などについて説明し、次いで会館増築関係の予算については、未だ関係方面の手続が完了しないため、昭和47年度当初予算に計上することを見合わせ、手続完了次第、昭和47年度追加予算として計上の予定であって、この点は後日改めて理事会の承認を得る予定である旨説明があった。

ついで、資料8「国立大学協会会館増築建物・工事費(設備費を含む)・資金計画について」と資料9「昭和47年度臨時会費に関する「会費の基準」の特例について(案)」によって、その内容について説明があった。続いて質疑があったが、増築の主なる理由が会議場の狭あいのため外部の会議場借用によって会議費の増大をきたすので、増築の結果、かなりの節約ができるとのことだが、その節約見込額が年間どの程度か、また、一時に増築費をきよ出して増築する場合と他の会場を借用する場合との損益はどうか等の質問があった。これに対して、事務局長より、増築の主なる目的は、会議室の増築よりむしろ狭あいな事務室の拡充にウエートがある旨説明し了承を得た。なお、次回総会までには説明資料とするため前記の会場費について最近の1年間における所要費と増築によって節減できる大体的見込金額(事務局側で現在のところ年間50万円程度の節減ができるようだと説明をした)を調べておくこととした。最後に、事務局長より臨時会費に関する会費の基準の特例については、総会に諮る必要があるが、事務処理の関係上、場合によっては文書により各大学に賛否を照会する方法によることも予想されるので、このような取扱いについて、了め了承を得たいと事情の説明があっ

て了承された。

(5) 琉球大学の当協会加入について

琉球大学より、同大学が5月15日沖縄が本土に復帰の日をもって国立となり、当協会に加入したいと申越しがあつた旨報告、本協会加入について諮られた承され、総会には事後承認を求めることとした。なお、同大学の入試期については入試期特別委員会で検討の結果Ⅰ期が適当との結論を得たので下記の理由によってⅠ期としてはどうかと諮られ、入試期特別委員会委員長より説明があつて、承認された。

① 琉球大学は、従来3月3日以前に入試を行ってきた。

② 同大学は、遠隔の地にあり、当該地方の受験生を主たる対象としており、かつ、学生の地方配分の主旨を考慮して同地方における同大学の主体性を認める。

③ 同大学がⅠ期を希望していることから勘案して一応Ⅰ期校とする。ただし、目下Ⅰ期・Ⅱ期組み替え案を検討中につきその結果を待ってⅠ期・Ⅱ期の何れにするか正式に決定する。

なお、琉球大学に関しては国大協としてはつぎのとおり取扱うこととした。

① 所属常置委員会は次回理事会と総会で定める。

② 会費は従来の例による。

③ 所属地区は九州地区とする。

(6) 特別委員会委員の補充ならびに常置委員会・特別委員会の臨時委員・臨時専門委員の選任について

学長の退任に伴う特別委員会委員の補充ならびに会則第26条の2による常置委員会・特別委員会の臨時委員・臨時専門委員について

は、下記のとおり選任したいと諮られ、事務局長より説明があつて承認された。

(1) 特別委員会委員の補充

委員会名	旧	新
医学教育に関する特別委員会	柳川 昇 (弘前大)	白淵 勇 (同 大)
入試期特別委員会	柳川 昇 (弘前大)	白淵 勇 (同 大)
教職員の厚生等に関する特別委員会	柳川 昇 (弘前大)	池田 数好 (九州大)
	近藤 頼己 (東京 農工大)	加藤 六美 (東京 工業大)
教員養成制度特別委員会	藤吉 利男 (福岡 教育大)	山本 傳 (同 大)

(2) 常置委員会・特別委員会の臨時委員の選任

委員会名	氏 名	委員職名
第1常置委員会	松田智雄(元東 大)	臨時委員
第6常置委員会	中林陸男(元東北大)	"
教養課程に関する特別委員会	前田陽一(元東 大)	"
教員養成制度特別委員会	末吉倅次(元広島大)	"
図書館特別委員会	松田智雄(元東 大)	"

(7) 各常置委員会委員長報告と協議

○ 第5常置委員会

後藤委員長より、予て第5常置委員会で検討していた大学間の単位の互換制の問題や外国大学へ留学する場合の取扱い方について、文部省では積極的にとりあげ、当委員会で考えていたよりも幅広く目下具体的な細目を検討中であり、近く実現の段階になったので、去る2月26日開催の第5常置委員会に文部省から担当官の出席を願って、その説明を聞いた。大体的内容はつぎのようなことであり、正式に方針が決定次第、各大学へ通達される予定になっている旨報告があつた。

(a) 単位の互換制を実施するには「大学設

置基準」の改正を要するので、近く改正をする予定になっている。

(b) 他大学の学修単位は30単位を限度として認める。

(c) 国・公・私立大学を含める。

(d) 大学間の協定契約を結ぶこと。(協定の範囲は当該大学が自主的に協定すること)

(e) 外国大学へ留学した場合、その期間中は従来のように休学扱いにしないこととする。

○ 入試期特別委員会

委員長より、当委員会は目下Ⅰ期校・Ⅱ期校の組み替え方針案について、各大学へアンケートを出して調査中である旨報告があった。なお、Ⅰ期校・Ⅱ期校の入試期日を2、3日繰上げてほしいとの希望が多いがこの問題もいろいろな問題があるので、現在のところ繰り上げに踏み切るまでには至っていない状況である旨、報告があった。

○ 第3常置委員会

委員長より、学生問題を検討するにあたり、教官と学生との接触状況やその方法・工夫などについて各大学の事情がわかれば参考となるので、それらのことについて互いに情報交換を行ないたいと考えている。については当委員会で次回の総会までに、アンケートの案を考え、各大学へ照会したいと考えている旨申出があった。

ついで、討議の結果、この調査は大学によっては、統制されるようになるのではないかと心配するなど微妙な点もあるのでアンケートを出す場合には、その点を留意して、とくに情報交換の参考にするためであり結論を出す意図はないということをよくこと

わって照会することとして、了承された。

(8) 第51回総会の日程について

資料11「第51回総会の日程について」によって説明があり、下記原案のとおり決定した。

1. 日時 昭和47年11月28日(火)第1日総会

29日(水)第2日午前

総会、午後

学長懇談会

30日(木)事務連絡会議

2. 場所 学士会館(神田)

(9) その他

① 大学設置審議会委員推せんについて

上記文部省より、委員の推せん方申し越しがあり、協議の結果、前例にならないその選定は会長に一任した。

② 定員削減問題について

この問題については、会長より、学長としてでなく、国大協として今後も適当な機会を見て引続き国大協から出した要望の趣旨にそうよう必要に応じ措置することで了承された。

③ UGC談話会について

会長より、来たる4月14日(金)午後5時～6時30分頃まで、適当な場所で、英国の大学資金委員会(UGC)の Deputy Chairman, Sir Robert Aitken を囲んで有志の大学教官が集って談話会を開催するので、関心のある方は出席してほしいと披露された。

なお、当日できれば会長、両副長の外に在京委員の出席を願いたいとして一橋大学長、第1、第6各常置委員長、清水医学教

育に関する特別委員会委員長に出席をして貰うこととした。

以上で、本日の理事会を閉じた。

(4) 幹事会議事要録

日 時 昭和47年3月10日(金)午後1時～5時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 西間木、真明、藤吉、針貝、岩田、
浅野、井上、伊藤各幹事

鶴田事務局長より、開会の挨拶があって、直ちに本日の議事に入った。

1. 国立大学協会会館増築建物・工事費・資金計画について

鶴田局長より、初めに、会館増築に関する第49回総会(46・11・24)議事要録抜萃により、会館増築についての総会の審議内容について説明があり、続いて別紙資料の国立大学協会増築建物・工事費(設備費を含む。)および資金計画について説明し、これについて種々意見の交換を行ない協議の結果、次のとおり処理することに全幹事の了承を得た。

- (1) 資料のうち(2)の工事費については、目下請負業者と建築材料その他を寄附し建築費を値引きするよう交渉中であるので、建築予定額の440万円はある程度減額できる見込であること。
- (2) したがって、建築費の減額に伴い、資料のうち(3)の臨時会費460万円も減額される予定であること。
- (3) 上記の建築費値引きについて請負人との交渉に意外の日子を要し、具体的にその額が決定するのが昭和47年度開始後になるため、建築費およびこれに伴う臨時会費の予算は昭和

47年度追加予算とすること。

- (4) なお、上記の建築費が決定し、臨時会費の額が決定した場合における各大学の臨時会費の額は、昭和47年度の既定会費(通常会費)の額に按分した額とし、既定会費(通常会費)と合算して収納するようにすること。

- (5) 上記(3)および(4)については、理事会および総会の承認を得ること。ただし、(4)については総会に代えて文書をもって各大学の意見をきくこともあること。

2. 昭和47年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

鶴田局長より、昭和47年度国立大学協会の予算(案)について説明し、なお、関連して学長以外の委員に対する旅費支給基準、協会の事業内容その他職員の給与等について説明があり、これについて質疑応答があったが、本予算の組み方がはなはだ遠慮勝ちであるとの意見があった。

本協会は、委員会等の会議体が主体であるため、これらの点から歳出面を押えることが非常に困難である。47年度予算においては実施面で相当な困難に当面することと思うが、何れにしても48年度予算においては会費を若干増額しなければならないだろう。(鶴田事務局長)

(別紙)

国立大学協会会館増築建物・工事費 (設備費を含む。)-資金計画について

- (1) 増築建物・坪数
会議室・事務室鉄筋コンクリート造2階建
階 下(事務室) 33.74 m^2 (10坪2)
階 上(会議室) 33.75 m^2 (10坪2)
計 67.5 m^2 (20坪4)
- (2) 工事費(内容設備費共)見積額
建 築 費 440万円

附帯工事費	60万円
設備費（アコーデオン等、会議・ 事務用机椅子その他設備 費）	100万円
計	600万円

(3) 増築資金計画

会 費（昭和47年度臨時増収分）	460万円
電話公債売却代	50万円
寄附金品（建築資材の寄附を含む。）	90万円
計	600万円

(5) 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和47年1月18日（火）午後2時～午
後5時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 宮島委員長

船山、加藤（代、斎藤教授）、奥野、松
田、藤岡、山田、岸田、戸田、谷口、
倉田、小池、外山各委員
柿内、高田、田中各専門委員

説明員 博田国立短期大学協議会会長

宮島委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、前回
（11月13日）委員会の議事要録を朗読し、承認
されて議事に入った。

1. 中教審答申（第2編）に対する各大学の意 見のとりまとめについて

初めに、委員長より、この問題については本
日午前の小委員会で各提案担当者からそれぞれ
別紙報告案によって説明を聞き、意見の交換を
して一応の案文が別紙のとおりできたが、今後
当委員会としてどのようにこの報告案を処理す

るか話し合ってほしいと述べられ、続いて別紙
配付資料4. 5. 6. 7. 8によって各提案担
当者（欠席したものについては委員長から）よ
りつぎのとおり説明があった。

○ 桑原委員（担当項目 第1章の1. 2. 3 項）

この報告案については、桑原委員欠席につき
委員長から、前回の報告案（資料4）のとおり
で特に変わった箇所はない旨報告があった。

○ 柿内・下沢両専門委員（共同担当項目 第 1章の4項）

この報告案については、まず、事務局側で
全文を朗読し、ついで委員長から前回の報告
案を本日の小委員会で別紙資料5のとおり様
式と案文を整理修正した旨報告があった。

○ 山田委員・高田専門委員（共同担当項目 第1章の5項）

この報告案については、初め事務局側にて
全文を朗読し、そのあと担当者より本日の小
委員会で別紙資料6の1. 6の2のとおり様
式と内容を整理修正した旨報告があった。

○ 福与・越後谷両専門委員（共同担当項目 第1章の6. 7. 8項）

この報告案（資料7）については、委員長
から、前回の報告案に一部字句の修正をした
程度で内容的には殆んど変更した箇所はない
旨報告があった。

○ 松田委員（担当項目 第2章）

松田委員より別紙（資料8）によって、前
回委員会で説明した報告案の末尾に「2」を
追加したのみで他の部分については変更した
箇所はない旨説明があった。

以上のとおり報告案の説明があり、ついで
委員長よりこの報告案のとりまとめができた
場合そのとり扱いをどうするか、小委員会で

は、さきに発表した〔中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解〕には中教審答申の第2編に対する見解が殆んど盛り込まれていないので、文部省が中教審答申の具体化に入らない前に国大協としては文部当局に対し何等かの見解を出すべきだとする意見が強く、また、この報告案がまとまったら直ちに、各大学へ送付して意見をきくべきだとする意見があった旨報告があった。

ついで、委員長より、この見解が最終的にまとまった場合のとり扱いについて小委員会ではできるだけ早い機会に公表すべきだとの意見もあったが、大体の意向は、このままの形で早急に発表することは避け、今の段階では当委員会だけの資料として文章にまとめておき、前回の基本構想に対する見解と一諸にして差しあたって具体化の方向について提案し得るような点を考えてそれについて少しく検討を加え、公表する場合は、さらによく検討し、場合によっては再度アンケートをとって結論を出し、その上で公表する。なおその間、どのようなことが実行できるかなどについて検討することでよいかと諮られこの取り扱いについて意見の交換をしたが本日の委員会では結論を得ず、次回委員会でさらに検討することとした。

2. 大学改革に関する新提案の具体化について

さきに当協会研究部会が作成した研究・教育の改善案に述べられた内容をさらに具体化するにあたり、現行制度の範囲内でどのように運営を行えば実施が可能であるかについて柿内専門委員が検討した結果について、同専門委員より資料9によって、つぎの点を取りあげられて説明があった。

- (1) 講座制について
- (2) 予算について

- (3) 付属施設センター等の運営について
- (4) 事務組織について

以上の説明があったのち、この問題についての意見の交換があったが、①ここで考えられている新しい講座制になると人事交流が困難になり、予算面その他において支障をきたすおそれがある。②各大学がそれぞれ学部、教室の事情もあるので、新しい講座制の実現にはかなり困難も予想される。③柿内案による新しい講座制は、このままの形では賛成できない。教官の契約制をとるとか任期制をつくる等の附帯条件をつけたらどうか、等の反対的意见もあったが、この問題については、さらに本委員会で検討することとした。なお、この新講座制を検討する場合には現に学科科目制をとっているところも考慮に入れて検討することとした。

3. 併設短大・第2部の問題について

この問題については、本日説明員として特に来席を願った博田国立短期大学協議会長より説明を伺うこととし、同会長より主としてつぎの点について説明があり、併設を止めて独立運営のできる夜間学部の実現を期し、昼間と同等の教育ができるよう協力を願いたいと懇望があった。

- (a) 国立短期大学・国立大学第2部の性格について
- (b) 同組織について
- (c) 昼間大学なみの格付と実質引上げについて
- (d) 独立運営のできる夜間学部にすることについて
- (e) 民間大学の短大・第2部の現状について

(民間大学は、経費の関係上廃止の傾向がある)

ついで、この問題に関連し、宮島委員長より過日国立短期大学教官連合理事会より、第1常

置委員会委員長に対し、

- (1) 併設制度の廃止
- (2) 2年制または3年制学部 の性格
- (3) 現行併設制度の欠陥
- (4) 学生の問題
- (5) 教官の問題

の問題について別紙配付資料のとおり要請があった旨報告があった。

ついで委員長より、併設短大・第2部の問題は当委員会単独で審議をすすめるかあるいは第1常置委員会だけでできない問題もあるので特別委員会をつくるかいずれにするかと諮られ、協議の結果、この問題は次回の理事会に諮って意見をきくこととした。

4. 専門委員の増員と交替について

大学の新しい改革案を検討する場合（とくに新講座制、行政および財政上の問題について）事務系統から数名の専門委員を加える必要があるとして、下記4名に依頼することとした。なお橋本専門委員（東教大）が辞任されたので、後任として同大学渡部景隆教授を依頼することとした。

記

専門委員

浅野局長（京大）

針貝局長（東京芸大）

稲野局長（東京工大）

田中主計課長（東京大）

○ 次回小委員会および委員会

小委員会 2月7日（月）午後1時30分より

同 2月22日（火）午前10時より

常置委員会 2月22日（火）午後1時より

（6） 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和47年2月22日（火）午後1時～午後4時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 宮島委員長

船山、藤岡、中川、山田、倉田、小池

外山各委員

下沢、渡部、高田各専門委員

説明員 文部省大崎大学課長外1名

宮島委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、予て国大協および文部省において検討問題となっていた大学相互間の単位制度の実施案が、このたび文部省においてまとり、「大学設置基準」、「学校教育法施行規則」の一部を改正する省令を定め、昭和47年4月1日から実施の段階に入る見込がついたので本日は大崎大学課長の出席を願って先ずこの問題について説明を願い、その後で本日の議事に入りたいと挨拶があった。

◎ 単位の互換制度について

このことについては、大崎大学課長よりつぎのとおり説明があった。

予て国立大学協会側からも要望があつて検討中であった、大学間の履習単位の互換制度の制定は、学生が他大学（外国大学も含む）において単位を修得できるようにすることにより、大学間の交流と協力を促進し、大学教育の充実に寄与することが大きいものとして、別紙配布資料「単位の互換制度について（案）」、「大学設置基準の一部を改正する省令案要綱」、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令および同省令案要綱」のとおり関係省令を改めるよう実施案をまとめた。文部省としては、国大協も基本

的には賛成のようであり、実施するには手順として大学基準の設定と内部的整理が必要であるが、その前の段階で国大協としてのこれらの案についての具体的意見を伺い、その上で成案を得たいと考えていると述べ、上記の各資料を基にして、この互換制度制定の趣旨、方策（大学設置基準の改正、大学院における単位の互換制度）、実施時期等について詳細な説明があった。

ついで、つぎのような点について質疑応答や意見の交換があった。

- この制度は、学部だけを対象としないで、必要によっては大学院や外国大学間とのことも考えて制定したい。現に大学院においては東京大学（工学系）と東京工業大学との間で単位交換を実施している例もあるが、講師手続その他が煩雑であるので、今後このような無理な姿ではなく、正規のルートにのせたい。（文部省）
- この制度は悪用されるおそれもあるので、教育上有益と認められる場合に限るとの歯止めを考えておくこととしたい。
- 授業に関する費用は、どのようにするか。（文部省としては、現在のところ、国立大学間は相互乗り入れて学生からは金をとらないで無料で発足したいと考えている。）
- 大学間で相互に講師（非常勤）とするか。（文部省としては、講師手続はしないですむように考えている。）
- 方策Ⅱの3に「留学期間は、在学期間から除外しないものとする。」とあるがこの点「みなす」とか省令で決める必要はない。
- 学則に定めてはと考えた。算入するものという気持ちだが、この方がより正確な表現になると思われる。
- 外国留学の場合の育英奨学金は どうか。

（留学期間中は停止される。）

- 30単位を限度とした理由はどうか。（施設・教官の面からも無制限ではこまるので、大学の意志で大学間でセットされた範囲において、1年間で修得できそうな範囲で限定した。）
- 国立と私立は相互に聴講生の如く考えて、聴講料をとる方法もある。
- 二重在籍のことは、幅をもたせて考えたい。
- 時間割編成上あるいは単位認定上、現実にはかなり困難な場合がある。また、実験は無理があり、講義に限ることにもなろう。
- 実験の互換の場合、経費の点で問題がないか。
- 国立大学間は学生経費の移算も考えられる。
- 単位の認め方が学部により又教室により違う場合、あくまで学部で判断してよいか。自動的に認めるか、申請により事前に明らかに措置するか。
- この改正案は、いつ頃までに成案ができるか。（文部省では3月中旬頃までに成案を得る予定である。なお、2月28日の大学設置基準分科会で審議の予定）
以上のような意見の交換があつて、当委員会としては基本的にはこの案に賛成するとの意向が強かった。（文部省退席）
ついで、前回（1月18日）の議事要録を朗読し、承認され、続いて、委員長より、去る2月9日の文部省の教育改革推進本部が主催した大学改革に関する問題についての意見聴取会に会長、両副会長と共に出席して、協会的一致した意見としてでなく個人的意見としてつぎのとおり意見を述べた旨報告があった。

私としては、さきに発表した中教審答申（第1編）に対する見解と、同第2編に対する各大学からの意見をふまえて、

- ① 基本的施策の主旨にはもっともだとの意見も見られるが、否定的な批判が多く、「答申」はあまり抽象的な表現が多く、具体的でない感がある。また、国大協などが述べた意見が十分に考慮されていないとの声が多く、信頼関係に障害となっているように思う。
- ② 国大協では、大学間の格差の是正、大学の自主性を主張し、若干の具体案も提案して来たが、それらは答申の趣旨にも一致するものであり、具体策の中に統合されるものと思う。
- ③ 政府と大学の間の信頼関係をもっと密にするためには、政府は「答申」の精神を具体化する要素を提示し、大学は具体的な実施案を示すといった方向で、互に提案と批判を積み重ねて行くことが必要と思う。

議 事

2. 中教審答申「第2編 今後における基本的施策のあり方」に対する各大学の意見のとりまとめについて

初めに委員長より、このとりまとめ報告(案)は、下沢、成川両専門委員にお願いしてとりまとめたものであるが、本日午前小委員会を開いて検討し、別紙のとおり一応の(案)をまとめた。未完のものであるがこれについて検討し、取扱い方についても検討を願いたい。

なお、新しい提案の具体化について、先日数名の方と柿内案について検討したが、まだ具体案を提出する段階にいたっていない。その際、いまひとつ、まとめと関係があるので、さきに大学運営協議会で第2次調査研究をまとめたが時間も経過したし、一歩進んで第3次の見解を

考えてはどうか。そこでそうなった場合は、第1常置委員会の委員も大学運営協議会の委員として協力することになるなどの点が話題になった旨報告があった。

ついで、下沢専門委員からこの報告案(案)の全項目にわたって説明があり、続いて検討の結果、様式、表現の方法、字句修正等一部修正することとなり、各担当者に本日の意見を考慮に入れて再考を願い整理修正をすることとした。

審議の過程で、とりあげられた意見の主なるものはつぎのとおりであった。

- 「はしがき」の箇所は、小委員会で話し合ったとおり、委員長に総括的に判断して手直しをしていただくこと。
- アンケートによる回答は、大体において強い意見が大きく表面に出てきて、肯定的な意見は押えこまれるような傾向がある。
- アンケートの中で多く出ている意見を整備し、それから読みとれる本当の意見をまとめて書くこととする。
- 報告(案)の9項以降については、検討の結果、本日の意見を考慮に入れ、各担当委員で修正することとしたい。

以上で、一応報告(案)の検討が終わり、本日の討議の結果、各担当委員にできるだけ早く再修正をして貰うこととなりその修正報告(案)を委員長、下沢、成川両専門委員の間でとりまとめ、様式などについても統一整理した上、それを各委員へ送付し、改めて意見をきくこととした。なお、本日の報告(案)に対して意見があれば3月10日までに委員長(事務局宛)まで提出していただくこととした。

2. 大学改革に関する新しい提案の具体化について

初めに事務局長より、大学改革に関する第3次の調査研究報告をまとめるとすれば、まず具体的にどうすればよいかを考えることが必要と思うが、改革問題に関連したことで、去る2月17日第1常置の専門委員会を中心として新講座制の問題について意見の交換を行なったが、この問題を検討するには、先ず、現在の講座制の実状を把握する必要があるので、各国立大学の現在の講座数、定員・現員、および1講座当りの予算額等の調査をすることとした旨報告があった。

ついで、山田委員より、今後の検討問題として、つぎのような問題が考えられるとして、別紙配付資料「検討課題」によって説明があり、このほか他の委員から気のついた点があれば来たる3月10日までに知らせてもらうこととした。

3. 大学問題に関する第3次調査研究報告について

委員長より、第3次の大学改革についての調査・研究をまとめるには今後の処置も含めてどのように進めていくかについて諮られ、事務局長から、大学運営協議会研究部に、関連の委員会から専門委員として適当な人を加え、提案を願ったかどうかとの意見があり、また、この調査報告はいつ頃までにまとめるかとの質問があったが、秋の総会に諮るとすると本年夏期休暇中に立案し一応のとりまとめをすることになるかと思うが、全般としては大学運営協議会へ移すことも考えられる旨述べられた。

4. 国立短期大学および第2部について

委員長より、前回の委員会で、国立短期大学協議会長から当協会に対し短期大学の併設制度を止め、独立運営のできるような組織に改め、また、夜間の第2部を昼間と同様の教育ができる

ように積極的に協力を願いたいと要望があったことを伝え、今後の検討事項としたが、当協会としては、どう取扱うかと諮られたが、目下のところ当協会には、これらの問題に関する資料がないので、先ず、渡部専門委員に資料をまとめて一応検討してもらい、その上で今後当委員会で検討することとした。

この問題については、討議の過程で、つぎのような意見があった。

- 短大は旧専門学校の良さのある特色あるものとした方がよい。
- 第2部や短大について、運営のうまくいっている大学とうまくいっていない大学の学則等を知りたい。
- 最近第2部を昼間なみの教育をさせるようにとの問題が起ってきたのは、第2部に勤労者以外の学生が多くなってきたのがその一つの理由である。
- 第2部の昼間なみの教育という面は、実際の運営面で、母体の大学である程度解決できる。
- 併設短大や第2部の不満は、関連学部できん密な連けいがかできれば、これも解決の一方法となる。
- 短大、第2部は、いずれも併設であるからこれらの問題に関することは、本来は、国大協でなく、母体大学で検討すべきである。
- 短大・第2部の運営は現実にはうまくいっていない大学が多いようだ。
- 本委員会としては、問題点をはっきりさせることを、当面の仕事としてはどうか。
- 次回委員会
小委員会 3月29日(水)午前10時より
委員会 3月29日(水)午後1時より
開催することとし、本日欠席の方々には、別

紙の「はしがき」以外の分を同封の上、これに対する意見を3月10日までに提出願うこと。なお、同時に山田委員以外の方に今後とりあげて検討すべき大学改革の問題点（項目）も、提出願うよう文書をもって依頼することとした。

（7）第1常置委員会議事要録

日 時 昭和47年3月29日（水）午後1時～午後5時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 宮島委員長

船山、加藤、松田、藤岡、中川、山田
岸田、谷口、小池、外山各委員
柿内、綿貫、渡部、福与、稲野、浅野
各専門委員

宮島委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、資料の説明があり、続いて、前回（2月22日）委員会の議事要録を朗読し、一部字句の修正があって承認され、議事に入った。

1. 中教審答申（第2編）に対する各大学の意見のとりまとめについて

初めに委員長より、標記に関する各大学の意見のとりまとめは、本日午前開会された小委員会で検討の結果、一部の表現や字句の修正を行ない、なお第2章の様式や一部分の表現方については後で提案者の松田委員に修正願うこととして、別紙のとおり一応のとりまとめができた旨小委員会の修正点について説明があり、この案について審議を願いたい旨を述べられ、審議に入った。

審議の方法は、先ず案の全文をつぎの各項目ごとに分けて朗読の上、それぞれの項目別に審

議することとした。

○ はしがき

○ 中教審答申第2編第1章に対する各大学の意見

- (1) 新しい学校体系の開発と現行学校教育の内容的な充実
- (2) 教育改革の推進と教育の質的水準向上のための研究開発
- (3) 教員の資質の向上と処遇の改善
- (4) 「高等教育の改革と計画的な整備充実の推進」に対する各大学の意見
- (5) 国・公立大学の管理運営に関する制度的な改革
- (6) 教育の機会と教育条件の保障に関する総合的な施策
- (7) 教育制度における閉鎖性の是正
- (8) 大学入学者選抜制度改革

○ 第2章 長期教育計画の策定と推進の必要性に対する各大学の意見

上記の項目について順次意見の交換を行ない、慎重に討議した結果、別紙原案のとおり一部の削除、字句、表現の仕方等について修正を行ない、委員会としてのとりまとめはこれをもって一応終ることとした。なお、討議の過程において特に「はしがき」のところは、国大協の立場としてはあまり強く表現しない方がよいのではないかと意見があり、原案の4項のところは、かなり表現を和らげ、また、一部分を削除することとした。

最後に、委員長より、各大学より寄せられた意見のとりまとめは、本日別紙のとおりできあがったが、今後この「まとめ」をどのように扱ったらよいかについて諮られ討議の結果、つぎのとおり取り扱うことと

した。

① この「とりまとめ」は全体的に見て様式、字句など未だ不統一な点もあるので委員長にその整理を一任し、出来上り次第コピーを各委員に送付する。

② 公表はしないで、大学運営協議会や、研究部会に提示し、今後の検討資料とする。

③ 各大学には本「とりまとめ」につき上記の取扱いをする旨および意見を寄せられたことに対し礼文を出すことにする。

2. 大学改革に関する新しい提案の具体化について

初めに委員長より、大学改革の検討資料として各委員より、下記のとおり提出があった旨報告があった。

① 全国国立大学教官当積算校費調（稲野専門委員）

② 大学改革に関し、検討すべき事項のメモ（福与専門委員）

③ 「目的志向型」大学のあり方について（九芸工大）、山田委員より提出のあった「今後検討すべき大学改革の問題点項目」に対する意見〔谷口委員（岡山大）、藤岡委員（山梨大）、加藤委員（東北大）、柿内委員（東京大）、竹村教授（金沢大）〕

④ 「中教審答申（第2編）」に対する各大学の意見のとりまとめの内、「5国・公立大学の管理運営に関する制度的な改革」（山田委員）

⑤ 中・四国大学（研究院）の試案（美弥岡山大学教授）

⑥ 大学院および学位制度に関する専門委員会における審議の概況について（要旨）（文部省大学設置基準協会分科会資料）

⑦ 国立短期大学・第2部の問題（渡部専門委員）

⑧ 第2課程の問題点（神戸大）

ついで、資料の①「全国国立大学教官当積算校費調」にふれ、この調査は、大学改革問題を検討するに当たって、新しい講座制の問題が出ているのが、この問題を検討するにはまず、現在講座制をとっている大学と学科目制をとっている大学の実状とくに予算関係の実状を知っておく必要があるので、この調査をしたものであるから参考資料としてほしい説明があった。

続いて、委員長より、今後当委員会として検討すべき問題は多々あると思うが、差しあたり

a) 新しい講座制の問題 b) 地域大学院の問題（中四国地区、九州地区、関東甲信越地区等のブロック大学院を含めて） c) 短期大学・第2部の問題などにしてはどうかとの提案があり、了承された。

ついで、本日提出された、大学改革に関する意見や検討事項の説明に入り、各提出委員よりつぎのとおり説明があり、意見の交換を行なった。

① 「目的志向型」大学の在り方について

小池（九州芸工）委員より、別紙配布資料によって説明があり、「九州芸工大」のように一般大学とは型の違った大学では、一般大学と同一の枠で規制されるのは困まるので、国大協としてこのような類似の大学（総合大学の考えからはみ出した新タイプの大学）の共通した問題について検討してもらいたいとの意見が述べられた。

② 第1常置委員会の担当事項について

谷口委員（岡山大）より、別紙提出資料により、国大協の組織・制度を総ざらいして検討し、各委員会の分担を再検討し、とくに大

学運営協議会との関連等を明確にする必要があるとの意見があった。

③ 講座制・学科目制について

本問題はさきに（昭和40年～42年）新設大学拡充特別委員会において、研究費の問題とも関連して検討したが、この委員会はその後休会となっている。この問題を取りあげるとすれば、何れの委員会がよいか。

④ 大学改革の問題について

各大学における大学改革の計画を検討して共通している問題を取りあげてはどうか。

⑤ 技官の問題について

教務員、技術員に関連して、研究に直結している技官およびこれに準ずるものを研究職とすること。この問題は今後における学術研究の在り方にも関連する問題であり、是非検討してほしい。これが具体的な検討資料を加藤委員（東北大）にお願いすることとした。

⑥ 教養部の在り方について

一般教育の本来の姿について検討し、教養部の在り方を再検討すべきではないか。

⑦ 検討すべき問題は多いが、効果のある実行的な問題を探りあげたい。なお、問題を推進するためには、審議資料を集めることが第1であり、そのためには2～3人が専らこれに当たり遅滞なく資料を委員会に披露することであると思う。それには国大協事務局では手不足のため応じきれない場合には、近隣の大学に応援を願うことも考えられよう。

⑧ 国立短期大学・第2部の問題について

渡部専門委員より、本問題について、創設の経緯、問題点、今後の在り方、国立短大協議会の要望事項等について調査の上別紙のとおりに提示（第2部の問題については追って検討）されたが、本問題は、国立短期大学協会

との関係があるが、教官の併任など関係も深いので併設している大学側の立場から本問題を検討することとした。

なお、神戸大学から提出の「第2課程の問題点」別紙についても渡部専門委員に調査をお願いすることとした。

⑨ ブロック大学院の問題について

中・四国大学院、九州地区大学院、関東地区大学院の問題については、それぞれ地区で検討願うこととする。なお、仄聞するブロック大学院の問題については、情報を知らせてほしいとの要望があった。

3. そ の 他

1) 技術大学院の問題について

高専卒業者を入学させる（専修課程2年）もののようであるが、一応次回に文部省関係官から説明を聞くこととしたい。

2) 放送大学について

本問題についても、次回に文部省関係官から説明を聞くこととしたい。

3) 大学院および学位制度に関する大学設置審議会大学基準分科会における審議の概況について関係者から説明を聞くこととしたい。

今回は、4月25日（火）午後1時30分より国大協会議室において開催することを申し合わせ6時閉会した。

（8） 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和47年4月25日（火）午後1時30分
～午後6時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 宮島委員長

船山、加藤、奥野、桑原、藤岡、山田、岸田、戸田、谷口、倉田、小池、

外山各委員

下沢, 柿内, 綿貫, 渡部, 福与, 高田, 稲野, 浅野各専門委員

説明員 文部省安養寺審議官, 吉田庶務課長, 大崎大学課長, 角井技術教育課長, 遠藤視学官, 大門庶務課長補佐
宮島委員長主宰のもとに開会。

委員長より, 開会の挨拶があつてのち, 前回(3月29日)委員会の議事要録を朗読承認され, 続いて本日説明員として文部省より来席された安養寺審議官ほか関係官の紹介があつて議事に入った。

1. 大学院および学位制度に関する大学設置審議会大学基準分科会における審議報告について

このことについては, 大崎大学課長より別紙資料「大学院および学位制度に関する専門委員会における審議の概況について」によって大学設置審議会大学基準分科会の大学院および学位制度に関する専門委員会の審議の経過とそのとりまとめの結果について説明があった。続いて, 同課長より, この報告は, 結論を出すのではなく, 委員会で行なわれた議論の内容をできるだけ整理したもので, 今後の審議の重要な参考資料とするつもりでまとめたものであり, 今後の予定としては5月初め頃大学設置審議会の総会を開き, その後専門委員会でさらに検討し, 本年中には答申ができあがるものと思うと審議予定について説明があった。

ついで, この報告をめぐってつぎのような意見や質疑応答があった。

- 大学設置審議会ではこのような大学院および学位制度に関して審議検討することは勿論重要なことではあるが, そのことよりも先ず, 大学院や研究施設を持っていない大学のこと

を考えて, できるだけ早急にその制度や施設の実現するよう検討をすすめて貰いたい。

- 文部省では修士課程については, 教員の充実状況等を考慮しながらその実現を検討しているが, 博士課程は当分の間医科系を除いては設置をしない方針をとっている。
 - 学部の性格と修士課程の性格の関係をさらに深く掘り下げて検討する必要があると思う。
 - 博士課程のない大学は, 学位も貰えないし, また, 研究も十分できない心配もあるので学生にとっては悩みの種であり, 博士課程の設置がなければ大学間の格差の問題も解消できないのではないか。
 - 基準分科会で審議しているこの制度はいつ頃までに決定できる見込みであるか(文部省では昭和49年度から適用されることになると思う)。
- ## 2. 技術科学大学院について

このことについては, 角井技術教育課長より別紙配付資料「技術科学大学院(仮称)の創立について」によって ①創立の意義・目的 ②入学資格 ③修業年限 ④教員組織 ⑤設置形態 ⑥管理運営 ⑦教育研究の基本構想 ⑧教育研究体制等の構想の概要について説明があり, 具体的問題や今後の取り扱いをどうするかについては未だ決定せず今後検討するとのことであった。

ついで, 設置のねらいが再教育にあるのか, 高専に密着した教育となるのか, 学部に基を置かない大学院大学か, 高専卒業者の大学2年編入とこの大学院との関係, 教員人事について, 教育公務員特例法の適用外とした場合, 身分保障の問題はどうなるか等の点について質疑応答ならびに意見の交換があ

った。

3. 放送大学について

このことについては、別紙配付資料「放送大学について」等によって遠藤視学官より、つぎの点について検討状況の説明があり、どう使うかが当面の課題であるが、色々と問題が多く模索中であり、意見を聞かせてほしい旨の附言があった。

- ① UHF・FM電波の実用化と教育専門放送の検討
- ② 放送大学構想の検討
- ③ 放送大学構想に対する意見と準備調査の現状

ついで、質疑や意見の交換があったがその主なるものは①中等教育の放送には既に実績があるようだが、先ず、既成大学の補助手段から発足してはどうか ②既成大学の補助手段程度なら新たに電波を独占しなくともできるのでないか ③受講者の対象層をどこへおいているか ④大学教員から見ると放送大学は単に教育だけの講義のような感じであって、正規の大学と認めるにはかなり現在のところ抵抗があるようだ ⑤人文社会系のもので相対立するような学説などについては、何れかを選択できるようにする必要がある等の意見があった。（以上で文部省関係官退席）

以上1, 2, 3の問題の取扱い方について協議の結果次のとおり取扱うこととした。

1. 大学院および学位制度の問題について

本問題は、第2研究部会でも検討される問題であるが、もう少し広い立場から考えるべき問題であり、ここでは一応切り離して考えることとし、主体は第1常置委員会で検討することとした。

2. 技術科学大学院について

本問題については、性格としてそれでよいかの問題もあるが、学部をもたない大学院の例もあるので、こちらから積極的にこれに対する見解を述べる必要もなからう。絶えず審議の内容を報告してもらって、その結果を見て考えることにしたい。

3. 放送大学について

本問題は、意見を求められている問題でもないし、また別の委員会で検討すべき問題でもあらう。

4. 中教審「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」第2編に対する各大学の意見について

本件については、別冊のとおり取りまとめ、これを事前に送付してご覧を願っておいたので、本日ご意見をうかがい検討し、別紙のとおり一部修正の上これを承認した。

5. 「情報処理教育の振興について」（第二次中間報告）に対する意見について（文部省、技術教育課）

本件は、各大学に意見を照会の結果、今日までに12大学より意見の提出があり、8大学より意見なしの回答があった旨事務局より報告し、これが取扱いについて審議の結果、そのままのものを文部省大学学術局長宛提出することとした。

6. 大学における職員構成の検討について

加藤（東北大）委員より提出の別紙については次回で検討することとする。

7. 中川専門委員の辞任申し出について

中川専門委員より本務多忙のため辞任いたしたい旨申し出があり、事情止むを得ないものとして承認された。

○ 次回委員会について

次回は5月25日（木）午後1時より開催する

こととし、大学間の問題、研究教育の改革（新講座制の定員充足等）の問題等について、柿内専門委員（一部加藤委員）に構想をまとめてもらい、それについて検討することとした。

（9）第2常置委員会議事要録

日 時 昭和47年1月20日（木）午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 谷田委員長

実方、黒沢、石原、高橋、菅、黒田、
中村各委員

安倍、塩野各専門委員

谷田委員長主宰のもとに開会。

初めに、新任の石原群馬大学長の紹介があり
次いで丁子次長より配布資料の説明があつて後
事務局において前回の議事要録を朗読、一部字
句の修正があつてこれを承認し、続いて委員長
より、去る12月4日に開かれた入試問題懇談会
の模様について、当日は国大協側からは加藤会
長、和達、前田両副会長、第2常置委員長、鶴田事
務局長が、文部省その他から村山文部次官、木
田大学学術局長、安養寺審議官、大崎大学課長
小川入試改善会議委員長、吉田高校長協会長、
安藤大学基準協会入試委員長が出席し、「大学
入学者選抜方法の改善について」（案）（修正
案）について説明を聞き懇談したが、内申書の
扱いについて、これが重視はかえって高校教育
をゆがめ、格差を助長することともなり、果た
して高校側が真にこれを希望するかどうかが話
題になった。なお、改善案の修正案でも「重点
的」を「活用する」に改めており、どう活用す
るかその方法にはふれないで、各大学で多角的
に活用することとなっており、調査書のもつ難
点も改めるべきであることを示唆していると思

う旨報告があつた。

次いで、前回に引続き、先ず内申書の問題に
ついて審議に入り、およそ次のような点につい
て質疑応答ならびに意見の交換があつた。

1. 内申書について

- 内申書は、信頼度がうすいので、総合判定
の資料として活用することではどうか。
- 活用することを前提として内申書を採用す
るとすれば、その内容が納得されるものでな
ければならない。
- 内申書だけで選考するとなると、むしろ高
校教育がゆがめられ競争が一層激烈となるの
ではないか。
- 内申書を重視しない場合に、一番よい内申
書が出る。
- 抜本的な改革案を出せば、現状維持となろ
う。
- 当座は不完全だが、年を重ねて完全なもの
に近づけることもできるので、思い切って実
施してみてもどうか。
- 内申書を採用するには、内申書がゆがめら
れない方法で作成されたものでなければなら
ない。大正年間に、中学から高校への入学に
ついて内申で行なつた時代があつたが、これ
が年々悪くなり中止となつた例がある。今日
の大学に内申書を用いることは、これと同じ
信頼度かと思われる。内申書のみで入学を許
すなら、入学した者の卒業を厳重にしないで
はならぬ。

2. ㊤の表示について

㊤の表示と入試の成績とは相関がうすく、あ
まり当にならないことは評価に幅があること、
しかも高校間でも幅が違ふことに起因するもの
と思われるが、この点は高校長会議なりで統一
する必要がある。評価基準を明確にして、高校

の成績を公平にすることと、高校間の格差を是正することが必要である。

3. 高校の成績と入学後の成績の相関について

- 同一高校から同一の大学に入学した者についての相関についての調査によると（別紙資料）、高校成績の方が入学試験の成績よりも相関が高い。
- 小樽商大の調査によると、高校の成績の方が入学試験の成績よりも相関が高いことが知られる。
- 高校の成績が最後までつきまとうのは教育が悪いのだとの考え方もある。
- 関連する問題として、大学在学中の成績と卒業後の成績について、医学部卒業生について5年から10年にわたり観察して見ても、それほどの相関は見られない。

4. 現役と浪人の入学試験の成績と入学後の成績の相関について

現役と浪人の入学試験の成績と入学後の成績の相関では、入試の成績は浪人が高いが、入学後の成績は現役の方が高い。

5. 推せん入学について

- 推せん入学を採用した結果、初年度は成績がよかったが、2年目から成績が悪くなった例がある。
- 私立大学で推せん入学を実施し、非常に困った結果が出て来た例もある。
- 資格試験を合格した者について、抽せんにより入学させる例（附属校）はあるが、しかし大学の段階ではどうか。
- 推せんされたが入学できなかったものが、入学試験を受けて入学する率は、初めから入学試験を受けて入学するものの率よりも低い結果となっていることは、信頼性のない推せんを意味するものであり、信用度の査定基準

（尺度）をはっきりさせ、成績が確認できる測定方法を決めないことにはどうにもならない。県ブロックにでも高校の成績査定基準を作ることも考えられる。結局は、大学が如何に高校の成績を評価するかにかかってくる。

6. 考えられる入試方法について

- 予備試験で定員の3倍を採り、抽せんで3分の1を採る（抽せんで落ちた旨の不平が強い）。
- 学力を主とすることに問題があるので、課外活動に重点をおき、特に目につく者を拾う方法はどうか。
- 内申書と共通試験と入学試験によることにする。
- 入学試験に内申書を加味する（加味の方法に問題がある）。
- 資格試験に合格した者について抽せんで採る。
- 内申書と学力試験（5教科に限らないで）による。
- 多角的に考えて、高校教育の基礎が身につけているか、大学で学ぶにふさわしい人間かの二つの要素のクロスするものを選び、定員をオーバーした場合は抽せんによることとしてはどうか。
- 大学の格差は一朝一夕ではなくなる。大学の格差がなくなる限りよい方法はない、といってこのまま放置もできないので、この辺で何とか結論を出して実施してはどうか。

7. 内申書の問題の審議について

本日は、以上で一応審議を打ち切り、なお次回において引き続き慎重に検討することとした。なお、小委員会をおいて併行して検討することとし、小委員には次の方々が選出された。

谷田委員長、松永、石原、続、菅各委員
肥田野、安倍、小西、塩野各専門委員

8. 身体障害者の大学受け入れについて

本件は、前回の委員会において今後の問題として検討することとしたが、本日は、入学試験の方法、受け入れ後の教育の方法、施設設備等その他関連する問題についての事例などについて話し合いがあり、なお東大における関係資料を貰い受け、これを参考にしながら全体的な面から整理した上で続いて次回において検討することとした。

今回は、2月24日（木）午後2時から小委員会を開催することとした。

(10) 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和47年4月14日（金）午前10時～午後1時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 谷田委員長

松永、実方、黒沢、石原、小山、長崎
続、森島、高橋、菅、山岡、黒田各委員

安倍、小西、塩野各専門委員

谷田委員長主宰のもとに開会。

初めに、新しく委員となられた小山（東京商船大学長）委員の紹介があり、次いで事務局において前回（1月20日）委員会と2月24日の小委員会の議事要録を朗読し、直ちに審議に入った。

1. 内申書の問題について

初めに、前回に引続き内申書を何等かの方法で判定に用いている大学の実情について説明を聞きながら併せて内申書の成績と入学後の成績の相関関係、内申書の信ぴょう性、高校側およ

び社会の批判等について質疑応答があり、以上で一応現状について承知したので、まだ根本的な問題もあるが、この辺で現状に立って今後内申書をどのように扱うかについて委員会としての見解をまとめて見ることにしてはどうか諮られ、およそ次のような意見があった。

○ 内申書の問題は、共通一次入試の問題とも関連があり、足切りに使う場合と最終決定に使う場合、また、資格試験か選抜試験かなど時点の違いもあり、採り入れてよいか悪いかとしか答えられないではないかと思う。

○ 選抜は、大学での教育効果の高い者を選ぶことである。ぐう然性もあるが、高校3年間の成績を見るのが妥当であり、大学で行なう試験についても全教科について行なうべきものと思う。したがって内申書も全教科全学年のものが妥当と思う。

○ 基本的には、国立大学は同一年令層の4.5～5.0%の者を入学させるものとして、その場合の観点に立って考える必要があろう。そして一面には高校教育への影響についても考慮すべきである。

○ 昭和48年度から高等学校の教科の履修方法が改められ必修が少なくなり選択の幅が広がった場合、これにどう対応するかについても大学として考えておく必要がある。

○ 内申書をどのように利用しているか、その実情を知ること必要だが、内申書に対する考え方が大学によってどのように違うかその点について調査するとか、あるいは内申書利用の利害得失などアンケートにより調査することにしてはどうか。

以上論議の結果、具体化の一步としてアンケートにより調査することとし、そのアンケートの原案を小西専門委員にお願いして立案願うこ

とし、次回にその案に基づき検討することとした。

2. 入試期日の繰り上げについて

委員長より、去る3月15日に開催の入試期特別委員会において、「大学入学者選抜方法の改善に関する会議」においてⅡ期校の不利の立場を改善する方法として、Ⅰ期の3月3日を3月1日に繰り上げ、Ⅱ期の3月20日を3月18日に繰り上げることによっていくらかでも改善されとする案が提案されたことについて文部省の説明を聞き、これについて検討したが、本問題は、果たしてそれだけの繰り上げで実効があるかどうか、また時期的にも各大学の意見を取りまとめることは困難であるので、差し当り昭和48年度は従前どおりとすることになった旨報告があった。

3. 身体障害者の大学入学について

本問題に関する諸問題について、東京大学身体障害者入試検討委員会において、検討の別紙「中間まとめ」を事務局において一応全文を朗読し、これについて次回に検討を進めることとした。

関連して、教育課程審議会会長より文部大臣に答申された別紙「盲学校・聾学校および養護学校の教育課程の改善について」を参考に覧願うこととした。

○ 次回開催日について

5月13日（土）10時より小委員会を開催することとした。

(11) 第3常置委員会議事要録

日時 昭47年2月15日（火） 午後1時～
午後3時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

松本、福井、後藤、砂崎、山田、平、
確井（代、後藤）、葛西、永松各委員
総山専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より、去る1月19日在京委員にお集りを願って当委員会として今後どのような問題を取りあげて検討すべきか等について話し合った際、学寮問題を当委員会として今後どのように取り扱うべきかとの話しがあったので本日はまず、この問題について意見を伺い、そのあと今後検討すべき問題点について意見の交換を行ないたいと挨拶があった。

ついで、確井委員（島根大）の代理として出席された後藤学生部長の紹介があり、続いて丁子次長より本日の配付資料の説明があって議事に入った（10月28日第3、第4合同常置委員会議事要録の朗読は省略）

1. 今後検討すべき問題点について

初めに、委員長より、学寮問題の検討結果は去る11月の総会 および 総会 第1日目（11月24日）の第3、第4常置合同委員会で協議の結果種々の点を考慮し、公表はとり止め、各学長の参考資料（秘として）程度にすることとして一応の結着をつけ、この問題の討議は当分休止することになった。その後1月19日の在京委員の集りで今後この問題をどう取り扱うべきかを話し合ったところ当委員会としては引続き今後の検討課題として残しておくべきであるが、当分

中断した方がよいのではないかとの意見であった旨報告があった。

ついで、委員長から本日はまず、この問題を今後どのように扱ったらよいかそんな点から検討し、そのあと続いて昭和42年3月開催の理事会において審議した別紙資料「第3常置委員会の担当事項」とおり第3常置委員会の担当事項が一応きまっているが、当委員会の検討すべき事項は今後どうあるべきかについて話し合っしてほしいと述べられ検討に入った。

(1) 学寮問題について

初めに委員長より、この問題は未だ解決したわけではないので、前記のとおり総会、第3・第4常置合同委員会、在京第3常置委員の集りおよび本日午前に行なわれた小委員会での見解のとおり暫らくの間検討を中止し、何か問題があれば、その時点で改めて検討してはどうかとの発言があり、ついで意見の交換を行なった。

討議の結果、この問題は、未解決のことであり、また、重要な問題でもあるので、打ち切りとはしないで今後の検討課題として残しておき、暫らく様子を見てそのうち機が熟した時改めて検討することとした。なお、この学寮問題は本協会および各大学が引続いて検討をする建前であるので、検討を打ち切ったということを大きく表わさないようにすることを申し合わせた。

(2) 第3常置委員会の担当事項について

委員長より、この問題は、昭和42年3月の理事会において別紙配布資料「第3常置委員会(学生の補導)の担当事項」とおり一応の担当事項を決められてあるが、本日はこの担当事項について再検討してはどうかと発言があった。ついで事務局長より、この担当事項

を決定した当時と現在とではかなり事情が違っているの、このままでよいのかどうか、また、現時点ではこれ以外にも当委員会できりあげる問題があるのではないかなんな点も本日の委員会で検討したらどうかと提案があり、当時の事情について説明があった。

ついで、討議に移ったが、問題となった主なるものはつぎのとおりである。

① 担当事項の中で、「学生の補導」という字句があるが、最近の学生は、「補導」という用語を極度に嫌う傾向がある。変更の必要はないか。

○ 国立大学設置法の法令には「学生の厚生補導」の表現はあるが、大学によって用語のとり扱い方が、まちまちであり、すでに大学によってはこの字句の使用をとり止めたところもある。

○ 「補導」を「指導」とか、「補導委員会」を「学生生活委員会」とかに改めてもよいのではないか。

○ この用語の問題は、学生部長レベルの問題として検討して貰ったらどうか。

② 別紙担当事項のb) 教官および学生のコミュニケーションの問題について

○ この問題については、各大学から情報の収集をしてそれを整理し、各大学へ流すことを第3常置として検討したらどうか。

○ 1年学生とか3年学生に対して行なうオリエンテーションの情報についても知りたい。

○ 別紙担当項目のc)は、b)に関連が深いので、b)の内容の一部として考えb)を主として各大学の実状をつかんでそれを整理し、参考として各大学へ知ら

せることをつぎの検討課題として考えた
らどうか。

- ③ 「教官および学生のコミュニケーション」についての各大学実状を調査するにはどのような具体策があるか。
- 小委員会でアンケート案をつくり、3月の理事会で承認をうけ、各大学へ照会したらどうか。
- つぎの総会に当委員会の活動状況の報告をするとすれば、それに合わせて日程をつくり検討をすすめる必要がある。
- アンケートするとしても、今回は検討項目の「e).学生自治組織の問題」と「f. 学生の運動と各大学間連携の問題」にはふれないこととしたい。
- 「d) 学生補導施設の設置とその管理運営の問題」についてもこの際アンケートをとったらどうか。

「教官および学生のコミュニケーション」についての問題については、大略上記のような意見があり、協議の結果、これらの事項についての実態調査を行なうこととし、設問の案をどうするかについて討議した結果、各委員から気のついた調査項目をメモによって提出してもらいそれを基にして、小委員会でアンケート案の作案を検討することとした。

小委員会は、3月末頃発足することとし、各委員および専門委員に、アンケートにもり込む調査項目（メモ程度でよい）を送付していただくよう依頼することとした。

アンケート調査に関する連絡的の責任者を総山専門委員に依頼し、小委員会は教員委員と専門委員とし、小委員長はそのうちから後日決めることとした。

なお、次回委員会の際には、つぎの点につい

て文部省から関係官の出席を願ってその後の状況説明を聞くこととした。

- (1) 「文化系サークル部室の新営に関する要望」について
- (2) 「体育系サークル部室の新営に関する要望」について
- (3) 最近学生運動の状況

2. 学生部職員の処遇改善について

委員長より、この問題に関し、東京地区の国公立大学学生部課長懇談会より、別紙「学生部職員の待遇改善について」のとおり、学生部長次長、課長等の特別調整額が大学によって格差があり、また、同一大学内においても取り扱いがまちまちのところが多いので、これを是正してほしいと要望があった旨報告説明があった。

（参考。国立大学学生部次長協議会資料）

ついで、この問題をどうするかについて検討をした結果、一応当委員会できりあげて、第6常置委員会へ事情を説明の上同委員会に引継ぎ検討をして貰って、できればつぎの要望書にもり込んで貰うこととした。

なお、第6常置委員会に引継ぐ場合には、事務局と学生部との間にも待遇の格差があるのでこの点も考慮して貰うよう申し添えることとした。

3. 学生部関係の事務系職員の海外研修について

国公立大学学生部課長懇談会より、別紙「学生部関係の事務系職員の海外研修について」のとおり海外研修の機会を与えられるよう、国大協としてとりあげてほしいとの要望があった旨報告があった。

以上で、本日の会議を閉じた。

(12) 第4常置委員会議事要録

日 時 昭和47年1月21日(金) 午前10時～
午後1時

場 所 学士会館

出席者 柳川委員長

金森, 安田(代, 田添教授), 相磯, 清水,
鐘ヶ江, 清水(英), 宮田, 曾沢,
力武, 池田各委員

井上臨時委員, 小路専門委員

柳川委員長主宰のもとに開会。

初めに, 前回の議事要録を朗読し, これを承認の後, 第4常置委員会で採り上げた最近の問題点とその審議経過および担当事項等について話し合いを行なった。

1. 第4常置委員会の審議事項について

1) 学寮の問題について

本問題は第3常置委員会と合同で審議の上昨年秋の総会に提出したが, 総会の議により学長の参考資料に供することとなり, 一応これで審議を打ち切り, 時期を見て考えることとなった。

2) 保育所の問題について

本問題については, 大学院学生も含めてもらうよう要望したが, 教職員の厚生に関する特別委員会で検討中である。

3) 育英奨学制度に銀行ローンを導入することについて

文部省で前向きに取り組むこととなった。

4) 共同利用研修施設について

東北大学の川内の施設, 九州大学の島原の施設が認められたとのことである。文部省で前向きに取り組んでいる。

5) 学生の災害補償の問題について

本問題は, 文部省でも前向きに進めることとなり, 現在学生課の費用で, 公・私立大学の実情を調査することになっている。政府が事務費の形で援助するとなると, 何か中間の組織(例えばスポーツ安全協会の ようなもの)を置かねばならなくなるので, その組織等についても検討する。なお, この場合, どの程度の組織機構のものか, 現在の保健管理センターでは, 人手不足のため検診を断る話しも出ている, その上に新しい仕事集中してくることは問題であるとの意見があり, この点は, センターが引き受けることに難色があるので別の形で実施することで考えられたものである。実施の方法にもよるが, 保険会社にまかせて, 手数を省くことも考えられる。さらに本委員会で考えた学生災害補償の問題は, 従来の保険だとできないので, あくまでも新規の保険であり, 実習中その他の災害も含めて, 全体が一丸となって強制的にやらねば意味はなく, また成り立たないものである。従って十分な事前調査が必要で, あと2年位はかかると思う。急場を救うならセンターでやり, 将来を考えるなら新しい制度を考えねばならない。補償金額にしても100万円ですりたものが, 現在では500万円位は考えないといけない。

この問題の今後の取扱いについて協議の結果, 井上臨時委員の案及び中間組織による案について検討を進めることとした。

2. 第4常置委員会の担当事項について

鶴田局長より, 第4常置委員会の担当事項について別紙「委員会の組織および担当事項の改編等に関する問題点と資料」(抜萃)により特に次の事項について説明があり, それについて質疑応答があった。

a) 学生の健康管理の問題

学生の健康管理センターについては、従来よりその設置方を要望し、年々増設されている。学生の健康の動態など実情を調査して各大学の資料に供することはどうか。

b) 学生健康保険組合設置の問題

全国的なものとなると災害補償（別途検討する）の問題とも関連して来るが、その点はどうか。

災害補償の問題は、治療も救急手当も、後遺症までも含まれるものを考えられるのでこれを保険センターで実施することは困難である。

c) 学生会館・学寮等学生厚生施設の設置とその管理運営の問題

これらの問題は、その後事情が変わって来て難しい問題を含んで来たが、第3常置委員会でも寮の問題については、一応打ち切りとし今後必要があれば検討することとなった。第4常置としてはどうか。

d) 学生奨学制度の問題

「学生生活の実態を調査し、これと奨学金との関係を検討し、奨学金制度の在り方について具体的に検討する」とあるが、この実態調査を行ない、それに基づいて要望すべきものがあれば採り上げることとするか。

e) 「学生の厚生」とあるを「厚生」とし、職員の厚生をも含めて担当することにするかどうか。この問題は、理事会で出された意見であるが、これが取り扱いについての記録が見当たらないので、そのままとなっているものである。

3. 委員長推せんについて

鶴田局長より、柳川委員長には、今月一杯で学長を退任されることになっているので、柳川

委員長ともご相談した結果本日後任の委員長を推せんすることにはどうか、推せんの方法としては、話し合いによるかあるいは投票によるかであるが、その何れによるかについて諮られ、話し合いにより池田委員が委員長に推せんされた。

池田新委員長より、柳川委員長の在任中のご指導に対し謝意を表され、柳川委員長より退任の挨拶があった。

5. 今後の検討問題について

池田新委員長の主宰のもとに今後の検討問題について次のような話し合いがあった。

1) 保育所の問題について

大学院学生も含めることについては、難しい点もあるが、調査の上考えたい。

2) 健康管理センターの充実について

センターの所長には助教授をもって充てることになっているが、これを教授にふりかえる問題について今後も引続き検討し要望したい。

3) 学生災害補償の問題については、井上臨時委員および宮田委員にお願いして、それぞれ前記2案についての構想を2月中に事務局まで送付願い、これをコピーして各委員に前もって届け比較検討することとした。

(13) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和47年4月19日（水）午後1時～午後4時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 池田委員長

金森、臼淵、安田、清水、鈴木、宮田
藤本、力武各委員

井上臨時委員

池田委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、柳川学長の後任として新たに委員になられた臼淵弘前大学長の紹介があり、ついで、前回（1月21日）委員会議事要録を朗読し、一部字句の修正があつて、承認され、議事に入った。

1. 本年度の要望事項について

初めに委員長より、本年は例年のとおり第4常置委員会関係で特に関係方面に対し要望書を提出する必要があるかどうか、あるとすれば来る6月の総会までには要望書の成果を得ておきたいと述べられ、討議の結果、つぎの要望書を提出することとした。

(1) 大学保健管理施設の増加・充実について

このことについては、数年来引続いて要望書を提出しており、現在は既に46大学に設置されているが、本年も引続いて要望をすることとしたいとして協議の結果、要望書は大体昨年の様式に準じ、前年度の要望書を基にして一部字句の修正や補足をし、別紙のとおり修正をした。（別紙案参照）

なお、この要望書を総会の承認を得て、文部省に提出する際には、学生課長（本省）へ口頭をもって十分趣旨を説明し、要望事項の実現できるよう努力方をとくに依頼することとした。

(2) 国立大学共同利用研修施設（仮称）設置に関する要望書について

この施設設置の要望書は、昨年度提出し、すでに東北大（鳴子）、金沢大（辰口）、広島大（西城）、九大（島原）の4大学には設置されることになったが、他の大学にもできるだけ早く設置を希望するので本年も引続き昨年の例にならって要望することとし、昨年度の要望書を基として、一部字句の修正や補足を行

なって別紙のとおり一応の案ができた。

なお、この要望書（案）は、さらに字句・様式等の点について検討し、修正を要するところがあれば、事務局長に一任することとした。

(3) 学生奨学金の要望書について

委員長より、学生奨学金についての要望書は、昨年度は提出しなかったが、本年はどうするかと諮られたところ、本年は現実には、昨年にくらべてかなり大幅に増額されているので特に要望書としては提出しないこととした。

2. 学生災害補償の問題について

初めに委員長より、この問題については、これまで数回にわたって検討した結果、一応の考え方がまとまったので、その利害得失をさらに掘り下げて検討し、これからの方針をきめたいと考え過日各委員宛に井上、宮田両委員の案を送付した次第であるが、本日ご意見があれば伺いたいと述べられ、ついで宮田、井上両委員からそれぞれつぎのとおり説明があった。

○ 宮田委員より、別紙配布資料「大学生正課災害補償について」によって、同委員の意見として、つぎの事項についてその利点・難点を指摘され説明があった。

I 国家補償

II 傷害保険会社の利用

III 共済事業

A 日本学校安全会に加入

B 大学安全会（仮称）の創設 （強制加入、任意加入）

IV IIとIIIの併用

○ 井上臨時委員より、別紙配布資料「講義および実習中の災害に対する傷害保険制度に関する件」によって、この考え方は強制保険と

任意保険の中間的な申し合わせ的な保険であって、実現するためには、国立大学協会と文部省が共同して推進しなければならない問題であると前置きされ、同委員が考えておられる実施案について説明があった。

以上のとおり両委員の説明があったのち、質疑や意見の交換が行なわれたが、その主なもののはつぎの点であった。

- 井上案によれば、営利会社である保険会社が実務を行なうことになるので国として、補償する点が、問題にならないか、また、学生側にとってかなり抵抗が予想されないか。
- (井上臨時委員) この考え方は、育英会的な形を考えており、保険会社が実権を握って主体になるのではなく、国が会社を手足として使用するような形となるので、それ程問題にならないと思う。また、この案は、全く新しい団体(例えば育英会のような)をつくり、そこへ国から予算をつけて貰うことを考えている。
- 当委員会としては、現段階では、先ず、予め文部省に対して井上案の4)にあるA案とB案を示して、このような具体案があるが積極的に実施の方向で検討する意志があるかどうか、また、実現可能の見込みの有無について話し合ってみてはどうか。
- 当委員会としては、今後いくつかの具体的実施案をつくり、その案を文部省に示して交渉し、実現できるような見込みの有無をまず話し合ってみてはどうか。
- 現在の保健管理協会を強化してその中に、このような事業を設けることは考えられないか。(人手がない等の理由でこの案は考えられない。)
- 「学校安全協会」に加入することはどう

か。(学校安全協会の方は任意保険であるので強制的に加入させることはできないためとなつている。また、学校安全協会の方では種々の理由があつて大学側の加入を受け入れしたくない風も見られる)。

- 井上案の第1案は見込が薄いようで、むしろ第2案の方が見込みがあるように思われる。

大略上記のような意見の交換があり、今後この問題をどうするかについて討議の結果、当委員会としては、一応井上案の1)、2)、3)の範囲で予め文部省に構想を示して実現の見込みがあるかどうかを打診し、その反応を見てからさらに検討することとした。

なお、文部省との話し合いは、井上、宮田両委員と委員長にお願いすることとした。

3. 保育所の設置について

委員長より、この問題については、文部省においても、当協会側の意向にそうよう積極的に検討をすすめているとの状況報告があった。

○ 次回委員会

特に必要がなければ次回総会まで休会することとした。なお、総会までには本日話し合った問題を処理し、総会に報告することとした。

(14) 第5 常置委員会議事要録

日 時 昭和47年2月19日(土) 午前10時～
午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

関、石川、越村、小野、芦田、井上、

小島、青木、日高各委員

松本専門委員

説明員（文部省）

植木留学生課長、七田国際学術課長
後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、予て当委員会で検討し、
国大協から文部省に対して要望していた国際交
流関係経費の増額がかなり大幅に新予算に計上
される見込みがついたので、本日は、文部省か
ら係官の出席を願い、それらの予算関係や、学
術の国際交流の推進状況、学生の国際交流計画
等について説明をきくこととしたいと開会の挨拶
があった。

ついで、前総会以後新たに委員になられた井
上委員(奈良教育大学長)の紹介と本日説明員と
して出席を願った文部省の植木留学生課長、七
田国際学術課長の紹介があって議事に入った。
(前回議事要録の朗読は省略)

◎ 大学間の国際交流について

植木留学生課長説明

(1) 昭和47年度留学生関係予算について

このことについては、植木課長より別紙
「昭和47年度留学生関係予算」により、新年度
は留学生受入予算、留学生派遣予算が大幅に
予算化された旨、各項目別に前年度当初予算
と本年度当初要求額、大蔵省査定額、対前年
度予算差引増額について国大協の要望事項と
も対照して配当額の内容説明があった。

(2) 学生の国際交流計画の概要について

文部省においては、わが国の国際的地位の
著しい向上に伴ない、諸外国との国際文化交
流の促進の必要性が、内外に強調されている
現状にかんがみ、昭和47年度から国費によっ
て学生を海外に派遣する予算措置を講じ、広
く世界の全地域にわたり、大学間の国際交流
の促進をはかるよう計画をたて検討中であ
り、近く最終的な具体案がまとまる予定であ

るので、本日は大学側の意見を聞いた上、そ
れを参考として最終的の決定をしたいと前置
きし、別紙「学生の国際交流計画の概要」に
よって、その具体案について説明があった。

ついで、この問題について質疑や意見の交
換があったが、その主なるものはつぎのよう
な点であった。

- 外国大学のインホームーションがないの
で、先方の事情がよくわからない。(この
点はむしろ大学側の方がよく知っていると思
われる(文部省))
- 外国大学に留学中の取扱いについて、休
学とするかどうか。(文部省では、目下そ
の取り扱いについて検討中)
- 単位の取り扱いをどうするか。(文部省
では目下検討中)
- 派遣留学生の資格を、学部学生にウェー
トをおくか、修士学生にウェイトをおくか
は、その大学できめればよい。(文部省)
- 留学期間中の育英奨学金は、停止を考え
ている。
- 留学生の修業年限と授業料の問題。(文
部省で検討中)
- 留学の必要条件は、大学間の協定(契
約)がなければならない。(文部省)
- 留学契約は、教授間の個人的の約束では
困る。(文部省)
- 留学契約は、学長間の文書の交換程度で
もよいように幅のあるものにしてほしい。
- 必ず大学相互間の契約、協定はほしい。
どの辺まで必要か、その線の引き方は大学
で考えてほしい。
- 留学生は語学の基礎が出来ていないと困
るので、せめて6カ月位は、語学の勉強の
期間として含めてほしい。

- 留学生を選考する場合に、語学の基礎のあるものを選んでほしい。（文部省）
- 姉妹校的のものがあまり数多くなると窮屈になる。学長間のアグリーメントをとる程度でよいようにしてほしい。
- 現在は、在外留学中は休学として扱っていて、在学期間には算入しないが、休学しないで在外留学するとなると在学期間と単位の問題もあって、1年で単位がとれない場合延期も可能か。
- 休学としないで留学でき、単位も認定されれば認めるよう検討中である。

七田国際学術課長説明

1. 学術の国際交流について

七田国際学術課長より、文部省においては、学術の国際交流の重要性が増大しつつある現状にかんがみ、研究者の外国派遣および外国人流動研究員・外国入奨励研究員の受入れに重点をおき、昭和47年度には、昭和46年度よりかなり大幅に増員するよう予算化し、また、このほか日ソ間、日英間の交換計画、文化協定締結国からの学者等の招致、特定分野における派遣・受入など、また、日米間の交流については日本学術振興会で肩代りして行なうことにしている。また、国際研究集会その他の協力研究団体からも研究員の増員派遣が考えられていると別紙配付資料の「学術の国際交流について」によって概況と「新年度の学術国際交流関係予算」について説明があった。

続いて、配布資料「大学等における学術研究条件の整備について（学術審議会中間報告Ⅰ）（19頁～21頁、27頁～30頁参照）によって

- ① 学術の国際交流について（現状、問題点）
- ② 学術の国際交流の促進について（研究者の交流、国際協力・共同研究、学術に関する国

際会議・国際研究集会、その他改善すべき点）

の2項目について説明があった。

以上で、大学間の国際交流についての文部省側の説明が終わり、質疑に入ったが、委員会側から、日本には外国に紹介してもよいような優秀な図書や論文等が数多くあるが、経費の点でほとんど外国語訳がない。何か外国にも広く紹介するための方策はないかとの意見があったが、これに対して文部省では、学術情報審議会に委託しており、日本学術振興会でも若干扱っている。情報図書館課で検討することになっているが、今後前向きに検討する必要があるとの意見が述べられた。

2. 「国際文化交流事業団」設立の法案要綱および「国際交流基金法（案）」について

初めに、事務局長より、国際文化交流の強化を図るため、目下、外務省においては「国際文化交流事業団」（資料5）および「国際交流基金」（別紙資料）を法人組織にして新設を計画し、その法案要綱を検討中であり、近く決定の上新設の段階になっている旨紹介があり、続いて七田国際学術課長より両案の制定の趣旨、内容、審議状況等の説明があり、また、資料6によって外務省文化事業部の「50億円基金の運用益の使用計画内訳」についての説明があった。

本件については、既設のものとの関係がどうなるか疑問があり、アカデミックな学術文化の交流であるべきで、外交的交流が先んずることは危険である。仕事の範囲を明確にしておかないと事実問題としては問題となろう。両省間の緊密な連けいが必要であるとの意見があった。

(15) 第5常置委員会議事要録

日 時 昭和47年2月26日(土) 午前10時～
午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

博田, 石川, 越村, 小野, 小島, 日高
各委員

松本専門委員

説明員 文部省川村大学課長補佐外1名

初めに、委員長より、大学間の単位の互換制度についてはかねてから検討問題となっていたが、このたび文部省においてその互換を容易になし得よう大学設置基準を弾力的に改め、きたる4月1日から実施する予定になったとのことで、本日はまず、文部省側からその制度の説明を聞き、その後で質疑や意見の交換を行いたいと挨拶があつて議事に入った。

○ 単位の互換制度について

初めに、川村大学課長補佐より、本日はまずこの制度(案)についての説明を行ない、そのあとで大学側の意見を伺った上、改めて文部省側でさらに検討をし、正式に決める予定であると前置きされ、別紙配付資料の「単位の互換制度について(案)」および「大学設置基準の一部を改正する省令案要綱」によって、つぎのとおり説明があつた。

この単位の互換制度は、所定の条件の下に学生が他大学において単位を修得できるようにすることにより、大学間の交流と協力を促進し、大学教育の充実に寄与しようとするのがねらいであるとその趣旨について説明があり、続いて、実施方策および実施時期について、つぎの点を取りあげ、別紙(案)によって各項目ごとに説明があつた。

1. 方策について

- (1) 大学設置基準の改正
- (2) 大学院における単位の互換制度について
- (3) 外国の大学に留学する場合の措置

2. 実施の時期

昭和47年4月から実施の予定

以上の説明があり、最後に文部省としての今後の方針としては、本日の意見を考慮に入れ、さらに検討し、成案を得て、3月中旬までに大学設置審議会の基準分科会の審議を済ませ、本年4月から実施できるように考えている旨説明があつた。

ついで、質疑が行なわれたが、その主なるものはつぎのようなことであつた。

- 新年度においては新規に諸外国への日本人留学生の派遣(大学間の学生の国際交流の促進)の費用として約3,000万円の予算を計上されているとのことであるが、最初のことであり、手続きやその他の関係で時期的にあまり余裕がないので、文部省においては今年は特に段取りをよくして、また、過度的な特別な便宜を図るようにして貰わなければ所期の目的を果たすことがむずかしくなるのではないかと思う。
- 外国大学の課目は、学生が自由に選択できるか。

(大学間の協定で出来るようにしたい)

- 外国の研究所も大学として考えられるか。
(大学に相当するようなものとその大学で認定すればよい)
- 単位の評価は
(単位制のない大学もある、学習の成果を判定するほかない)
- 単位の計算方法はどうか。
(その大学できめる)

○ 単位の認定は出先大学か本籍大学か、については、いろいろ議論があり、文部省としては、協定を結んでの上だから学習した大学で判断することが建前であろうとの考えであり、大学側では、学習大学でもらった単位を本籍大学認定ですの方がよいとの意見があった。また、単位の認定は教授会か、については、大学間の協定によって決めてよいと解している。

○ 大学間の協議は、学部長間または研究委員会委員長間ではどうか。

（学長間でありたいが、教授会で決まるものとすれば学部長でよいと思う、通達で明らかにしたい）

○ 外国大学に留学すると修得単位の関係や学期の違い等の関係で、卒業までの在学年数は実際には延期される場合もある。

○ この制度が、4月早々から実施されると、遠隔の地方大学では、手続その他の関係で間に合わない心配もある。

（施行細則のできるのは、実際にはかなりおくれるのでそれほど急ぐ心配もないと思うが、過渡的措置を考えたい）

○ 短期大学は含むか。

（含まない。夜間大学（大学令による）通信教育による学生はよいかと考える）

○ 育英奨学金について。

目下話し合い中である。

○ 外国の大学では、学部、修士課程、博士課程の課目を区別することはできない場合がある。

○ 外国大学の教員を日本の大学の講師（非常勤）にすることはできないか。また、教員の受入れは、大学間でいちいち協定をしなくとも、その大学で決めればよいのではないか。

（現状では困難であり、何か協定があった方がよい）

○ 数多くの大学が、一つ一つ agreementをとることは、現実にはきわめて手数がかかるので、各大学の共通的な事務処理をする Center のようなものができると都合がよい。

以上で、本日の会議を閉じ、欠席者には本日の資料を「秘扱い」として別に送付することとした。

(16) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和47年2月29日（火） 午前10時～
午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

諸星、中林、渡辺、隅谷、井手、北村
各委員

高梨、田口、稲野、手塚各専門委員

去る2月9日付近藤委員長退任後、後任委員長が未定のままになっていたため、本日委員長を選出するまで、鶴田事務局長が進行役となって開会の挨拶があり、続いて近藤委員（東京農工）の後任として新たに委員になられた諸星東京農工大学長（事務取扱）の紹介があって議事に入った。

1. 委員長選出について

事務局長より、委員長の選任については、投票による方法と話し合いによる方法があるが、いずれによるかについて諮られた結果、話し合いによることとし、加藤委員（東工大）が出席者全員の推せんによって委員長となり、ついで新委員長より就任の挨拶があり、同委員長主宰のもとに議事を進めた。

2. 前回委員会議事要録と配付資料について

事務局側にて前回（1月22日）の議事要録を朗読し、承認され、続いて本日の配付資料の説明があった。

3. 定員削減の問題について

このことについては、鶴田事務局長より、去る1月22日の理事会および第6常置委員会の合同会議ならびに2月7日の特別会計制度協議会において文部省側から別紙配付資料「教官定員調整の実施方法について」によって①教官定員調整目標数（国立学校 447人，研究所44人）②実施要領（基本方針，対象職種，大学ごとの目標数，具体的実施方法，定員管理および任用上の措置）の説明があって，そのあと当協会との間に意見の交換が行なわれたが，要約すれば大体つぎのような内容であった旨説明があった。

- (1) 第1次定員削減の場合と異なる点として調整目標数を差し引いた「定員」とは一応別に「任用限度定員」を各年度当初に公示・通知されることになっており，その運用によって適当な処理が期待される。
- (2) 「任用限度定員」は，各大学と文部省との協議により，最終的には「定員」に到達するよう，事務的に調整することが必要である。
- (3) 各大学と文部省との協議による調整にあたっては，各大学の実状に応じて適切な形で処理するよう双方で努力する。
- (4) 当協会側からは，協議による調整が行なわれたのち，とくに教育・研究活動に支障をきたす事態が生じた場合には，文部省と協議した上で特別の措置を講じ得るよう配慮することを文部省に要望した。これに対して，文部省側は，一定の範囲内で実状に即した適切な措置をとることを考えたいと答えた。（このことに関しては，去る2月9日付各学長宛に特別会計制度協議会における意見交換の結果

としてその大略を一応報告済）

以上の説明があったのち，つぎのような質疑応答があった。

○ 1月26日の事務局長会議で配付，説明した「教官定員調整の実施方法について」の表は，公文として了解してよいのか，あるいは単なるメモ的のものか。（メモ的のものである）

○ 文部省側の説明によれば，揭示された削減数は多少の幅をもたせることもできるような意味に解釈することもできるのだとの意見であるので，このことについて意見の交換を行なったところ，文部省側では削減定員の変更はできないが，その年度における削減数は多少の幅をもたせることもできる（例えば，3年間のうちに削減できなかった場合には，その翌年に回す）というふうに解釈してもよいとのことであった。

○ 削減の場合は，助手を対象者とすることが最もやりやすいが，実際には小規模大学では助手が少ないのできわめて支障をきたすおそれがある。本日の問題としてでなく今後委員会でとりあげて検討してもらいたい。

4. 臨時職員について

初めに，委員長より，臨時職員の問題については，定員化の問題，待遇の問題，減員の困難さなどいろいろと各大学によって事情を異にしているが，いずれの大学においても現状のまま放置しておくことはできないので，なんとか対応策がないか，そんな点について話し合ってもらいたいと述べられ，つぎのような意見の交換があった。

○ 臨時職員の待遇が制度的に定員内職員と同様な線にまで引上げることができるようになればある程度解決すると思う。その方策の一

つとして本年度教職員の待遇改善の要望書を出すとするば、それにこのことを加えたらどうか。

- 待遇改善の要望書を提出する場合には、教官と職員とを一緒にすると理由づけが困難となるので別々に提出する方がよい。

職員の待遇改善についても、教職員の厚生等に関する特別委員会とも連絡をとりながら進めたい。

- 講座の充実または新設する場合に、現在はそれに伴う教官以外の定員の配当がないので、止むを得ず必要な人員は、臨時職員として設備費とか運営費とかなど他の名目で採用しているのが現実である。

- 臨時職員の性格と必要性は、未だ十分に文部、大蔵、行管等に認識されていない感もあるので、積極的によく理解させるよう働きかける必要がある。

討議の結果、臨時職員については、現在あるものを今後どのようにするのがよいか、また、今後この制度や管理をどのようにするのがよいか今後の問題であるので、当委員会としてこれらのことについても検討の必要があろうとの意見があり、差し当たり本年度以降待遇改善の要望書を提出する場合は、何等かの形で臨時職員の必要性・待遇改善についても十分にとり入れて要望することとした。

5. 学生部関係部（次）課長特別調整額について

このことについては、事務局長より、別紙配付資料「学生部関係部（次）課長特別調整額一覧」によって、学生部（次）課長の特別調整額は現在大学によってすこぶるアンバランスであるので補正してほしいと学生部関係より当協会宛要望があった旨説明があった。なお、この問

題は、初め第3常置委員会へ申出があったものであるが、同委員会に諮ったところ、第6常置委員会で検討してほしいとのことであったと補足説明があり、討議の結果、この問題も次の要望書提出の際補正するよう要望することとした。

6. そ の 他

- (1) 学生部関係の事務系職員の海外研修について

全国国立大学学生部次長会議から学生部関係の事務職員を別紙要望書の主旨のとおり理由で海外研修の機会を設けられるよう要望があった旨説明報告があった。

- (2) 沖縄学生の学資金ドル交換差損金について

いわゆる今回の円切り上げに関連して、沖縄学生は、ドルと日本円との交換が不利となっている。この場合、差損金を特に沖縄留学生にだけ補償することもできそうもないので、むしろ学資金等の金額を特に引上げて貰えば事実においては変りはないことになるので、この方法を文部省にかけあって見たらどうかとの意見があった。

- (3) 教官の待遇改善に関する調査会について

昨年秋頃文部省内「教官の待遇改善調査会」が発足する予定とのことであったが、その後あまり進行した様子もないのでどういう状況になっているかとの質問があったが、このことについては委員長が後日文部省に対して問い合わせることとした。関連して、役職手当の改善とこれが支給手続きを大学にまかせてほしいとの要望もあった。

- (4) 要望書提出時期について

第6常置委員会関係の要望書は、例年6月頃に提出しているが、本年は概算要求の提出が多少早まる様子もあるので、場合によって

は5月頃に提出することになるかも知れない。次回委員会で改めて相談することとした。

(5) 隅谷、中林両委員よりの委員辞任申出について

○ 隅谷委員より、本年夏頃から来年にかけて外国出張のため当委員会の委員を辞任したい旨申出あり、止むを得ないとして了承されたが、後任が決まるまで当分現在通りとし、4月の委員会にはできるだけ出席していただくこととした。なお、後任は東京大学より後日会長と相談の上選出して貰うこととした。

○ 中林委員より、本年3月をもって定年退職するので委員を辞任したい旨申出あり、了承されたが、昭和48年度の要望書の成案ができるまでは臨時委員として加わっていただくこととした。

○ 次回委員会

4月18日(火) 午後2時～4時30分

(17) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和47年4月18日(火) 午後2時～4時35分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

渡辺、今西、井上、北村、田中各委員
中林臨時委員

高梨、福田、稲野、手塚各専門委員

説明員 文部省望月人事課長、斎藤学生課長
萩原給与班主査、矢口総務班主査

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに、文部省関係官より、授業料の問題ならびに教職員の待遇改善に関する問題について

次のとおり説明をきき、質疑応答ならびに意見の交換を行なった。

1. 授業料の問題について

斎藤学生課長より、昭和47年度歳入歳出予算が確定しない暫定予算の時点での授業料等徴収の経過措置として、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令が公布され、即日(4月1日)施行されたが、この省令の施行にともない、昭和47年度の入学者については事情により昭和47年度に限り特別の経過措置が定められたこと等につき説明があり、そのために採られた手続き、法令の根拠、省令の内容等につき質疑応答ならびに意見の交換があり、なお、この授業料値上げについての法的解釈等に関する見解について、中林臨時委員、福田専門委員および慶谷専門委員(欠席につき事務局で朗読)よりそれぞれ提出の別紙について説明を聞き、併せて検討した。

以上、授業料の問題に対しては、国大協として統一見解を流してはとの話しもあったが、今日ではすでに法律改正で示してあることでもあり、今更これを取り次いで知らせる必要もないではないかとの意見もあり、この際特に文章としては出さないことになった。

2. 教職員の待遇改善の問題について

委員長より、かねてより国大協として、教職員の給与体系の根本的再検討と待遇改善のために調査会または協議会の設置について要望してきたが、ようやく今年あたりから具体化されるようであり、このことについての文部省での話し合いや今後の見通しについて説明をききたい旨述べられ、文部省望月人事課長より、昨年までは正式に設置する前にどのような問題を検討するかについて何回か話し合いの機会をもってきたが、ご承知のように小・中学校教員の待遇

の問題がこほど一段落したので、国大協の要望を受けて新たな観点も含めて昭和47年度予算において調査会設置の予算を要求し、別紙のとおり初めて1,725,000円が積算されたので、中教審の答申、国大協の要望も含めて真剣に取り組みたい。どんな方を委員に選ぶか、どんな観点から検討するかなどについて検討している段階である。

さらに、待遇改善の観点に立って、教員の職務の特殊性から必要になる経費として、教員個人が負担する研究費・研修費等の職業上の必要経費の実態を明らかにし、それをてこにして教員の待遇改善、その他の足がかりにするために教員の生計費の調査の予算として15,028,000円が認められた。

なお、外国の教員の待遇に関する資料を収集し、これを検討して、わが国の教員の待遇改善の基礎資料として足がかりをつかみたい。

以上、如何にして人事院に納得されるデータを提示するか、他の公務員との均衡問題で足を引っぱられないような実態を見出したい。そのためには、調査会の審議が能率をあげるように十分に資料も整備し勉強もしたい。国大協としてもご協力を願いたい旨説明があった。

以上の説明に対し、次のような点について質疑応答があった。

○ 学術会議の待遇改善委員会で、7～8年前科学者について生計調査をしたことがあるが、それと比較できるようなものがほしい。書籍費が的確につかめなかった点や他の公務員との比較がうまく出てこない点に難点があったが、調査の方法に工夫が必要であろう。

○ 調査会の構成や運営に十分な配慮が必要である。

○ 教官は、研究図書を自費で購入することが

多いので、この点は確定申告に入れるなど、税制上の優遇措置はとれないものか。

○ 調査項目が多過ぎるとめんどうがられて提出率がへることもある。

○ 私立大学との比較は、一応対象外としている（文部省）。

3. 要望書について

例年要望している国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について、本年度の提出時期、内容および進め方等について意見の交換があり、提出時期については文部省（5月中から6月にかけて検討する）と打ち合わせること、要望の内容については、昨年の例にならって検討し、文部省の要望と照合することとするが、一般職員については他官庁との比較は難しく、学生部職員の問題、臨時職員の問題等もあるが、あまり多くの項目を盛り込むことによって要望の格調が低くなることもあるので、これが扱いの姿勢を考える必要があり、場合によっては独立して要望することも考えられよう。

事務職員についても、図書館、大学院、研究所関係の職員等については、行政管理庁では最近かなり認識を深めてきたが、大蔵省はそれほど認識していない。今年も最後の段階で圧縮されたが、今までになかった図書館、大学院、入試関係の職員が認められたことは、多少とも理解が深まったといえよう。文部省としても事務職員の増員について努力したい（文部省）。

以上、要望書については、効果的に進めるために要望事項を拾い出して文部省とも打ち合わせの上作成することとし、その打ち合わせを6月9日（午前10時から12時まで）に行なうこととした。

(18) 図書館特別委員会議事要録

日 時 昭和47年4月17日(月) 午前10時～
午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

実方、広根(代、白石)、谷田、釜洞、
谷口、北村、田中各委員

松田臨時委員

日高、深川、高木各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より、このたび近藤第6常置委員長が退任され、その後任として第6常置委員長に選出されたが、第6常置委員会も非常に忙しいし、図書館特別委員会も重要な委員会でもあるので、現在作業中である「大学図書館予算および図書館学拡充強化に関するアンケート調査」の総まとめが出来上った時点で辞任したいので、それまでに後任の委員長をお考えおき願いたいと挨拶があった。

ついで、松田委員が本年3月31日付をもつ退官されたが、当分の間臨時委員として引続き当委員会に加わっていただくことになった旨紹介があり、続いて、前回(11月24日)委員会議事要録を朗読、一部字句の修正があつて、承認され、議事に入った。

○ 大学図書館予算および図書館学拡充強化に関するアンケート調査について

初めに、委員長より、上記のアンケートの回答は、前回委員会で報告した際は、未回答大学が数大学あったが、今回は75の全大学から集まり、そのとりまとめを小委員会のもとで検討し、松田委員および深川、高木両専門委員が総とりまとめを行ない、このたび前回の報告(案)に

一部修正を加え、別紙のとおり報告(案)ができた。よって本日は、この報告(案)について審議を願いたいと挨拶があり、審議に入った。

まず、松田委員より、この報告(案)は、去る昭和45年6月国立大学協会が公表した「大学の研究・教育に対する図書館のあり方とその改革について」(第一次報告)においてあまり触れていなかった「大学図書館予算関係の問題」と「図書館学等の拡充強化に関する問題」の2問題についてアンケートをとり、きわめて内容のある回答を得たので、その回答を分析・整理をし、かなり密度の高い報告(案)としてまとめたものである旨説明の上、その内容についての概括的説明があつた。

ついで、事務局側で報告(案)の全体を各項目ごとに朗読し、両作案者よりそれぞれ下記の項目別にその集計のしかたや内容について説明あり、そのあと各項目ごとに順次意見の交換を行なった結果、一部に別紙のとおり字句の修正や様式等を修正し、さらにこの本日修正した案をきたる5月初め頃までに両作案者が全体的の調整・整理をすることとして、了承された。

高木専門委員担当の分

A 大学図書館予算に関するアンケート

I アンケートの趣旨およびその結果から読みとれる事項と問題点

II 大学図書館予算に関するアンケートの集計

深川専門委員担当の分

B 大学における図書館学の拡充強化に関するアンケート

I アンケートの趣旨および集計結果の概要

II 図書館学等の拡充強化に関するアンケートの集計

2. 集計報告(案)の今後の取り扱いについて

委員長より、今後この集計報告ができ上がった場合、どのように取り扱うかについて諮られ、協議の結果、つぎのとおり取り扱うこととした。

- ① 各大学長宛に、本日修正した総括的のまとめだけを送り、学長の参考資料とする。
- ② 別冊配付資料㊟の各大学別細目集計表は、本委員会の委員・専門委員にのみ配付する。
- ③ ①の「集計報告」は印刷ができれば、次回委員会開会以前に発送してもよい。

なお、本報告を各大学へ送付する場合の送付文については、協議の結果、原案を一部修正し別紙のとおり決定した。

○ 次回委員会

5月16日（火）午前10時～午後0時30分

（19） 教養課程に関する特別委員会 会議事要録

日 時 昭和47年2月4日（金） 午後1時～4時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 今西委員長

前田、福井、富山、高橋各委員

小野、成川、今堀各専門委員

今西委員長の主宰のもとに開会。

初めに、前回（46・10・18）の議事要録を朗読し、これを承認の後、委員長より、本日は、一般教育と教養課程に関する実情調査第二次アンケートについて、および教養課程における保健体育の実情調査アンケートについて、ご審議願ひ、なお、外国語に関する実情調査も含めて以上三つの調査の今後の進め方について、6月の総会にはどんな形で提案するかなどご審議を願ひたいが、一般教育の改革については、協会と

しては今日までに何回か検討されており、また、各大学でも検討されている問題でもあるので、今回は一般教育の実態を調査し、これによって各大学が自主的に考え願ひ資料に供するのがよいと考える旨述べられ、審議に入った。

1. 一般教育と教養課程に関する実情調査アンケート（第二次）について

今堀専門委員より、前回のアンケートの結果から見ると、一般教育を独立的に扱っている大学、教養とこみに扱っている大学もあって、随分事情が違うこと、設問もかなり不完全であったため趣旨が徹底しなかった点もあったこと、また、前回の設問以外に例えば一般教育と専門教育の協力面などについても考えたいのと、さらに抽象的な問題については、これが具体化についても調べたいと考え、第二次アンケートを行ないたい旨説明があり、別紙「アンケート案」について順を追って説明し、これについては質疑応答の結果「Ⅲ、学生経費の配分」については、その質問内容が複雑で理解し難い点もあるので削除すること、「XV、学生寮に関する問題」と「XVI、学生補導に関する問題」の項はこの際は削除することとし、その他字句の修正、加筆等があつて了承された。このアンケートについては理事会にも前もって承認を得ているので、至急各大学へ照会することとした。

2. 外国語教育に関するアンケートの結果について

前田委員より、外国語教育に関するアンケートの集計整理状況について、本問題については目下アンケートの結果に基づいてまず現状の解説を作っており、さらにその上に立って改善策を考えたい。この調査によって多様化に伴う今後の外国語教育のあり方、国際的コミュニケーション、予算、施設の充実等々の問題が問題とし

て出て来ており、6月の総会までには作業を終わりたいと考えている旨報告があった。

3. 保健体育に関するアンケートについて

小野委員より、保健体育については、外国語教育のアンケートの例にならって、急いでアンケートを行ないたい。外国語教育のアンケートと違う点は、学生の履修の方法を調べて講義の主体をつかみたいこと、体育関係施設や保健管理施設、体育施設一般開放等の実情を調査し、さらに課外体育活動に関して、その組織、運動部・同好会・スポーツ行事の種目、個人の自主的体育・スポーツ活動等の実態を把握し、最後に保健体育の改革についての具体的問題とその視点を聞きたいと考えている。

以上、アンケートの回答を待つて問題点を整理してコメントをつけた上、できればこれについても1回各大学の意見を聞きたいと考えている旨説明があった。

4. 今後の進め方について

委員長より、以上それぞれ説明のあったとおりであるが、アンケート調査の結果のまとめについては、無理に大学へ中間報告して意見を聞かなくてもよいではないかと思うので、直ちに最終的な報告書を作成することにしたいと思う旨述べられ、前田委員より、作成の様式等については三者で歩調を合わせる必要があると思うので、集計ができた段階で一応打ち合わせをする必要はないかとの提案があり、協議の結果、集計ができた4月初めに会議を開いて打ち合わせこととし、それまでそれぞれアンケートの結果を集計整理することとした。

5. その他

委員長より、前田委員は、3月をもって停年により退官されることとなったが、本委員会としては、上記問題のまとめについてご援助を願

う必要があるので臨時委員を委嘱したい旨諮られ、これを了承、理事会に提案することとした。

(20) 研究所特別委員会議事要録

日 時 昭和47年4月25日(火) 午前10時～
午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

和達、藤岡、戸田、谷口各委員

柿内、鈴木各専門委員

説明者 文部省勝谷学術課長補佐

加藤委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、前回(11月8日)の議事要録を朗読し、承認され、ついで新たに専門委員になられた柿内賢信(東大教授)委員の紹介と本日説明員として文部省より来席された勝谷学術課長補佐の紹介があって議事に入った。

1. 高エネルギー物理学研究所について

初めに、勝谷学術課長補佐より、この研究所は、素粒子の研究を行なうため、昨年4月1日筑波学園都市に総予算約90億円(施設・設備関係)で4年間に整備完了の予定をもって設置されたものであり、完成後は280名程度の人員を配置する計画である旨説明があり、続いて別紙配付資料「高エネルギー物理学研究所の法制化について」によって性格、組織、運営方法等に関し、つぎの点について説明があった。

- (1) 文部省設置法の一部改正(国立学校設置法の一部改正法の附則で改正)
- (2) 国立学校設置法の一部改正(措置する事項)
- (3) 国立学校設置法の附則で改正する関係法律

(4) 国立学校設置法の改正法の規程に基づく高エネルギー物理学研究所におかれる職の種類その他、その組織および運営に関し必要な事項を定める文部省令

(5) 教育公務員特例法第二十二條の改正に伴い同条に基づいて法令において措置する事項以上の説明が終わり、つぎのような点を取りあげ質疑応答があった。

- 私大の教員は、公務員法の立場から客員教授の如き扱いにすることはできない。
- 協議会・評議会の組織、性格、選考方法
- 所長の選考方法
- 会議の招集者
- 技術職員の定義
- 今後新しい研究所を設置する場合は、このパターンによるか。(必ずしもこのパターンではないが、この型に近いものが予想される)
- 大学の職員でなくて教授、助教授の名称をつけた理由。(待遇面から教官としたこと、大学的な機能をもたせたこと(身分保障など)、将来大学との人事交流等のことを考慮した)

2. 共同利用研究所の問題点について

このことについては、柿内専門委員より、つぎの点を取りあげられ、説明があった。

- (1) 共同利用研究所設置の沿革について
- (2) 共同利用研究所と大学附置研究所との相違点
- (3) 共同利用研究所と施設利用状況について
- (4) 大学と共同利用研究所の関連について
- (5) 共同利用研究所の名称の適・不適について
- (6) 共同利用研究所の Interuniversity 化の必要性
- (7) 大学院学生と共同利用研究所との関係
- (8) 他省庁との関係

以上の説明があったのち、この問題に関連して①東大の場合、附置研究所を設置した当初は予算を別枠としてほしいと関係当局へ要求したが、現実には大学の総体的予算と一緒にになっている②名古屋大学のプラズマ研究所においては、教官は評議員になる資格もなく、総長の選挙権もないことになっている旨参考として報告があった。

3. 研究所長会議の最近の動向について

このことについては、鈴木専門委員より、別紙配付資料「第30回文部省所轄ならびに国立大学附置研究所長会議議事要録」を参考資料として、所長会議の構成、組織、目的、検討中の問題点等について、つぎのとおり説明報告があった。

- ① 研究所長会議は昭和24年発足
- ② 現在の研究所総数79研究所(附置58, 共同12, 所轄9)
- ③ 総会は年1回開催し、日常的運営は連絡委員会(このうちに常置委員会(15)をおき、常置委員会の中に分科会をおく)で行なっている。
- ④ 主として、各研究所共通的問題について協議し、意見の交換を行ない、各研究所間の連絡を密にし、関係官庁に対し要望すべきことがあれば大学を通じて要望書を提出しているが、研究所相独自の問題については、研究所長会議から直接要望をしている。
- ⑤ 現在、研究所長会議では、主として次の問題点を取りあげて検討をしている。
 - (a) 研究所教職員の定員削減等に関する再度の要望(独自の課題を遂行するため特に臨時職員を必要とする)
 - (b) 技術系職員の待遇改善(高度の技術者を要求したいが、現在のような待遇では人を

得ることが困難)

- (c) 施設運営費の増額要求(10年間ほとんど据置き状態であるので、不足の度合いがはなはだしいし、近年大型施設が増えているからなおさら支障をきたしている)
- (d) 書庫の面積(特に人文社会系)が不足しており、現在の基準面積の40%増を要望。
- (e) 共同利用研究所の問題について
- (f) 研究所と大学院との関係(研究所の果たすべき役割、立場等(定員問題とも関連に))

大略上記の問題について研究所長会議の最近の動向につき説明があったが、委員長より、大学院に関する問題と教職員の待遇改善および定員に関する問題などについては、国立大学協会にそれらのことについて検討をしている委員会があるので、その委員会とも連絡をとって検討したいとの意見が述べられた。

4. 附属研究施設等について

このことについては、藤岡委員より、現在これらの施設は国立大学に126あり、性質もそれぞれ違っており、共通的な問題はあまりないので、後日の検討問題としたいとの意見があり、そのような取り扱いをすることとした。

5. 当委員会としての今後のすすめ方について

委員長より、当委員会として今後どのように検討をすすめるかと諮られ、協議の結果、柿内鈴木両専門委員に、まず、研究所関係の問題となっている事項(とくに管理・運営、人事、大学院問題)を整理願ひ、それを資料として次回委員会で検討することとした。

なお、和達委員より、研究所と大学院との関係を検討する場合は、大学院も研究所もない大学があるので、国立大学協会として検討する場合は、それらの大学も含めてどうするか検討す

る必要があるとの意見があった。

○ 次回委員会

5月22日(月) 午後1時~午後4時

(21) 入試期特別委員会議事要録

日 時 昭和47年1月21日(金) 午後2時~
午後4時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 和達委員長

実方、柳川、松永、加藤(陸)、谷田、
長崎、今西、続、森島、前田、曾沢、
菅、力武、山岡、芦田、池田、葛西、
黒田各委員

和達委員長主宰のもとに開会。

議事に先だち、前回の委員会(11月17日)と小委員会(12月14日)の議事要録を朗読し、承認されて、議事に入った。

○ I期・II期組み替え方針に対するアンケート(案)のとりまとめについて

初めに、小委員会で検討の結果できあがった別紙アンケート(案)を朗読し、ついで加藤(陸)小委員長代理から前回のアンケート(案)と修正をした今回のアンケート(案)との相違点について、つぎの3修正箇所をあげられて説明があった。

- ① 配付資料の前文「アンケート案」の前半の1部と最後の部分を修正
- ② 配付資料(別紙1)の「国立大学の入学試験期日組み替え方針(案)」の3項と4項
- ③ (別紙2)の「入学試験期日組み替え方針(案)に対する意見」を新たに追加した。

続いて、小委員会でまとめられたこの組み替え方針(案)について逐条的に意見の交換を行ない、審議した結果、1部を修正し、本委員会

としての組み替え方針に関する一応の成案を得た。よって、この方針（案）を至急整理の上、当委員会委員に送付すると同時に、国立大学長へ送付し、この方針による組み替えについての各大学の意見を照会することとした。

なお、この組み替え方針（案）は、国立大学医学部長会議の代表者にも送付し、協力を求めることとした。

(22) 入試期特別委員会議事要録

日 時 昭和47年3月15日（水） 午後1時～
午後4時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 和達委員長

松永、加藤（東大）、谷田、長崎、菅、
力武各委員

説明員 文部省大崎大学課長、土生木係長
和達委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より、本日はまず、文部省側から過日行なわれた「大学入学者選抜方法の改善に関する会議」における検討結果について説明をきき、その上でⅠ期・Ⅱ期の入試期日繰り上げ問題について意見の交換をし、その後で琉球大学の入試期日について意見を伺いたいと開会の挨拶があり、ついで丁子次長より会議資料の説明があって議事に入った。

1. Ⅰ期・Ⅱ期の入試期日の繰り上げについて

初めに、大崎大学課長より別紙配付資料「国立大学の入学者選抜期日について（大学入学者選抜方法の改善に関する会議における検討結果の概要）」によってつぎのとおり説明報告があった。

入試実施については、例年要項を定めて通知

し、それによって行なっている。48年度の実施要項については「大学入学者選抜方法の改善に関する会議」で検討中であるが、その過程において、改善会議の意見は意見として、国大協の意見を聞いて考えたい。試験実施期日がⅠ期校に比べてⅡ期校は種々の理由で不利な立場におかれているので、この不利な実情をいささかでも改善するため、改善会議の意見として、たとえばⅠ期校の学力検査開始日を早めるとともに、Ⅱ期校の学力検査開始日および合格者の発表日を早める必要があるとして一応つぎのような具体案が考えられた。

区 分	学力検査開始日	合格者の発表
Ⅰ 期 校	3 月 1 日から	3 月 18 日まで
Ⅱ 期 校	3 月 20 日から	4 月 7 日まで

文部省側では、目下上記のような考え方について検討をしているが、3日間の変更で実益があるかどうか、できれば本日意見を伺い、その上で改めて改善会議で検討するつもりである旨説明があった。

なお、入試期日に関連して、Ⅰ期校およびⅡ期校が共同して共通学力検査を実施する場合の取り扱いについては、下記案のとおり考えている旨補足説明があった。

「Ⅰ期に入学者選抜を実施する大学およびⅡ期に入学者選抜を実施する大学が、昭和48年度大学入学者選抜実施要項第4の3の(2)および(3)により、共同して共通の第1次学力検査を実施する場合には、共通の第1次学力検査は第Ⅰ期の期日により実施するものとする。」

以上で、文部省側の説明を終わり、続いて以上の2点についてつぎのような質疑応答や意見

の交換があった。

- 私立大学等においては2月に入学試験を実施しているところもあるが、国立大学は3月にならなければできないか。(2月に早めることは、高校教育をディスターブするおそれもあると考え、従来から文部省としては3月に施行するよう毎年入試要項を定めて通達をもってお願いしている。2月繰り上げについては国立大学側から強い希望があれば再考はするが、実現にはかなり困難があると思う。)
- 私立大学は繰り上げていて、国立大学が2月にくりこむことができないとは矛盾しないか。3月一杯に終わってしまわないと困るので、Ⅰ期もⅡ期も併行して繰り上げることが論議の根拠になっているものである。
- Ⅰ期・Ⅱ期の入試の開始日を、それぞれ2、3日程度の繰り上げでは事実上あまり効果はない。同じ繰り上げるならⅠ期・Ⅱ期を併行して1週間ないし10日位繰り上げられないか。
- 入試期日の繰り上げを1期校ではどう考えるか。(この点については、1部の大学では学年試験や授業時数等の関係で繰り上げがむずかしいのではないかとと思われるところもあるが、2、3日程度の繰り上げならば大部分のⅠ期校では差しつかえないだろうという意見があった。)
- 通例諸学会が3月下旬から4月中旬にかけて行なわれるが、これらの学会を4月中旬以降に変更することは困難か。(変更はかなり難しいようだ)
- Ⅰ期の入試期日を3月1日から繰り上げすることは従来からの意見を総合して見ると、この程度の繰り上げにもかなり反対的意見も

あるので、提案の2日ないし3日の繰り上げでも本委員会で今直ちに、繰り上げを決定することは困難である。

- 大学入試を9月に行なうことは可能か。
(この問題については文部省側から確答を得られなかったが、このことは全国高校長協会あたりへ高校側の考えを聞く必要もあろうとのことであった)

大略上記のような質疑応答があり、最後に大学課長より、この入試期日繰り上げ問題は、3月28日に前記の改善会議を開いて最終決定をし、それを各大学へ通知する予定になっているので、もし、変更することがあればおそらく3月21日までには修正案を決める必要がある。結局国大協としては、この期日までに決めることは困難の様子であるので、昭和48年度は現状のままとし、今後の検討問題として、引続き検討することとした。その場合は、国大協ではあらかじめアンケートによって各大学の意見を聞くこととした。

2. 琉球大学の入試期日について

初めに、文部省側から、本年5月から琉球大学が国立大学へ移管されることになったが、このたび同大学より入試期日をⅠ期校にしてほしいと申し出てきた。文部省としては、①従来同大学の入試は国立Ⅰ期よりやや早めに施行してきた(本年は本土のⅠ期に合わせた)。②地理的に見て本土のⅡ期校に受験の機会を与えた方がよい。③大学側の希望がある等の理由でⅠ期の方が適切かと考えているが、国大協としての意見を問われ、協議の結果、

- (1) つぎの理由により一応Ⅰ期校とすることとした。

- ① 琉球大学は、従来3月3日(Ⅰ期の時期)またはその以前に入試を行なってきた

こと。

- ② 同大学は遠隔の地にあり、当該地方の受験生を主たる対象としており、かつ、学生の地方配分の主旨を考慮して同地方における同大学の主体性を認めること。

- ③ 同大学がⅠ期を希望していることから勘案して一応Ⅰ期校とすること。ただし、目下Ⅰ期・Ⅱ期組み替え案を検討中につき、その結果を待ってⅠ期・Ⅱ期のいずれにするか、正式に決定すること。

- (2) 国大協としての正式見解は、一応理事会にこのような提案があることを報告し、意見をたしかめる。

○ 次回委員会

4月下旬に開催することとしたが、各大学へ目下照会しているアンケートの整理の都合上、日時は未定。

小委員会

4月13日（木） 午前10時～午後1時

(23) 教職員の厚生等に関する特別委員会議事要録

日 時 昭和47年2月25日（金） 午前10時30分～午後1時

場 所 学士会分館3号室

出席者 相磯委員長

加藤、隅谷各委員

苔米地、堀川、高岡、手塚各専門委員

説明員 （文部省）

五十嵐福利課長、小沢課長補佐

相磯委員長主宰のもとに開会。

委員長より、本日はまず、かねて文部省に要望書を提出してある保育所の設置問題について、文部省側のその後の検討状況について説明

を願うこととしたい 挨拶があり、続いて、会議資料の説明があって議事に入った。

◎ 保育所の問題について

初めに、文部省の五十嵐福利課長より、保育所の設置に関する問題について、つぎのとおり説明があった。

文部省では、昨年6月国立大学協会より保育所設置に関する要望書の提出があったので、できるだけ要望にそうよう前向きに検討してきたが、国大協の案では種々難点があり、実現はむずかしいので、その後関係者としばしば会合を開いて、第1次案、第2次案、第3次案と具体案をつくり、省内関係各課と意見を交換し、調整につとめてきた。

しかし、この問題は、①国が経費を負担した場合、限界をどこにきめるか。②文部省として従前から設置を押えてきた大学をどう取り扱うか。③看護婦その他定員確保の対策の一つとすることはまずい。④各大学には現在いろいろの施設があるので、さらにこの種の施設を大学個々に持つことは現実には困難。⑤現在保育所を持っている大学では、この制度ができると現在より悪くなる大学もある。⑥大蔵省では、共済組合が保育所を持つことは認めない。⑦目下、労働省で「勤労婦人福祉法案」（別紙資料）の制定を立案しているので、その結果を見てからにしてはどうか等いろいろの問題点があると説明され、さらに別紙配付資料「職域保育所の設置について（案）」によって、今日まで検討した結果について文部省の考え方をつぎの二つの項目に分けて説明があった。

1. 基本的な考え方

- (1) 社会保障としての職域保育所の設置について

- (2) 雇用者の責務としての職域保育所の設置

について

- (3) 職員を確保する対策としての職域保育所について

2. 措置案

- (1) 地域保育所の大学への誘致
(2) 職域保育所の大学構内への誘致

続いて、この問題についてつぎのような質疑応答や意見があった。

- 正式に福祉法（案）が認められ、保育所が設置されることになった場合、従前から非公認で設置してあるところはどうなるか。（今までのものは解消し、新しい形のものとなる。）
- 正規のルートによって設置された場合、利用し得る職員の範囲をどこまで認めるか、あらかじめ明確にしておく必要がある。（女子職員、男子職員、大学院学生の範囲）
- 利用者の範囲は原則として勤労婦人とし、ある程度の幅をもたせる。
- すでに保育所の施設をもっている大学では、法案が成立し正規のルートにのった時国の補助額が現在よりもかえって少なくなる場合もあり得るので積極的にならない大学もあると思う。
- この福祉法（案）が成立した場合、予算措置をどの程度まで期待できるか。（大蔵省では人件費までは考えられないようだ。しかし法案が通れば大学側としては人件費まで予算化してもらわなければ困る。）
- 保育所が設置された場合、授乳児の管理もしなければならなくなるので、保母のごとき特別な知識のある者も必要となってくる。
- この法案を見ると例えば保育所を設置する場合、事業主がどの程度まで義務づけられるか限度が不明確である。建物、設備、光熱水

道料、人件費等に至るまで含むか否か。

- この法律ができる場合は、人件費も必ず予算化するよう文部省に努力を願いたい。
- 附属病院のある大学とない大学があるので、特にない大学のことを十分考慮に入れて立法化してほしい。

大略上記のような意見の交換があつて、最後に会長より文部省に対し、保育所の設置については、本日説明があつた法案が通る、通らないにかかわらず、何か基準的な線を考えてほしいと述べられ、また、委員長からは少しでもよい方向に向つて法律が制定されるようにとの希望があつて本日の会議を閉じた。

(24) 教員養成制度特別委員会議事要録

日 時 昭和47年4月21日（金） 午前10時～
午後3時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 飯島委員長

船山、岩下、大田、鎌田、和達、芦田
池田、岸田、谷口、小野各委員

末吉臨時委員

飯島委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より、前回委員会以後の状況について、つぎのとおり説明があつた。

前回の小委員会で各大学から寄せられたアンケートの回答を大田、末吉、岩下、野村、小野池田の各小委員に、それぞれ分担事項をきめて整理をお願いし、本委員会で検討していただく原案をまとめていただいた。よつて委員長のもとでこれらのとりまとめを全体的に様式を統一して整理したところ、とりあえず別紙のとおり

Ⅲ 教育系大学・学部の現状と問題点

IV 一般大学・学部における教員養成の現状と問題点

V 高等学校教員養成の問題

の3事項についてとりまとめ案ができた。本日はまずこの3事項について説明をし、その他の整理未済の事項については5月中旬までに整理を終わらせ、次回の委員会で説明をしたいと考えている。なお、教養審から文部省へのコメントが6月に出されるとすれば、本委員会としての意見はその前に出す方がよいので、場合によっては総会前に出すことになるのではないかとと思われるので、当委員会としてはあらかじめその考えで審議をすすめたいと考えている。

上記のとおり報告があり、ついで前回(10月26日)の議事要録を朗読し、承認され、続いて去る3月末日定年退官された末吉委員を当分の間臨時委員として引続き当委員会に加わっていただくこととしたので(理事会は了承済)、事後承認を願いたいと述べられ、了承された。

1. 教員養成に関するアンケートの集計結果について

初めに、委員長より、本日はまず、岩下委員がまとめられた別紙「教員養成に関するアンケート集計」について説明を願い、その後、続いて委員長がとりまとめた別紙「教員養成制度の現状と問題点」のうち、

III 教育系大学・学部の現状と問題点

IV 一般大学・学部における教員養成の現状と問題点

V 高等学校教員養成の問題

の3事項について説明をしたい旨を述べられた。

(1) 「教員養成に関するアンケート集計」について

岩下委員から、同委員がまとめられたアンケート回答の集計結果について、別紙配付資

料「教員養成に関するアンケート集計」によって、回答大学全体を「一般大学」と「教育系大学・学部」とに分けて質問事項別に回答状況の説明があった。

(2) 「教員養成制度の現状と問題点」のⅢ、Ⅳ、Ⅴのとりまとめについて(委員長案)

このことについては、委員長がとりまとめられた別紙配付資料「教員養成制度の現状と問題点」のⅢ、Ⅳ、Ⅴの各項目の全文を順次朗読し、各大学からの意見をこのような報告形式にとりまとめたこと、その内容の説明があり、その他の未整理の事項については、5月中旬頃までに整理をし、次回委員会において説明をするつもりであると述べられ、了承された。

以上の説明が終わり、続いて意見の交換が行なわれたが、主としてとりあげられたことは①教育実習の引受校が最近少なくなる傾向があるので、国立大学協会として今後、実習校としての機能の問題をとりあげて検討してほしい。②附属学校教員の待遇改善格差の是正の問題と大学の中における位置づけの問題についての検討が必要である。等のことであった。

2. アンケートのとりまとめ報告(案)の今後の扱い方について

各大学からの意見のとりまとめ報告ができた場合、どのような様式で公表するか、また、公表する場合は当委員会からか、国立大学協会とするか、また公表する前に一応各大学へ報告(案)を送って、さらに意見をとるか等、今後の取り扱いについて協議した結果、つぎのとおり取り扱うこととした。

① 現在のところは、国立大学協会として公表する段階にまで至っていないので、このままの形では公表しないこと。

② できるだけ早く報告(案)をまとめ、今後

さらに2、3回委員会を開いて検討し、委員会としての成案を得ること。

③ つぎの理事会には、一応の報告(案)を出したいので、その予定で作業を進めるが、6月の総会までに成案を得ることは無理であるので、総会には検討状況の報告にとどめること。

④ 成案ができた場合(6月中旬頃)は、各大学へ送付して1カ月半位の期間をおいて意見を聞くこととする。

⑤ 改革の問題が残っているので、その作案が必要であるが、この問題は別編として出すことも考えたい。

○ 次回委員会

5月20日(土) 午前10時～午後5時

6月6日(火) 午前10時～午後5時

(25) 大学運営協議会研究部会合同会議議事要録

日 時 昭和47年4月7日(金) 午後1時30分～4時45分

場 所 東京大学附属図書館集会室

出席者 第1研究部会

今西部会長、雄川委員、伊藤、沢田山田各専門委員

第2研究部会

宮島部会長、松田、柿内各委員、下沢、小野、綿貫、渡部各専門委員

第3研究部会

谷田部会長、中川、武田、田畑各委員、福与、小野木、鈴木各専門委員

合同研究部会

広根部会長、三島専門委員

今西部会長司会のもとに開会。

初めに、委員・専門委員の自己紹介があって、続いて事務局より配付資料について説明し、関連して宮島第2部会長より資料8の『中教審「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」第2編に対する各大学の意見』は、第1常置委員会で検討し、作成したものであるが、これはもう一度委員会の意見を聞いて整理するものであり、本日の資料からははずしてほしい旨説明があって、これを了承し、次いで本日の議題の審議に入った。

1. 大学問題に関する第3次調査研究について

初めに、去る3月30日開催の大学運営協議会・理事会の合同会議において審議決定した、大学問題に関する第3次調査研究について(資料3)を事務局において全文を朗読し、鶴田事務局長より上記合同会議における審議の経過および第3次調査研究実施の趣旨ならびに実施の要綱等について説明があり、これについて質疑に入り、要綱1にいう「大学改革案等の実施に関する具体的方策について検討する」とは、実施方策を検討するののかとの質問があり、意見交換の結果、今回の調査研究は、前回の時よりは一步を進めて掘り下げのできる問題は出来る限りこれを掘り下げていく、研究部会としては、何が可能か不可能かを調査するものであり、現在第1常置委員会が掘り下げて検討しているようなものを作ることであって、前回の報告書の改訂版を出すのではなく、その中から問題点を取り出して実施可能な方向で進めていくことであると思う。よりどころとしては、①第2次調査研究までに出された改革案と、②それ以後に出された改革案と、③中教審の答申などから問題点を取り出して掘り下げていくことであろうとの意見があり、結局第2次調査研究報告書は、大学問題に関する調査研究の報告書で

あったが、今回の第3次報告書は前回の増補改訂ではなく、「大学改革に関する調査研究報告書」とし、第2次調査研究報告書ならびにその後における各大学の意見および中教審の答申等について検討し、第2次調査研究報告書と相違する点および改革案の実施に関する具体的方策等を記述することに決定し、配付資料3の3頁上から6行目「大学改革実施に関する調査研究報告書」とあるのを「大学改革に関する調査研究報告書」と修正した。

なお、第1研究部会では、主査を1名増員したいとの要望があり、配付資料3の4頁下から5～6行目の「専門委員3名ないし4名（うち1名主査）」とあるのを「専門委員数名（うち2名主査）」に修正した。

2. 第3次調査研究の審議予定について

鶴田局長より、別紙資料4により説明があり、各項目について検討し、別紙のとおり一部加筆の上これを承認した。

3. 各部会の担当項目について

鶴田局長より、資料5により説明し、中教審答申に対する各部会の担当項目については、第1編は試案の時の担当と同様とし、第2編については下記のとおり担当することに了承された。なお、さしあたり問題点検討の方針等打ち合わせのため各部会を開いて協議した上、引続いて合同会議を開いて打ち合わせることにした。

記

○中教審答申「教育改革のための基本的施策」

第2編

第1章

3 教員の資質の向上と処遇の改善

第2部会

4 高等教育の改革と計画的な整備充実の

推進 第2部会

5 国・公立大学の管理運営に関する制度的な改革 第1部会

6 教育の機会と教育条件の保障に関する総合的な施策 第3部会

7 教育制度における閉鎖性の是正 第2・3部会

8 大学入学者選抜制度改革 第3部会

第2章 長期教育計画の策定と推進の必要性
各部会に関係があるが、主として

第2・3部会

○中教審「高等教育の改革に関する基本構想」
中間報告

第2 高等教育改革の基本構想

7～11 第1部会

同 1～6 第2部会

同 12～13

第1 高等教育の改革の中心的課題 1～5 } 第3部会

4. 各研究部会次回開催日について

第1研究部会 4月26日（水）午後1時より

第2研究部会 4月22日（土）、24日（月）

の中の1日

第3研究部会 5月18日（木）午後1時より

合同研究部会 5月19日（金）午前10時より

各研究部会合同会議 5月19日（金）午後1時より（第2回）

(26) 特別会計制度協議会議事要録

日 時 昭和47年2月7日（月） 午後3時～5時10分

場 所 霞山会館会議室

出席者 文部省側

村山（事務次官）、木田（大学学術局長）、安嶋（管理局長）、須田（会計課長）各委員。大崎（大学課長）、島田（官房参事官）、倉地（会計課副長）各専門委員

安養寺審議官、菅野教育施設部長、望月人事課長、角井技術教育課長、阿部教職員養成課長、甲斐大学病院課長、笠木学術課長、柏木計画課長、大門課長補佐外

国立大学協会側

加藤議長、和達、前田、近藤、加藤（六）、田中各委員。藤吉、手塚、鶴田各専門委員

加藤議長主宰のもとに開会。

初めに、議長より、文部省の人事移動に伴って、新たに木田大学学術局長、井内官房長が委員に、また大崎大学課長、倉地会計課副長が専門委員にそれぞれ就任された旨紹介があり、続いて本日は「予算案決定後の定例会議」を開催し、昭和47年度国立学校特別会計予算案およびこれに関連する諸問題ならびに教官の定員削減の取り扱いその他について審議をお願いしたい。なお、定例会議の開催時期（運営方針）は2月下旬から3月下旬となっているが、都合によりこれを繰り上げて本日開催した旨挨拶があった。

次に、鶴田局長より、本日の配付資料について説明があって、本日の協議に入った。

I 昭和47年度国立学校特別会計予算案について

須田委員より、別紙の昭和47年度国立学校特別会計予算額総表により、次の各事項について全般にわたり、特に重点的な点をコメントしな

がら説明があった。

1. 歳入について

(1) 47年度予算額・前年度予算額の構成比率と比較増減額および対前年度増加率

(2) 一般会計より受入額（参考として）

2. 歳出について

(イ) 47年度予算額・前年度予算額の構成比率と比較増減額及び対前年度増加率（項別）

(ロ) 47年度予算額と前年度予算額の構成比率（総額・物件費）とその比較増減率（使途別）

なお、続いて次の問題について別紙資料により説明があった。

1. 47年度国立学校特別会計職員定員について

2. 47年度学生入学定員について

II 昭和47年度国立学校施設整備費予算額（管理局分）について

菅野施設部長より、別紙資料により46年度47年度予算額とその比較増減額等について、その主な点をコメントしながら説明があった。

III 昭和47年度予算案と国立大学協会の要望について

安養寺審議官より、別紙資料により重点事項について特に国大協からの要望と関連する事項については、細部にわたり次のとおり説明があり、これが説明に対し、医学部学生増に対する教官増、外国との学生交換に関すること、看護婦（賃金職員）、その他2、3の点について質疑応答があった。

（安養寺審議官） 先に、昭和47年度予算の大蔵省査定段階において、国大協より重点事項として大蔵省および文部省に提出し要望された各事項については、文部省としてもこの要望に添うべく極力努力した。おかげをもって例年に比べかなりの成果を得たので各事項について

説明する。

1. 大学における教育と研究の整備充実

(1) 基準的教育研究費の充実

① 教官当積算校費の増額

教官当積算校費の増額については、本年度に引続き講座別と学科目制との格差是正等を配慮して要求を行なった結果、講座制 7 %（非実験は 8 %）、修士講座制 8 %、学科目制 9.5 %単価が増額された。

なお、非実験科目の一部が実験科目化された。

また、附属病院教官については、学部臨床講座教官単価の 76 %（本年度 73 %）に引き上げられ、附置研究所については、講座制と同じく 7 %（非実験は 8 %）単価が増額された。

② 学生当積算校費の増額

学生当積算校費の増額については、授業料の改訂との関連もあり、かなり大幅に増額されることになった。すなわち、大学院博士課程 18 %、同修士課程 15 %、学部その他 11 %単価が増額されたが、このほか、大学の一般教養課程の単価を 3 年計画で文科と理科の平均（現行は、文＋文＋理／3）に改訂すること等が認められた。

③ 教官研究旅費の増額

教官研究旅費については、講座制 7 %、修士講座制 8 %、学科目制 9.5 %、附属病院については学部臨床講座教官単価の 67 %（本年度は 65 %）に引き上げられ、附置研究所については 7 %単価が増額された。

④ 図書館の維持運営費および設備費（図書費を含む）の増額

図書館維持費については、一般的維持費の増額のほか、洋書整理業務合理化のため

の経費が新規に認められた。また設備費としては、前年度に引き続き電子計算機（ミニコン）、マイクロフィッシュ撮影装置の配置のための経費が計上されたほか、図書購入費も増額された。

⑤ 教育および研究設備の整備充実

研究用設備、教育用設備および医療用設備の充実等に必要な経費として、昭和 47 年度においては、200 億 7,700 万円を計上したが、本年度に比べ 34 億 2,100 万円の増額である。

(2) 大学院および学部等の整備充実

① 大学院の整備充実（不完全講座の充実）

博士課程 3 研究科、修士課程 8 研究科を新設するとともに、多数の専攻課程を設置することになったが、なかんづく 2 大学に新構想の情報工学専攻課程を設けることが認められた。また、振替を主体とするか、不完全講座の整備（博士講座 20、修士講座 33）が認められた。

② 講座・学科目の新設整備

一般学部については、博士講座 21、修士講座 26、学科目 10 の新設と 62 にのぼる講座・学科目の整備が認められた。また、教員養成学部についても、12 学科目の新設、67 学科目の整備が認められた。

③ 職員の増員（大学院・図書館の要員および研究機器の保持要員等の整備充実）

このことについては、定員増加の困難な時期であったが、とくに国大協からも強い要望があり、極力努力した結果、大学院事務機構の整備 11 人、入学試験事務機構の整備 9 人、留学生担当事務職員 3 人、大学図書館参考業務担当職員 8 人、研究機器の保持要員 57 人（大型研究設備運転要員 33 人、

特別装置運転職員24人），共同利用研究所の共同利用係要員5人の計93人の増員が認められた。

- ④ 一般教養課程の整備充実（学科目の整備・実験助手の増員・学生当積算校費の増額）

48学科目（32大学）の整備と，一般教育担当教官の充実として助手8人の振替整備が認められた。

- ⑤ 教員養成学部等の整備充実

幼稚園教育および特殊教育の拡充整備に対処するため，幼稚園教員養成課程を5大学に，特殊教育関係の教員養成課程を5大学に新設するほか，今後の児童数の増加に対処して引き続き3大学の小学校教員養成課程の入学定員を120人増員することが認められた。また，学科目の新設・整備については，昭和41年度から図られているが，本年度もかなり認められた。このほか，教育方法改善のための教育機器の導入その他の教育研究用設備の充実，教育実習充実のための経費の増額等が認められた。

- ⑥ 医学教育の整備充実

医師養成数の増大の社会的要請等に対処するため，1医学部創設（県立大学の国立移管），3医科大学（医学部）の創設準備が認められたほか，既設6大学の医学部の入学定員増（各校20人，計120人）および前年度に引き続き「医科大学等設置に関する調査費」の計上が認められた。

- (3) 特別研究制度および附置研究所等の整備充実

- ① 在外研究員の増員

このことについては，重点項目の1としてその増額に努めた結果，在外研究費につ

いては，前年度に引き続き長期（甲種）10人，長期（乙種）10人，短期10人，計30人の増員，国際研究集会研究員については10人の増員がそれぞれ認められ，次のとおりの予算額が計上された。

区 分	前 年 度	47 年 度
在外研究員派遣旅費		
派 遣 人 員	人 370	人 400
予 算 額	千円 665,149	千円 711,439
国際研究集会研究員派遣旅費		
派 遣 人 員	人 90	人 100
予 算 額	千円 51,370	千円※ 51,019

※航空賃のドルレートの変更のため，予算額は減少。

- ② 科学研究費の増額

科学研究費補助金については，引き続き文教予算の重点事項の一つとして強く増額を要求し，ついに100億円の大台に乗せることができた。（前年度対比14億円増）

科学研究費補助金の昭和42年度予算は41億8千万円でありその後5年間で約2.5倍の大幅な伸びを示すことになったわけで，その成果は一応評価すべきものといえよう。

	（昭和46年度）	（昭和47年度）
補 助 金 額	8,600百万円	10,000百万円
採 択 課 題 数	6,282件	6,909件(予定)
申請に対する採 択率	28.0%	29.0%
採択1課題当り 配分額（平均）	1,354千円	1,447千円 (予定)
採択1課題当り 充足率（平均）	62.8%	67.7%

- ③ 附置研究所等の整備充実（研究部門および附属研究施設の新設）

全国研究者の共同利用研究所として，大

阪大学に溶接工学研究所を、また、特定の大学に付置されない国立大学の共同利用の施設として国文学研究資料館をそれぞれ創設することとなったほか、附置研究所の研究部門・付属施設の新設整備として57人、高エネルギー物理学研究所の整備として70人の定員増が認められた。また、学部附属研究施設については、新設3大学3施設、整備14大学15施設（各1部門）が認められた。

④ 国際交流関係経費の増額（留学生等の交流・チューター制度の実施・私費留学生の援助）

(ア) 留学生交流の拡充

留学生交流の拡充については、研究留学生の新規受入数を65人増員するとともに、研究留学生の給与月額が79,500円に増額された。また、受入体制の整備を図るため、チューター制度の創設および日本人家庭臨泊（里親）制度の創設が認められたほか、私費留学生に対する医療費補助の対象範囲が全留学生に拡大されることとなった。

さらに、大学間の学生の国際交流を促進するため、日本人学生40人（国立大学25人、公私立大学15人）を11か月間、世界の諸大学に国費で留学させる学生国際交流制度があらたに認められた。

(イ) 学術交流の推進

国立大学の共同利用研究所に外国人研究員を招致する制度が46年度から新設されているが、招致者の増員（46年度3人～47年度6人）が認められたほか、日本学術振興会の学術交流事業を一段と拡充する外国人流動研究員の増員（40人～55

人）、外国人励奨研究員の増員（延べ30人～延べ45人）、日米研究者交流制度の新設（研究留学生（大学院程度）19人、研究者6人を米国の研究機関に10か月間派遣）等が認められた。

2. 学生の厚生補導の充実

- (1) 教官と学生との交歓等に要する経費の増額
合宿研修の拡充については、46年度47,954千円に対し、47年度は90,884千円が認められた。その内訳は、(ア)新入生合宿研修46,910千円（前年度29,487千円）対象学生の範囲を新入生の40%から60%に拡充する。(ロ)在来生合宿研修43,974千円（前年度18,467千円）対象学生の範囲を大学3年生の30%から大学2・3年生、短大2年生および高専2～4年生の30%に拡充することが認められた。

- (2) 課外活動に関する施設設備等に要する経費の増額

46年度は842,153千円に対して、47年度は1,126,395千円が認められたので、運動場整備・維持費、水泳プール整備費および体育管理施設新営費について大幅な予算増額措置を講じたいと考えている。このほか新たにサークル共用施設および弓道場の新営、体育指導センターの新設（2大学）が認められた。

- (3) 保健管理センターその他学生の健康管理に要する経費の増額

46年度は158,872千円に対して、47年度は218,306千円が認められた。

(ア)保健管理センターについては、前年度同様8大学の設置が認められ、この結果、設置大学数は46大学となった。(イ)保健管理センターの整備（2大学）が新たに認められたほか、保健管理センター運営費が46年度設置分（8センター）を加え38大学に計上されるこ

とになった。

(4) 共同利用研修施設の設置

3 大学から設置要求が出されているが、この種の施設の新設は文教施設費で処理されるものであり、財政当局との協議を必要とするので、現在検討中である。

3. 附属病院の整備充実

(1) 病院教官等の増員および処遇の改善

病院教官については、昭和47年度には、附属病院の研究・診療体制を整備するための診療科等の新設整備に伴ない 118人（うち琉球大学保健学部附属病院創設分38人）の増員を予定している。

病院教官以外の者で、大学病院の診療に従事する者のうち一定の要件に該当する者を昭和45年度以降医員と称して非常勤の診療職員として取り扱うこととし、無給医局員の解消および診療責任体制の確立を図っているところである。

また、医師法に基づく臨床研修を行なう者については、従来、診療協力謝金を支給してきたが、昭和46年度から医員（研修医）として前記の医員に準じて取り扱うこととしている。

医員等に関する昭和47年度の予算の内容は、次のとおりである。

① 医員

人員数 3,300人（前年度と同じ）
手当額 1人当り日額 2,404円（前年度 2,170円）
月額 61,000円（ 54,250円）

② 医員（研修医）

人員数 2,674人（前年度 2,350人）
手当額 1人当り日額 1,880円（前年度

1,640円）

月額 47,000円（

41,000円）

なお、病院教官および医員の診療当直のための手当に相当する分として支給している超過勤務手当についても増額措置を予定している。

(2) 看護業務要員の増員

附属病院における看護婦の増員は、従来、診療科の新設等に伴う定員増によってきたが、昭和44年度以降は、主として人事院勧告の趣旨を実施するため、大幅な増員を行なってきたおり、昭和47年度は定員 332人、賃金支弁職員 332人、計 664人の増員を行なうこととしている。

この結果、昭和44年度から昭和47年度までの4年間に定員907人、賃金支弁職員944人、計 1,851人が増員されることになる。

なお、このほかに昭和47年度に診療科等の組織の新設整備に伴ない 201人（うち琉球大学保健学部附属病院創設分 146人）の増員を予定している。

(3) 医療設備の整備充実

附属病院における医療設備については、逐年その整備充実に努力しているところであるが、昭和47年度の特別医療機械購入費としては、がん対策関係では 487,412千円（前年度 475,600千円）、その他で697,459千円（前年度 603,842千円）、計 1,185,171千円（前年度 1,079,442千円）を予定している。

また、このほか医療用機器更新費等に 1,048,600千円（前年度 1,035,140千円）を予定している。

IV 教官の定員削減の取扱いについて

文部省人事課長より、教官定員の調整目標

数、実施方法についての方針について説明があり、これについて質疑応答ならびに意見交換の結果、次のとおり実施することに了解した。

文部省側の方針は、1月26日の事務局長会議において教官定員調整の実施方法についてとして説明のあったものであるが、

- (1) 第1次定員削減の場合と異なる点として、調整目標数を差し引いた「定員」とはいちおう別に、「任用限度定員」が各年度当初に公示・通知されることになっており、その運用によって適切な処理が期待される。
- (2) 「任用限度定員」は、各大学と文部省との協議により、最終的には「定員」に到達するよう、事務的に調整することが必要である。
- (3) 各大学と文部省との協議による調整にあたっては、各大学の実情に応じて適切な形で処理するよう、双方で努力する。
- (4) 国立大学協会側からは、協議による調整が行なわれたのち、とくに教育・研究活動に支障をきたす事態が生じた場合には、文部省と協議したうえで、特別の措置を講じうよう配慮することを、文部省側に要望した。これに対して、文部省側は、一定の範囲内で実情に即した適切な措置をとることを考えたいと答えた。

V そ の 他

- (1) 入学試験事務処理のための定員配置について

このことについて、文部省より入学試験事務を処理する専門的職員の定員の取り扱いについて、この定員は他へ流用しないよう特に配慮願いたい旨説明があった。

- (2) 放送大学について

文部省より、放送大学の問題については、今日までは放送の面についての議論のみで、

教育の面についての議論がなされなかったもので、今月の中下旬に国立・私立の大学の方々や学識経験者からなる集りをもって、大学の教育としての放送大学はかくあるべきだとの点から検討してもらうことになっている旨説明の上大学の協力を求められた。

2. 諸 会 合

(昭和47年1月1日～4月30日)

月	日	曜	時刻	会 議 名
1.	8	土	13時30分	外国語教育に関する Working group
1.	17	月	13時30分	保健体育に関するW. Working group
1.	18	火	10時	第1常委員会小委員会
1.	18	火	14時	第1常置委員会
1.	19	水	10時30分	第3常置委員会在京委員 打合わせ会
1.	20	木	13時	第2常置委員会
1.	20	木	18時30分	在京理事と文部省との 懇談会(文部省主催)
1.	21	金	10時	第4常置委員会
1.	21	金	10時	入試調査特別委員会小 委員会
1.	21	金	14時	入試期特別委員会
1.	21	金	17時	教育改革連絡協議会打 合わせ会
1.	22	土	10時	理事会・第6常置委員 会合同会議
1.	31	月	10時30分	保健体育に関する Working group
1.	31	月	15時30分	外国語教育に関する Working group
2.	4	金	13時	教養課程に関する特別

		委員会	3. 21 火 13時	第 1 常置提案打合わせ
2. 7 月 13時30分	第 1 常置委員会小委員	会	3. 28 火 10時	教員養成制度特別委員
2. 7 月 15時	特別会計制度協議会		3. 29 水 10時	会小委員会
2. 9 水 10時	教育改革連絡協議会の		3. 29 水 13時	第 1 常置委員会小委員
	聴聞（文部省主催）		3. 30 木 13時	会
2. 15 火 13時	第 3 常置委員会		3. 30 木 14時	第 1 常置委員会
2. 16 水 14時	外国語教育 に 関 す る		4. 7 金 13時30分	理事会・大学運営協議
	Working group		4. 13 木 10時	会合同会議
2. 17 木 10時30分	第 1 常置委員会小委員		4. 14 金 10時	外国語教育 に 関 す る
	会		4. 14 金 14時	Working group
2. 18 金 11時	第 1 常置提案打合わせ		4. 17 月 10時	理事会
	会		4. 18 火 14時	大学運営協議会各研究
2. 19 土 10時	第 5 常置委員会		1. 19 水 13時	部会合同会議
2. 22 火 10時	第 1 常置委員会小委員		4. 21 金 10時	入試期待委員会小委
	会		4. 22 土 10時	員会
2. 22 火 13時30分	第 1 常置委員会		4. 25 火 10時	第 2 常置委員会
2. 24 木 10時	入試調査特別委員会小		4. 26 水 13時	入試調査特別委員会小
	委員会			委員会
2. 24 木 14時	第 2 常置委員会小委員			図書館特別委員会
	会			第 6 常置委員会
2. 25 金 10時	教員養成制度特別委員			第 4 常置委員会
	会小委員会			教員養成制度特別委員
2. 25 金 10時30分	教職員の厚生等に関す			会
	る特別委員会			大学運営協議会第 2 研
2. 26 土 10時	第 5 常置委員会			究部会
2. 29 火 10時	第 6 常置委員会			研究所特別委員会
3. 10 金 13時	幹事会			大学運営協議会第 1 研
3. 15 水 13時	入試期特別委員会			究部会

C 資 料

1. 教官定員の調整について

国大協総第 9 号

昭和47年2月9日

各国立大学長殿

国立大学協会

会 長 加 藤 一 郎

第2次定員削減における教官の取扱いについては、かねて当協会から、文部省に対し、「予め当協会の意見を十分に聴取されたい」旨を要望してきましたが、1月22日の理事会および第6常置委員会の合同会議の機会、ならびに2月7日の特別会計制度協議会（文部省・国立大学協会共管の会議）の席上において、文部省側から教官定員調整の実施方法についての方針の説明があり、当協会との間にこれについて意見の交換が行なわれました。

文部省側の方針は、1月26日の事務局長会議において教官定員調整の実施方法についてとして説明があったとおりですが、特別会計制度協議会における意見交換の結果を要約すると、次のとおりであります。

- (1) 第1次定員削減の場合と異なる点として、調整目標数を差し引いた「定員」とはいちおう別に、「任用限度定員」が各年度当初に公示・通知されることになっており、その運用によって適切な処理が期待される。
- (2) 「任用限度定員」は、各大学と文部省との協議により、最終的には「定員」に到達するよう、事務的に調整することが必要である。

(3) 各大学と文部省との協議による調整にあたっては、各大学の実情に応じて適切な形で処理するよう、双方で努力する。

(4) 当協会側からは、協議による調整が行なわれたのち、とくに教育・研究活動に支障をきたす事態が生じた場合には、文部省と協議したうえで特別の措置を講じうよう配慮することを、文部省側に要望した。これに対して、文部省側は、一定の範囲内で実情に即した適切な措置をとることを考えたいと答えた。

以上、とりあえずご参考までに特別会計制度協議会における意見交換の結果をご報告いたしますので、何分のご了承をお願いいたします。

2. 教育改革連絡協議会における意見聴取の会議出席について

国大協総第 11 号

昭和47年2月9日

各国立大学長殿

国立大学協会

会 長 加 藤 一 郎

文部省の教育改革推進本部においては、教育改革連絡協議会を開催し、今後の高等教育の改革を実施して行く上での問題点について、当協会からの意見を聴取したい旨の申し入れがありましたので、去る1月22日開催の理事会に諮り下記により出席いたしましたので、ご報告いたします。

なお、当日の意見の発表は、いずれも国立大

学協会の代表者としての立場ではなく、各学長それぞれの立場における個人的な意見であり、会議においてもその旨明らかにしておりますのでご了承願います。

記

1 日 時 昭和47年2月9日（水）午前10時
～12時

2 場 所 文部省第一特別会議室

3 出席者

（国立大学協会側）

加藤会長、和達副会長、前田副会長、宮島第1常置委員会委員長

（文部省側）

村山事務次官、木田大学学術局長、安養寺同審議官、犬丸同審議官、奥田官房審議官、佐野同企画室長、吉田大学学術局庶務課長、大崎同大学課長、その他関係官

3. 大学改革に関する調査研究資料送付方依頼について

国大協総第 22 号

昭和47年 3 月23日

各国立大学長殿

国立大学協会

大学運営協議会

委員長 加 藤 一 郎

大学改革の問題に関しては、各大学においてその後においても鋭意検討を進めておられることと存じますが、最近までに貴学においてまとめられた改革案乃至具体的実施案等（形式・体裁等を問いません）がありましたら（既にご送付済みのものを除く）、当協議会の資料として各60部ご送付願わたく、なおそのうち、従来か

らの「大学改革案等に関する各大学間の連絡強化について」（昭和44年5月30日付国大協総第72号）の趣旨により、他の国立大学に寄贈して差支えないものでありましたら、上記を含め140部を来たる4月15日までにご送付願わたく、（追って他大学より追加頒布希望ある場合従来どおりの方法により国立大学協会においてお世話することを希望されない場合は、その旨附記されたいこと）お願いいたします。

また、今後においても逐次成案を得られましたら、その都度ご送付願わたく併せてご依頼いたします。

4. 情報処理教育の振興について （第2次中間報告）に対する 意見について

国大協総第 43 号

昭和47年 4 月26日

文 部 省

木田大学学術局長殿

国立大学協会

第1常置委員会

委員長 宮 島 龍 興

昭和47年3月21日付47大技第5号をもって国立大学協会会長宛ご依頼のありました標記の件に関し、各国立大学長に対し照会中のところ、別紙のとおり北海道大学ほか14大学より意見の提出がありましたので、ご参考に供せられたくお送りいたします。

（注）47年5月8日付福島大学ほか5大学、同5月17日付東京水産大学、6月1日付東京大学の意見追送

5. 大学問題に関する第3次調査研究について

昭和47・3・30

大学運営協議会 } 合同会議
理事 会

国大協総第25号

昭和47年4月1日

各国立大学長殿

国立大学協会

会長 加藤 一郎

大学運営協議会

委員長 加藤 一郎

当協会においては、昭和46年6月第48回総会の議を経、大学運営協議会の名をもって「大学問題に関する調査研究報告書」を公表いたしました。その後大学改革実施の検討が各大学で進められており、また、他方文部省において昭和46年6月の中央教育審議会答申を受けて省内に教育改革推進本部を設け、教育改革の具体的実施についての検討に着手しようとしていることをも考慮し、去る3月30日理事会と大学運営協議会の合同会議を開催し、この問題に関する当協会としての今後の進め方について種々協議した結果、別紙のとおり大学問題に関する第3次調査研究を実施し、大学改革の具体的実施の問題を検討することになりました。

つきましては、本件は総会にお諮りして決定すべき事項であります。各大学においては学年末ならびに学年初め諸行事ご多繁の時期でもあり、臨時に総会を招集するいとまありませんので、とりあえず文書をもって何分のご了承とご協力を得たく存じます。

なお、このことは次期の総会において改めて報告して、ご了承を得る予定でありますので、お含み願います。

まえがき

1. 国立大学協会は、さきに国立大学の改革すべき問題点について、各大学共通の理解と掘りどころを求めることを目的として、大学運営協議会に研究部会を設け、各大学の改革案等を比較検討して、一応昭和45年2月研究部会の名をもって「大学問題に関する調査研究」（中間報告）を公表した。
2. その後昭和45年11月にいたり、中央教育審議会が、「高等教育の改革に関する基本構想」の答申を昭和46年3月に予定していることに対応して、第2次調査研究を行なうことになった。なお、この調査研究においては、さきに公表した「中間報告」を補正し、これを完成することを目途とし、「中間報告」以後における各大学の改革案等を検討するとともに、さらに各大学の意見等を深く掘り下げて質的にこれを検討し、さきの「中間報告」における「幅」を出来得る限り縮め、本調査研究の目的である「各大学共通の理解と掘りどころを求める」ことに努め、さらにまた、各大学が改革をはかるにあたり参考とすべき基準ともいうべきものとして、これをとりまとめ、昭和46年6月大学運営協議会の名をもって「大学問題に関する調査研究報告書」を公表した。
3. その後、大学改革の実施の検討が各大学で進められているが、他方文部省において、昭和46年6月の中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（以下「中教審答申」と

いう。)を受けて省内に教育改革推進本部を設け、教育改革の実施についての検討に着手しようとしていることも考慮して、本年3月30日大学運営協議会・理事会の合同会議を開催し、この問題に関する今後の進め方につき協議した結果、下記要綱により第3次調査研究を行なうことを決定した。

大学問題第3次調査研究要綱

1. 第3次調査研究においては、昭和46年6月公表した「大学問題に関する調査研究報告書」に述べられている大学改革案等の実施に関する具体的方策について検討すること。この場合上記報告書以後における各大学の改革案等についても併せて検討すること。
2. 第3次調査研究においては、1の調査研究のほかに、「中教審答申」のうち、当面その実施が問題となると予想されるものについてそれに対する具体的方策を検討すること。なお検討に際しては、昭和46年4月第1常置委員会名をもって公表した「中教審『高等教育の改革に関する基本構想』に対する見解」ならびに昭和45年4月国大協事務局編「中央教育審議会『基本構想試案』に対する各国立大学の意見」および追録を参照すること。
3. 第3次調査研究の報告書は、「大学改革に関する調査研究報告書」（仮称）とすること。
4. 次に掲げる調査研究項目については、それぞれ次の特別委員会において担当し、成案を得た場合は、「附」としてこれを3の報告書に合本すること。
 - (1) 一般教育・外国語・保健体育については教養課程に関する特別委員会
 - (2) 大学附属図書館については、図書館特別委員会
 - (3) 入学試験については、入試期特別委員会

および入試調査特別委員会

- (4) 教員養成については、教員養成制度特別委員会
 - (5) 医学教育については、医学教育に関する特別委員会
5. 前項3の報告書とりまとめに際しては、当該案につき各大学の意見をきき成案を得ること。
6. 前項の手続きを経て得た成案は、これを総会に諮り採択を得ること。
7. 前項により採択された報告書公表の主体は大学運営協議会とすること。
8. 調査研究組織
- (1) 調査研究の主体
本問題の調査研究は、大学運営協議会が主体となり、次項(2)の各研究部会の連絡調整および総括を行ない、必要ある場合は、各研究部会推選の委員をもって構成する小委員会を置くことができる。
 - (2) 研究部会
本問題を調査研究するため、次の研究部会をおく。
 - 第1研究部会（管理運営）
 - 第2研究部会（研究教育）
 - 第3研究部会（大学と社会）
 - 合同研究部会（学生）（研究部会の構成員）
 - (a) 大学代表者の委員および臨時委員（うち1名部会長）
 - (b) 教員の臨時委員および専門委員数名（うち2名主査）
 - (c) (a)および(b)の委員は従来の大学運営協議会の小委員会において選考する。
 - (d) 合同研究部会は、各研究部会共通の学生に関する諸問題を調査研究するため、

各研究部会長ならびに各研究部会より選ばれた委員および第3常置委員会に関係する委員をもって構成する。

6. 「中教審答申」中第2編その他に対する各大学の意見について

国大協総第29号

昭和47年4月1日

各国立大学長殿

国立大学協会

第1常置委員会

委員長 宮島龍興

昭和46年7月17日付国大協総第77号をもってご照会いたしました標記の件に関しては、66大学よりそれぞれ熱心なご意見をいただき、ご協力に対し厚く感謝いたします。

当委員会においては、数次にわたり小委員会ならびに常置委員会を開催して審議を重ね、これを取りまとめかつその取り扱いについても協議いたしました結果、去る3月29日開催の第1常置委員会において、このとりまとめはさしあたり部内資料として取り扱うこととし、今後当委員会を初めその他関係の各委員会ならびに大学運営協議会において大学改革問題を検討する上の重要な資料といたすこととし、現時点においてはこれを外部に公表いたさないことに決定されましたので、この旨お含みくださるべく、ご協力に対しお礼かたがた以上ご報告いたします。

7. 国立大学協会へ会員として加入することについて（要請）

昭和47年3月15日

国立大学協会長

加藤一郎 殿

琉球大学長

高良鉄夫

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、来る5月15日に沖縄が本土に復帰する際に当琉球大学は、国立大学に移管されることが国会で決定されております。

つきましては、小職儀国立大学協会員として加入いたしたいと思っておりますので、ご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

敬 具

国立大学協会への加入について

国大協総第31号

昭和47年4月3日

琉球大学長殿

国立大学協会

会 長 加 藤 一 郎

このことについて昭和47年3月15日付ご書簡拝受いたしました。当協会においては、去る3月30日開催の理事会の際協議いたしました結果5月15日をもって貴学の当協会加入を決定いたし、かつ所属地区は九州地区とすることに決定されましたので、ご了承のほどを願います。なおこのことは次回総会（6月開催予定）に附議の上追認を受ける運びになりますので、お含みおき願います。

追って当協会においては、同封規則集8頁「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」第1項により「国立大学の代表者は、何れかの常置委員会の委員になるものとする」とされており、かつ第3項により「理事会において各常置委員会の代表者の希望をきくほか云々」とありますので、貴職において同封組

織表ご参照の上、とくにご希望の常置委員会がありましたら、来たる4月30日までにその旨ご回示くださるよう願います。

なお当協会の資料といたしたいので、貴学の国立大学移管後における学部数、学生定員、教官数等貴学の詳細を知り得る資料を併せてお送りくださるべく、ご依頼いたします。

窓

——学 園 紛 争 と 学 生 自 殺——

○京都大学に学生懇話室（カウンセリング・センター）が創設された昭和31年度から45年度までの全学自殺既遂学生計76名への統計分析等によれば、他の年度でも相当な紛争があったにもかかわらず、44年度以降のみ、学園紛争の激化につれて、学生自殺が15年間の最低に激減したまま今日（47年3月末）にいたっていることは重要である。（詳細は各大学に送附された本学学生懇話室紀要の拙論参照）

○カリフォルニア大学パークレー分校でも、学生が体制側やシンボルとしての大学に攻撃的であった自由言論運動（Free Speech movement）の1964年や警察力が学内に4回導入された1969年等には、同様の傾向が自殺や精神衛生問題の激減に現われているが、重要と思う所以は、それらの傾向が自殺や神経症の激減した大戦中の国家のそれに似ているからである。さりとて、学園が今や戦時下にある——とまで極言するつもりはないが、宗教戦争にも似た人命損傷の公然化からすれば、今日の学園紛争時の自殺激減傾向のみは、大戦中の国民のそれに倣う力学から考えざるをえない。

○大戦の場合には、社会的に国民の連帯強化、心理的に攻撃性の外罰化、或いは自殺傾向者が戦死をより望む等の諸因が自殺を少くするとみられるが、こうした力学からすれば、今日の過激派学生を直接調査できずとも、セクトごとの連帯強化の反面で過激化の途を走る学生の政治的論理の底には、自殺と逆の方向にそうした短絡的な行為化を促している「生きがい喪失感」や「自由への飢餓感」、「大人への不信感」等が秘められていると思う。これは仮説から推測する域を出ない考え方かもしれないが、実際に自殺念慮や未遂の経験者が激しい政治活動へ身を投じていった事例も少くないので、問題の源は、異常集団心理だ、政治だ、処分だ——では片づかない次元即ち教育全般にあるといわざるをえない。

○「誰も自分を理解してくれるものはいない」とのみ記して一人の学生が自殺した。良き理解者と思っていた親や教師、友人たちはがくぜんとした。「彼はこんなにも孤独であったか」と。いったい、これまでの教育は、新幹線のスピードほどに、青少年一人ひとりの人間性尊重と内面的ふれあいにおいて進歩してきたといえるのだろうか。そうした理念は、いくたびか議事堂や大学の講義室で説かれ、万巻の教育書として蔵されてきたが、いぜんとして現実には大学を中心に入試過熱競争とお粗末なマスプロ教育であり、しかも、そうした現実のシワヨセをうけながら、唯一、人間性尊重の原点に立って芽生えてきたカウンセリング活動もまた、少数個人の熱意と犠牲におんぶしたまま、古い制度の壁の前に漸く息をついでいる現状にある。いったい、これからの大学教育は、学園紛争がその極に達しなければ、それとも、学生自殺が激増でなければ、抜本的に改革されえないとでもいうのであろうか。

（京都大学カウンセラー・助教授 石井完一郎）

B 予 算 ・ 決 算

1. 昭和47年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

※ 前年度予算額は、前年度の最終予算額を示す。

国立大学協会
昭和47年3月30日理事会
昭和47年 第50回総会

科 目	予 算 額	前 年 度 額	差 引 増 減	摘 要
歳 入 の 部	35,145,000	42,639,000	△7,494,000	
1. 会 費	28,215,000	27,030,000	1,185,000	75大学会費
2. 預 金 利 子	430,000	400,000	30,000	定期・普通預金利子
3. 雑 収 入	4,700,000	13,409,000	△8,709,000	「教養課程における外国語教育の実情調査報告書」3,640部外各大学改革案等資料頒布未収入その他の雑収
4. 前年度繰越金	1,800,000	1,800,000	0	
歳 出 の 部	35,145,000	42,639,000	△7,494,000	
1. 事 業 費	13,500,000	20,942,000	△7,442,000	
(1) 総 会 費	1,500,000	1,500,000	0	総会2回@35万円計70万円、事務連絡会議2回@30万円計60万円外に会場費20万円
(2) 運営協議会諸費	350,000	450,000	△ 100,000	協議会5回@2万円計10万円(資料費を含む)大学問題研究部会10回@2万円計20万円、外に会場費6万円
(3) 役員会費	100,000	100,000	0	理事会6回@1万円計6万円、常務理事会3回@5千円計1万5千円、外に会場費2万5千円
(4) 委員会費	800,000	1,100,000	△ 300,000	委員会および専門委員会100回@5千円計50万円、特別会計制度協議会4回@1万5千円計6万円(資料費を含む)、外に会場費24万円
(5) 会報発行費	1,700,000	1,900,000	△ 200,000	会報4回@38万円計152万円、外に原稿料・謝金・送料18万円
(6) 調査研究費	4,000,000	4,200,000	△ 200,000	各委員会等の資料購入・作製その他調査研究費(調査研究旅費・謝金および調査職員給与を含む)
(7) 会議旅費	5,000,000	5,600,000	△ 600,000	学長以外の委員の会議等出席旅費
(8) 図書・資料頒布費	50,000	6,092,000	△6,042,000	各大学改革案その他頒布資料作製および購入費
2. 事 務 費	21,145,000	20,437,000	708,000	
(1) 諸 給 与	17,000,000	16,350,000	650,000	職員(10人)の俸給・諸手当および臨時傭員給
(2) 備 品 費	400,000	450,000	△ 50,000	印刷機その他庁用什器備品等
(3) 借 用 料	300,000	300,000	0	協会事務局・倉庫・物置借用料
(4) 消 耗 品 費	220,000	250,000	△ 30,000	庁用消耗品等
(5) 印 刷 費	80,000	100,000	△ 20,000	庁用印刷
(6) 通 信 費	480,000	450,000	30,000	電信料・電話料および郵送料
(7) 旅費・交通費	500,000	500,000	0	事務連絡旅費・地方開催委員会事務旅費および交通費
(8) 庁 用 諸 費	650,000	650,000	0	光熱水料・新聞雑誌購入費その他の庁用諸費
(9) 雑 費	100,000	100,000	0	職員厚生費・清掃費その他諸雑費
(10) 被 保 險 者 事業主負担金	660,000	564,000	96,000	55,000円(月所要額)の12カ月分
(11) 退職給与引当金	755,000	723,000	32,000	
3. 予 備 費	500,000	700,000	△ 200,000	
4. 一時借入金償還	0	560,000	△ 560,000	

2. 昭和46年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）

国立大学協会
昭和47・3・30理事会
昭和47年 第50回総会

科 目	当初予算額	追加予算額	予算現額	備 考
歳 入 の 部	円 32,689,000	円 9,950,000	円 42,639,000	
(3) 雑 収 入	3,459,000	9,950,000	13,409,000	追加予算は、「大学問題に関する調査研究報告書」（案）10,288部（単価 380 円）金額 3,909,440 円外23件 52,659部の頒布収入額および同送料費の収入
歳 出 の 部	32,689,000	9,950,000	42,639,000	
1. 事 業 費	13,842,000	7,100,000	20,942,000	
(5) 会 報 発 行 費	1,600,000	300,000	1,900,000	印刷材料その他印刷費値上りのため
(7) 会 議 旅 費	4,600,000	1,100,000	5,600,000	会議出席者増加のため
(8) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	392,000	5,700,000	6,092,000	図書・資料頒布数増加のため
2. 事 務 費	17,687,000	2,850,000	20,437,000	
(1) 諸 給 与	13,600,000	2,850,000	16,350,000	給与改訂その他により諸給与増加のため

追加予算を要する理由

上記各科目に記載の理由により歳出予算（会報発行費・会議旅費・図書・資料頒布費・諸給与）に不足を生じ歳入予算（雑収入）において「大学問題に関する調査研究報告書」（案）外23件の頒布収入の増収があったため、これに関係する歳入歳出予算を追加する必要がある。

3. 昭和46年度国立大学協会歳入歳出決算

(注) 予算現額は、各科目間の流用後の金額を掲記

国立大学協会
昭和47年6月9日理事会
昭和47年 第60回総会

科 目	決 算 額	予 算 額			差引増減	摘 要
		当初予算額	追加予算額	予算現額		
歳 入 の 部	43,348,665	32,689,000	9,960,000	42,639,000	709,565	
1. 会 費	27,030,000	27,030,000		27,030,000	0	75大学分
2. 預 金 利 子	481,808	400,000		400,000	81,808	定期・普通預金利子
3. 雑 収 入	14,029,244	3,459,000	9,960,000	13,409,000	620,244	追加予算は、「大学問題に関する調査研究報告書」(案)10,288部外23件52,559部頒布収入額および同送料費の収入
4. 前年度繰越金	1,807,513	1,800,000		1,800,000	7,513	
歳 出 の 部	41,243,795	32,689,000	9,960,000	42,639,000	1,395,205	
1. 事 業 費	20,023,209	13,842,000	7,100,000	20,942,000	918,791	
(1) 総 会 費	1,543,060	1,500,000		1,545,000	1,950	委員会費より流用増 45,000円
(2) 運営協議会諸費	241,856	450,000		450,000	208,144	
(3) 役員会費	46,826	100,000		100,000	53,174	
(4) 委員会費	660,314	1,100,000		1,055,000	394,686	総会費へ流用減 △46,000円
(5) 会報発行費	1,864,810	1,600,000	300,000	1,900,000	35,190	
(6) 調査研究費	4,051,383	4,200,000		4,200,000	148,617	
(7) 会議旅費	5,525,410	4,500,000	1,100,000	5,600,000	74,590	
(8) 図書・資料頒布費	6,089,560	392,000	5,700,000	6,092,000	2,440	
2. 事 務 費	20,660,586	17,587,000	2,850,000	20,807,000	146,414	予備費より流用増 370,000円
(1) 諸 給 与	16,349,505	13,500,000	2,850,000	16,350,000	495	
(2) 備 品 費	813,085	450,000		820,000	6,915	予備費より流用増 370,000円
(3) 借 用 料	351,091	300,000		352,000	909	印刷費より流用増 52,000円
(4) 消耗品費	176,775	250,000		218,000	41,225	庁用諸費へ流用減 △32,000円
(5) 印 刷 費	45,500	100,000		48,000	2,500	借用料へ流用減 △52,000円
(6) 通 信 費	479,090	450,000		480,000	910	旅費・交通費より流用増 30,000円
(7) 旅 費 ・ 交 通 費	361,200	500,000		424,000	62,800	通信費へ流用減 △30,000円 被保険者事業主負担金へ流用減 △46,000円
(8) 庁用諸費	681,474	650,000		682,000	526	消耗品費より流用増 32,000円
(9) 雑 費	70,366	100,000		100,000	29,634	
(10) 被保険者事業主負担金	609,500	564,000		610,000	500	旅費・交通費より流用増 46,000円
(11) 退職給与引当金	723,000	723,000		723,000	0	
3. 予 備 費	0	700,000		330,000	330,000	備品費へ流用減 △370,000円
4. 一時借入金償還	560,000	560,000		560,000	0	
翌年度へ繰越額	2,104,770					

4. 財 産 目 録

昭和47年3月31日現在

資 産 総 額					9,426,530円
1. 運 用 財 産					2,724,770円
(1) 普 通 預 金					2,104,770円
第一勧業銀行本郷支店		288,421円			
富士銀行本郷支店		1,428,669円			
三和銀行本郷支店		387,680円			
(2) 有 価 証 券					620,000円
割引電信電話債券(額面)					
昭和39年9月取得	C号第4回う08第042843—5号	100,000円	3枚	300,000円	
昭和41年3月取得	C号第7回う03第063033—5号	100,000円	3枚	300,000円	
昭和41年3月取得	C号第7回あ03第080685—6号	10,000円	2枚	20,000円	
2. 積 立 金(退職給与引当金)					3,284,638円
(1) 普 通 預 金					1,285,693円
第一勧業銀行本郷支店		723,000円			
富士銀行本郷支店		1,536円			
三和銀行本郷支店		561,157円			
(2) 定 期 預 金					1,998,945円
第一勧業銀行本郷支店		1,048,945円			
富士銀行本郷支店		550,000円			
三和銀行本郷支店		400,000円			
3. 図 書					50,000円
現行日本法規一式	55冊				
4. 備 品					3,367,122円
金庫, 机, 椅子, 戸棚, 書庫, 謄写機, ロッカー, テープレコーダー, 電子リコピー, タイプライター, ガスストーブ, 電話機, マイクロホン等	213点				

5. 昭和47年度臨時会費に関する「会費の基準」の特例について（案）

昭和47年度において、国立大学協会会館増築等の資金に充てるため、昭和47年度に限り「国立大学協会会費の基準の特例」を次のとおり設けるものとする。

「国立大学協会会費の基準」の特例

昭和47年度に限り国立大学協会における各大学の会費は、次の各号に定める額の合計額とする。

1. 所定の「国立大学協会会費の基準」により算出した会費額（通常会費）
2. 1の会費額に12.4%を乗じた額（昭和47年度限りの臨時会費）

（参 照）

上記2の各大学の臨時会費の額は、上記1の各大学の通常会費の額に次の率を乗じ、各大学に按分したものである。

$$\frac{350\text{万円（臨時会費全大学総額）}}{2,821\text{万5千円（通常会費全大学総額）}} = 12.4\%$$

（備 考）

- 国立大学協会会費の基準

昭和45・6・26

第46回総会決定

国立大学協会における各大学の会費は、次の各号に定める額の合計額とする。

- | | | |
|--------------|---|---------|
| 1. 会 費 基 本 額 | 1大学当り | 40,000円 |
| 2. 学部数による負担額 | 1学部当り | 40,000円 |
| 3. 決算額による負担額 | 前々年度における当該大学の（項）国立学校（目）校費および光熱水料決算額の0.03%。ただし、当分の間これにより算出した各大学の負担額が、前年度に比し50%を超える場合は、これを50%にとどめる。 | |

6. 昭和47年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）

国立大学協会
昭和47年6月9日理事会
昭和47年 第60回総会

科 目	追加予算額	当初予算額	予算現額	備 考
歳 入 の 部	6,343,000	35,145,000	41,488,000	
1. 会 費	3,843,000	28,215,000	32,058,000	追加予算は、臨時会費 350万円（通常会費の12.4%）および琉球大学会費34万3千円 追加予算は、電信電話公債売却代
3. 雑 収 入	500,000	4,700,000	5,200,000	
5. 寄 附 金	2,000,000	0	2,000,000	
歳 出 の 部	6,343,000	35,145,000	41,488,000	
3. 予 備 費	343,000	500,000	843,000	
5. 会 館 増 築 費	5,000,000	0	5,000,000	増築建坪33.75㎡、延坪67.5㎡（ポーチ7.5㎡を含む） 会議・事務用机、椅子、書類戸棚等
6. 臨 時 設 備 費	1,000,000	0	1,000,000	

追加予算を要する理由

- 国立大学協会の事務量増加と委員増員等により事務室・会議室が甚だしく狭隘となり、事業運営上支障が数多くないので事務室および会議室を増築する必要があるのとこれに伴う設備を必要とするため、これに要する経費の予算を追加しようとするものである。
- 昭和47年5月15日琉球大学が当協会に加入したため、同大学の会費に関する予算を追加しようとするものである。

（注）売却電信電話公債明細

- C号第4回割引電信電話債券 額面100,000円 う08第042843～5号3枚（最終償還期限昭和49・9・25）
 - C号第7回割引電信電話債券 額面100,000円 う03第060033～5号3枚（最終償還期限昭和51・3・25）
 - C号第7回割引電信電話債券 額面 10,000円 あ03第080685～6号2枚（同 上）
- 以上額面100,000円6枚、10,000円2枚 計8枚 620,000円

松 下 先 生 の こ と

(注) 和歌山大教育学部松下忠教授には、「江戸時代の詩風詩論」の研究に対し、昭和47年度学士院恩賜賞を受賞された。松下教授の側面を同大湯浅教授にお寄せいただいた。(事務局)

その1 南海電車にて

それは今から何年か前の金曜日の午後のことである。私は京都へ帰る為に和歌山市駅で、発車を待っていると、偶然先生が乗ってこられた。先生は風呂敷色みを持っておられる。

「今日はどちらへ行かれるのですか。」

「ちょっと大阪府立図書館へね。」

「今頃から行かれて、あまり時間がないではありませんか。」

「僕はね、毎週一回この電車で大阪に出て、借りた本を返し、また新しく借りられるだけのものを借りてくことを続けているんだよ。もう府立図書館のものも漢籍関係は大部分目を通したね。」

このことばを聞いて、私は自分の不勉強をはじるとともに、先生の研究熱心と、生活の規則正しさに恐れをなしたことであった。この不屈の研究心が、昨年の秋になって、

「僕はもう関西の図書館にある本は大抵見てしまったので、今後は東京のものを讀もうと思っているんだよ。いずれは東京に住んで、まだ見ていないものを見ることができればいいんだがなあ。」

という研究の大成を思わせることばとなってあらわれたものと思う。

その2 友達から聞いた話 友達を「私」として記す。

あれは私が教授に昇任された翌日のことでした。突然松下先生が、私の所へ見えられて、特級酒を二本を差し出し、「今回はおめでとう。」といってくれたのです。私は先生はこんな時にこんなことをしてくれるような人ではないと思っていましたので、

「どうして先生は私にお祝いをなさるのですか。私は先生はそういうことをなさらない人と思っていましたのに。」といいますと、

「いやあ、そういわれるのは尤もなんだ。だがね、実は十何年か前に、君と天王寺で逢ったことがあるだろう。」

「そうでしたかね。」

「君は忘れているかもしれないが、あれは確か君が和歌山へ赴任して来る時だったと思うんだ。あの時僕としてはせめてコーヒーの一杯でもおごってあげたかったのだが、生憎持ちあわせがなくて、何もしてあげられなかったんだ。その後君の顔を見る度に、あの時のことが思い出されて、何時かチャンスがあったら、あの時の罪ほろぼしをしよう思っていたんだ。幸い今度教授昇任というめでたい事が起ったので、早速飛んで来たというわけなんだ。老人の一徹として笑われるかもしれないが、まあ飲んでくれたまえ。」

このことばを聞いた時、私は松下先生の人間というものをひしひしと感じ、涙を覚えたのでした。

その3 3月12日（受賞決定前日）のこと

この日はT教授の停年退官の記念事業が行われる日で、教室関係者を初め卒業生らが一しおの気持で臨んだのであるが、松下先生は前日（11日）に、故郷熊本に残している育ての母ともいえる方の訃報を受け、空路熊本に飛び、12日の正午頃和歌山に帰って来られて、記念事業に参加されたのであった。席につかれて歓談される先生の姿には、悲しみの一片も感じとられなかったのであるが、ひそかに推察するに、先生の親に対する最後の孝養の瞬間に、恩賜賞の榮譽が決ったのではないかとも思われ、人生におけるドラマの一面を感じとったのは私だけではないと思うのである。

緻密にして磊落、興に乗じては哄笑、意に満ちては清吟される先生の今後に、益々幸せあらんことをお祈りする次第である。

（和歌山大学教育学部教授 湯浅 清）

琉 球 大 学 に つ い て

○琉球大学は5月15日沖縄本土復帰と同時に国立に移管された。

大学の概要は次のとおりである。

大学の組織 5月1日現在（4月1日付学部学科を以下のとおり改約された。）

- 学部 法学部（法政、経済（経済、経営）、文学（国文、英文）史学（史学、地理学）社会（社会、心理・教育）各学科）
- 教育学部（小学校、中学校、養護学校各教員養成課程）
- 理工学部（数学、物理、化学、生物、機械、土木、電気各学科）
- 保健学部（保健学科）
- 農学部（農学、農芸化学、農業工学、畜産、林学各学科）

○在籍学生数 987名（1年次）、867名（2年次）、868名（3年次）、999名（4年次） 合計3,730名

○教職員定員

	教 員	その他の職員	計
大 学 の 部	395名	325名	720名
附属病員の部	38名	242名	280名
計	433名	567名	1,000名

○所在地 那覇市首里当蔵町3-1 電 那覇（34）0101

D そ の 他

1. 学長・役員・委員等の異動について

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
東京農工大学	近藤 頼己	諸星静次郎 (事務取扱)
一橋大学	馬場啓之助 (事務取扱)	都留 重人
静岡大学	小野 勝次	榎場 周吉
京都工繊大学	藤本 武助	増尾富士雄
和歌山大学	広橋 次郎	香山 時彦
福岡教育大学	藤吉 利男	山本 傳

(2) 役員等の交替

○ 理事

(旧) 馬場啓之助(一橋大学)事務取扱

(新) 都留 重人(")

(3) 特別委員会委員の補充

委員会名	旧	新
医学教育に関する特別委員会	柳川 昇 (弘前大)	白淵 勇 (同 大)
入試期特別委員会	柳川 昇 (弘前大)	白淵 勇 (同 大)
教職員の厚生等に関する特別委員会	柳川 昇 (弘前大)	池田 数好 (九州大)
	近藤 頼己 (東京農工大)	加藤 六美 (東京工業大)
教員養成制度特別委員会	藤吉 利男 (福岡教育大)	山本 傳 (同 大)

(4) 常置委員会・特別委員会の臨時委員の選任

委員会名	氏名	委員職名
第1常置委員会	松田 智雄(元東大)	臨時委員
第6常置委員会	中林 陸男(元東北大)	"
教養課程に関する特別委員会	前田 陽一(元東大)	"
教員養成制度特別委員会	末吉 悌次(元広島大)	"

図書館特別委員 松田 智雄(元東大) "

(5) 専門委員の委嘱

委員会名	氏名	大学名
第1常置委員会	田中 源二	東大生研事務部長
"	福田 文夫	東京医歯大事務局長
"	稲野 信力	東京工大事務局長
"	浅野 清重	京大事務局長
研究所特別委員会	山田 秀雄	一橋大教授
教職員の厚生等に関する特別委員会	田辺 正二	千葉大事務局長
特別会計制度協議会	岩田 俊一	東京大事務局長

(6) 教員委員・専門委員の解嘱

第1常置委員会	中川敬一郎	東京大教授
"	針貝 信吉	東京芸術大事務局長
第3常置委員会	総山 孝雄	東京医歯大教授
第5常置委員会	青木富太郎	高知大学教授
"	松本 尚家	東京外大教授
第6常置委員会	隅谷三喜男	東京大教授
"	針貝 信吉	東京芸術大事務局長
研究所特別委員会	山田 勇	一橋大教授
教職員の厚生等に関する特別委員会	堀川 倉治	千葉大事務局長
入試調査特別委員会	入江猪太郎	神戸大教授
大学運営協議会	総山 孝雄	東京医歯大教授
特別会計制度協議会	藤吉日出男	東京大事務局長

2. 杉野目元副会長への弔慰について

昭和47年4月14日杉野目元北海道大学長の逝去に対し、国立大学協会より弔電を送り弔意を表した。

3. 罹災大学に対する災害見舞について

昭和47年5月2日千葉大学学部所管サークル部室(約1639m²)の火災につき、国立大学協会から同大学長宛見舞電報を送った。

4. 大学設置審議会大学設置分科会委員候補者の推薦について

当協会より推薦の大学設置審議会大学設置分科会委員のうち、鎌田東京学芸大学長、近藤東京農工大学長の任期が満了したので、文部省より後任として倍数の候補者を推薦するよう申越しがあつた。

よって、昭和47年3月30日開催の理事会に諮り、下記の4氏を推薦した。

記

清水 文彦(東京医科歯科大学長)

鎌田 正宣(東京学芸大学長)

福井 直俊(東京芸術大学長)

谷田 関次(お茶の水女子大学長)

(順不同)

5. 寄贈図書

教員養成関係統計資料 昭和43年～46年

大学入学者選抜方法の改善について

以上文部省

第1回全国大学保健管理協会中国・四国地方部会研究集会報告書

広島大学

日本育英会年報 昭和45年度

日本育英会

読書世論調査

毎日新聞社

Energy Vol. 9 No. 1

エッソ・スタンダード

第四回大学教員懇談会記録

大学セミナー・ハウス

第114回電波監理審議会聴聞意見書及び調査について

郵政省

大学問題研究委員会答申(46.9)

弘前大学

教育学部紀要 第19号

北海道大学

改革フォーラム No. 23

東京大学

Universitas Vol. 14

Stuttgart

大学院および学位制度に関する専門委員会における審議の概況について(要旨)

アジア諸国に対する教育協力のあり方について(報告)

以上文部省

新しい産業社会における人間形成——長期的観点からみた教育のあり方——要約と提言

基礎資料

以上日本経済調査協議会

学内制度改革に関する答申書

鹿児島大学

フランス教育用語集

改正版 高等教育基本方針法 1971年7月12日改正

// フランスの教育制度

以上フランス大使館

情報処理教育の振興について(第二次中間報告)

文部省

紀要(第4号)

聖徳学園短期大学

Life and Study in Japan

日本国際教育協会

改革試案研究委員会からの『「教授会」の検討
に関する経過報告』について

名古屋大学

第30回文部省所轄ならびに国立大学附置研究所
長会議議事要録

東京大学

京都大学学生懇話室紀要 第1輯

京都大学

大学入学者選抜方法の検討と改善(第1報)

〃

(第2報)

以上岡山大学

大学院研究年報 創刊号

中央大学

大学問題研究会中間報告(その4) 愛媛大学

国費留学生のためのガイド・ブック

日本国際教育協会

Higher Education and the Student Problem
in Japan

Kokusai Bunka Sink

教育学部研究報告書 人文・社会学編 No. 22

自然科学編 No. 22

教科教育学編 No. 3

以上静岡大学

熊本大学改革委員会広報委員会広報(4号)

熊本大学

就職のための会社案内('73)

採用のための大学案内('73)

以上学徒援護会

教育学部紀要(教育学部門)第17集

九州大学

国文学研究資料館

特定の大学に附置されない国立大学の共同利用の施設として本年5月10日から国文学研究資料館が創設された。その概要は次の通りである。

(目的) 国立大学における学術研究の発展に資するための国立大学の共同利用の施設として、国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存を行ない、かつ国立大学の教員その他の者で国文学の研究に従事するものに利用させる機関である。

(組織) 1. 管理部 2. 研究情報部 3. 文献資料部 4. 史料館

(人員) 30名

(所在地) 東京都品川区豊町1の16の10 (電) 03(783) 9106

国 立 大 学 協 会 組 織 表

(昭和25. 7. 13創立)

- 総 会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事一会長, 副会長を含む—21名, 各常置委員長)
- 監 事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (補 導)
 - 第4 " (学生の厚生)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会 新設大学拡充特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会 図 書 館 特 別 委 員 会
 - 教養課程に関する特別委員会 研 究 所 特 別 委 員 会
 - 入 試 期 特 別 委 員 会 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 入 試 調 査 特 別 委 員 会 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)
その下に、大学問題第1・第2・第3各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局課長)

編 集 後 記

- 今回は池田九大学長と前田ユネスコ国内委員会会長代理 (東大名誉教授) のそれぞれの権威者から、御多忙の中を特別寄稿を頂いた。また窓欄には、京大石井助教授から「学園紛争と学生自殺」を、和歌山大湯浅教授から同大「松下教授 (学士院恩賜賞受賞者) のこと」をお寄せ頂いた。
- 琉球大の加入によって、国大協は76国立大の「大学連合体」となった、会報が、連合体の機能を果たす上に少しでも役立つように、各位の御協力を得たい。 (C)